

この際、勝俣参考人から発言を求められておりますので、これを許します。勝俣参考人。

○勝俣参考人 電気事業連合会会長の勝俣でございます。

このたびのデータ改ざんや必要な手続の不備などの問題につきまして、先生方、関係御当局、立地地域、そして広く社会の皆様は大変御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。とりわけ、業界の中で率先して範を示すべき東京電力において不適切な事例が多数確認されましたことは、まことにじくじたる思いでございます。重ねて深くおわび申し上げます。

本日は、電力各社から経済産業省に対して、三月三十日に提出いたしました総点検の結果と、四月六日に提出いたしました再発防止策の概要などについて御説明申し上げます。

お手元の資料の二ページをごらんください。

昨年秋に水力発電所などの改ざんが相次いで明らかになったことから、甘利経済産業大臣の、事実を隠さず徹底的な洗い出しを行い、世界で一番安全で安心な原子力立国を目指すという方針のもと、原子力安全・保安院より電力各社に対しまして、すべての発電設備について総点検を行うよう指示がありました。

電力各社は、計器、コンピュータプログラムなどの調査を初め、検査記録や点検記録の調査、工事の仕様書、実施記録の調査を実施したほか、現役社員はもとより、既に退職した社員、協力会社やメーカーなど、延べ七万人以上にも及ぶ規模で聞き取り調査などを徹底して行いました。

三月三十日には、こうした調査結果を取りまとめ、電気事業連合会として経済産業大臣に対し、そして、電力各社より原子力安全・保安院に対し、それぞれ御報告をいたしました。また、四月六日には電力各社から再発防止策を提出いたしました。

三ページにございますように、各社から御報告いたしました事案を集約すると三百九十九事案あり、それを件数に換算いたしますと、全体としては約

一万件と計算されます。

これは、例えば、同一意図による不正処理を繰り返したり継続したりした場合には、対象発電ユニット数や検査回数を掛け合わせるなどの考え方をとりまして、一例を挙げれば、同じ種類の不適切な取り扱いが十回の検査で続いた場合は、それを十件とするというような数え方で件数をカウントしたもので、各社によって精粗はあるものの、原子力約四百六十件、火力約千二百件、水力約九千件程度となっております。水力は、例えばダム下流の放流注意の看板設置の無届けのものなど、そういった簡易なものが含まれており、数が多くなっております。

四ページに、水力発電所と火力発電所での事例を挙げております。

水力においては、ダム、水路、発電機などに関する法定の工事計画届け出をしなかった事例や、例えば漏水などの記録、データを改ざんするなどの事例があり、火力においても、法定の溶接事業者検査を実施しなかった事例や、各種の記録、報告データの改ざんなどの事例がありました。

五ページには、特に原子力について、重大性による分類を試みた結果を示しております。

資料中に分類基準の一例が示してございますが、各社の分類の仕方は若干異なります。最も重大なA区分は、「法令かつ保安規定に抵触し、かつ設備の健全性が損なわれていたもの」とあり、点検の結果、ここに該当するものが六事案七件ありました。

なお、A区分は設備の健全性が損なわれていたという定義ではありますが、このたびの評価事案が必ずしも設備の健全性を損ねているものではなく、北陸電力、東京電力の事案は、その重大性にかんがみてA区分としたものでございます。

六ページには、調査の結果、原子力で明らかにした事例を示しております。

それらは、一、予期せぬ臨界が生じた制御棒の引き抜け、二、原子炉停止操作中あるいは起動操作中に原子炉が自動停止した、いわゆるスクラム

の報告義務違反、さらには、三、国の検査における偽装、不正行為などの事案であります。

このように、原子力を中心に、重大な事案を含む多数の隠ぺい等がありましたことは、本来、社会安全に最も留意すべき立場にある電気事業者として、深く反省する次第でございます。とりわけ、原子力の制御棒引き抜けによる予期せぬ臨界の問題につきましては、多大なる御心配をおかけしてしまいました。

制御棒の引き抜けについては、軽微なものから臨界状態に達したもので多数の事例がありました。

最も古い制御棒の引き抜けは、一九七八年十一月に東京電力福島第一・三号機で発生した事象ですが、当時、当該案件をきちんと情報公開、情報共有していれば、その後の問題発生が防げたかもしれず、結果として広く皆様に御心配と御不安を与えてしまったことは、まことに遺憾のきわみでございます。

七ページには、志賀一号機の制御棒の引き抜け事象を示しております。炉心に差し込まれているべき制御棒が、操作ミスにより逆方向へ過大な圧力がかかったことから、想定外に引き抜け、原子炉の一部が局所的に臨界状態となったものであります。

この志賀一号機的主要原因につきましては、設備のふぐあいによるものではなく、操作ミスによるものと判断しております。しかしながら、ヒューマンエラーを防止するために、関係者の連携不足、チェック体制の不備など、運転管理にかかわる注意喚起やダブルチェックによる改善を図ることといたしております。また、設備面についても、メーカーと協力しながら早急に検討を進めるということでもあります。

八ページをごらんください。

原子炉停止中の制御棒の引き抜けによる臨界につきましましては、予期せぬ形で生じた重大な問題であり、原子炉の自己制御性と呼ばれる性質、すなわち、燃料温度などが上昇すると出力上

昇が自然に抑制される性質が働いて、定格出力に比べて十分に低い水準で終息し、設備事故、人身事故、さらには周辺へ影響が及ぶような事態には至りませんでした。

しかしながら、このような事象が生じたことを隠ぺいし、立地地域を初め広く社会の皆様方に大変な御心配をおかけいたしましたことは、まことに申しわけないことでございます。ここに重ねておわびを申し上げます。

九ページをごらんください。

電気事業者といたしましては、二〇〇二年、平成十四年の東京電力における原子力不祥事などを契機といたしまして、これまでも各種の対策に鋭意取り組んでまいり、こうした取り組みについては、いまだ道半ばとはいえ、相応の改善をいたしていると考えております。しかしながら、社会の点検において、過去のものとはいえ、社会不安に結びつくような数多くの重大な問題が見出されたことにつきましては、まさに本来打つべき対策が十分な状態に至っていないためであると、深く反省する次第でございます。

十ページに入ります。

電力業界といたしましては、各社の社長で構成する信頼回復委員会、再発防止策について徹底的な議論をいたしております。これを受けて、電力各社は、これまでやってきたことの足らざる点を深掘りし、それぞれに具体的な対策を固めて、四月六日に原子力安全・保安院に提出いたしました。

電力各社が報告した各種の対策を勘案して、今後、徹底した再発防止と、安全文化の再構築と定着を図るために、以下の点を重点に対策を講じてまいる所存でございます。

第一に、企業倫理、コンプライアンスを再徹底するために、電気事業連合会行動指針の見直しや、特に各社、協力会社などの幹部、管理職への徹底した研修、教育を行うこと。

十一ページに入ります。

第二に、メーカー、協力会社を含めた、発電所

で働く人々のすべてによる風通しのよいコミュニケーションを促進すること、そして、不正、不備を隠すことなく自発的に言い出すことができ、それを積極的に受けとめて改善する仕組みを確立すること。

第三に、品質保証面での電力間、関係会社間の情報共有に努めること。特に原子力部門については、原子力施設情報公開ライブラリー、通称ニューシアと呼んでおりますが、これを活用した一層の情報共有を進め、隠す隠さないを判断する余地がなくなる公開の仕組みを徹底すること。またあわせて、電力各社が内部監査の強化なども行います。

失われた信頼は一朝一夕に回復することはできませんが、私どもの事業活動の基盤である信頼の回復に向けて、トップが率先し、電気事業に携わる従業員の一人一人が、もう後がないという強い覚悟を持って、業界を挙げて再発防止対策を着実に実践してまいります。

先生方におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○上田委員長 ありがとうございます。

○上田委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮腰光寛君。

○宮腰委員 自由民主党の宮腰でございます。

ただいま、発電設備等における過去のデータ改ざん等の問題につきまして、電事連の勝俣会長から、参考人を代表して御報告をいただきました。今回、とりわけ原子力に関する不適切な事案が数多く発覚をしたということでございますけれども、原子力に対する不信、これは、事故やトラブルそれ自体よりも、その情報を隠ぺいしたことによって拡大するとも言っても過言ではありません。電気事業者は、どれほど都合な真実であっても正確に公表することが、結果的には、受ける傷が

浅く済み、早期の信頼回復につながるということ、肝に銘じるべきであります。

地球温暖化とエネルギー需要の急激な高まりという地球規模、人類規模の課題が迫っている中で、この二つの課題を早期に解決し得る技術は、原子力以外には考えられない。原子力発電は今後とも着実に推進すべきであるという基本的立場で、参考人の皆様方に質問をいたします。

まず、今回の総点検についてであります。今回の総点検は、昨年秋季以降、平成十五年の電力不正問題以前のデータ改ざんが次々に発覚したことを受けて、甘利大臣が、事実を隠さず出さうに指示したものであります。

そのねらいは四つ。第一に、過去にさかのぼって不正を清算すること。第二に、不正を許さない仕組みを構築すること。第三に、事故やトラブルの情報を共有し再発防止に生かすこと。そして第四に、電力会社の体質を改善すること。この四つのねらいの中には、過去との決別宣言をせよとの大臣の強い意思が込められていると考えております。

地域のトップ企業の集合体であります電事連として、今回の総点検は、甘利大臣の指示のとおり、過去との決別宣言になっていると胸を張って言えるのかどうか。また、法令に基づく適正な処分がなされることについてはどうお考えなのか、勝俣会長からまずお答えいただきたいと思っております。

○勝俣参考人 お答えいたします。

私も電気事業者は、この四カ月間、まさに総力を挙げて、考えられるありとあらゆる調査方法をもって調査いたしてまいりました。その結果といたしまして、相当と申しますか、大変いろいろなものが出てまいりました。正直、私は、もうやり尽くしたということをお申し上げたい、期待したいところでございます。

しかしながら、やはり原子力というのは、数十年の歴史を持ち、大変多種多様な工程等々ございます。そうしたことから、すべて全くこれからは

いということ、大変申しわけございませんが、断言しかねるのが今の実情と思っております。大事なことは、仮に出てきたときに、隠すことなく、徹底的に調査して公表し、再発防止対策を講ずる、こういった仕組みをきちっとすること、このようなことで考えておりますので、よろしく御理解を賜ればと思います。

なお、処分につきましては、国が判断されることとであり、出される処分については、私どもとしては真摯に受けとめる考えでございます。

以上でございます。

○宮腰委員 次に、原子力発電所における不適切な事案について伺いをいたしたいと思います。今回の原子力発電所における総点検におきましては、制御棒引き抜き事案が四電力で合計十件発生しております。そのうち、昭和五十三年十一月の東京電力福島第一・三号機と平成十一年六月の北陸電力志賀一・二号機では、原子炉が臨界状態に至っていたと報告されております。しかも、この二件は、運転日誌などを改ざんし、かつ、国に報告がなされなかった、いわゆる改ざん、隠ぺいという、特に重大な事案であります。

私の地元であります北陸電力の永原社長にも参考人として御出席いただいておりますけれども、この臨界事故の内容と発生の原因及びその安全性についてどのように考えておいでになるのか、伺いたいと思っております。

○永原参考人 お答え申し上げます。

まず最初に、当社は、平成十一年の六月、志賀一・二号機の定期点検工事の中で、手順のミスによりまして制御棒三本引き抜けるという臨界事故を起こしております。当時、記録を残すことなく、発電所の方でこれを隠したものであります。以来、今日まで八年間、当社としても見つけることができません。まことに申しわけなく思っております。

今般の調査の中で判明いたしました、直ちに国の方へも報告し、あるいは、石川県、地元志賀町等の自治体にも御報告申し上げたところでございますけれども、本当に申しわけない事態が引き

起こったというふうに受けとめております。本当に申しわけございませんでした。

今、先生から、こういった事故であったのかというところでございますが、概要は、先ほど電気事業連合会の方からお届けしたペーパーもございまして、その機能の確認試験をしておりまして、その際に、弁の操作を誤って、その結果、制御棒の上下の水圧の差が生じて制御棒が抜けたものというふうに判断しております。三本抜けて、弁の操作を誤ったというのに気づくために十五分ぐらいかかっておりまして、十五分間の間臨界状態が出現したということでございます。

そして、この臨界事故の安全性についての御質問がございましたけれども、これにつきましては、当時の、環境へ与えた影響を発電所の周囲のモニタリングポストで観測しているところでは、異常値は、異常値というか有意な差が出ておりませんので、環境への放射能の漏れはなかったものというふうに考えております。また、当時、原子炉では六名の作業員が仕事に従事してございましたけれども、これも放射能を浴びるというようなことは確認しておりません。異常がなかったというふうに判断しております。また、燃料棒等の損傷につきましても、これには異常がないということを確認しております。

以上でございます。

○宮腰委員 記録が残っていなかったということでございますが、事故を八年間も見えてきた理由、これはどうしてなのか。あるいは、事故を見逃した経営の責任、さらには地域の信頼回復といったことについてどう考えておいでになるのか、伺いたいと思っております。

○永原参考人 八年前に臨界事故が起こって、当時これを経営層が発見できなかった、見つけれなかったというのは事実でございますが、以後八年間の間見つけることができません。実は、四年ほど前にも一度、東電さんの問題があった、当社でも調査委員会をつくって調べたことが

ありますが、その際にも、私も委員の一人として参加したんですが、見つけることはできませんでした。

八年間の間見つけられなかったとか、経営としては隠しておいたことになりませんが、本当に申しわけないことであるというふう存じております。

今回、地元の志賀町を中心といたしまして、本来長年にわたって当社を信頼していただいていたというふうには私は思っておりますけれども、本当に信頼していた地元の皆さんを裏切るような行為になりまして、本当に申しわけないというふうに思っております。

この信頼回復の道は遠く険しいというふう存じておりますが、これも今後は、四月六日に提出いたしました根本的な再発防止対策、私は、この対策の基本は、原子力は安全が大事で、安全を何よりも優先するんだという考え方を社員一同徹底すること、それから、法令遵守なり地元との安全協定は守るということを徹底していくことが基本だと思っておりますが、二十一項目から成る再発防止対策を出しました。これを今後は着実に実施して定着させていく、そういう中で、地元の皆さんのまた信頼を得ていきたい。特に今後は、地元志賀町の皆さんと、地域と一緒にたつた原子力事業の運営というものに努めてまいりたい、かように考えております。

○宮腰委員 私、永原社長の誠実なお人柄は御信頼申し上げておりますが、ぜひ、不返転の決意で、安全、安心を何よりも優先していただいて、北陸電力の安定供給に引き続き努めていただきたいということをお願いしておきたいと存じます。次に、東京電力の件でありますけれども、臨界一件を含む制御棒引き抜け事案七件、これに加えて、福島第二・四号機で制御棒駆動機構が破損をいたしました。この際に、工事計画の届け出をせず、さらに、使用前検査を受けることなく予備品への取りかえ工事を行った事案がありました。こ

のケースにおきましては、その後であります、破損した制御棒駆動機構と同一の製造番号を持つものを製作いたしまして無届けで使用したという、いわばさらに悪質な行為が加わる結果となっております。

この事案における最大の問題点は、破損したものと同一の製造番号を持つものを製作するためには、プラントメーカー側の直接的な協力なくしては不可能であるという点にあります。つまり、東京電力が指示をし、メーカーである日立製作所も直接的に関与していたのではないかと考えますが、勝俣社長から事実関係とその背景をお伺いしたしたいと思います。

○勝俣参考人 福島第二・四号機の制御棒駆動機構の事案につきましては、昭和六十三年の第一回定期検査において、制御棒駆動機構一体にふぐあいが発生いたしました。そこで、当社は、日立さんと協議の上、予備品の制御棒駆動機構への取りかえを実施いたしました。その際、当社は定期検査工程への影響を懸念し、必要な工事計画の届け出、使用前検査を受検せずに取りかえを行ったものであります。

また、第二回定期検査前、平成元年でございますが、これに実施した予備品の使用前検査において、当社は、日立さんと協議の上、使用中であつた予備品の制御棒駆動機構と同一仕様、同一製造番号の代替品を製作し、検査を受検いたしました。

さらに、平成二年の第二回定期検査において、当社は、第一回定期検査における取りかえ工事を隠ぺいするため、ふぐあいの発生した制御棒駆動機構と同じ製造番号のものの製作を日立さんに依頼し、工事計画の届け出、使用前検査を受検せず取りかえを行ったものであります。

一連の不正の動機、背景については、第一回定期検査で定期検査工程を優先してしまつたこと、第二回定期検査においては、不正を隠すためにさらに不正を重ねられたものであります。これらの不正につきましては、法令遵守意識が

希薄で、技術的に問題なければよいと判断したものであり、さらに、本来、設備の品質保証に責任を有する電力会社がメーカーに対しこのような不正の相談や依頼をしていたということは、弁解の余地がない重大な問題であり、深く反省いたして、再発防止対策を徹底してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮腰委員 ちよつと時間が迫つてまいりましたので、日立さんに一点だけ。

改ざんや隠ぺいをしていない仕組み、あるいはさえない仕組み、これはプラントメーカーから電力会社へという事故報告のルートに加えて、メーカーから電力会社を通さない別ルートでの情報公開が必要なのではないかというふう存じます。今回の事案の当事者として、日立庄山会長さん、どう考えておいでになりますか。

○庄山参考人 御回答申し上げます。

今時点において、〇二年以降の体制になりましたからは、随分このようなことは、その昔何でやつたんだろうなと今思っているぐらいでございます。まして、電力会社さんの方でほとんど全部報告はされますし、私どももいろいろな問題があれば必ず報告するようにいたしておりますし、かなり変わってきたなというふう存じております。

したがしまして、私ども、今まで技術を通じて社会に貢献するというのが私どもの会社の趣旨でございました。しかし、顧客第一主義というのを言っておりまして、しかし今後、やはり社会理念に合わせ、コンプライアンスのことまで含めて、お客様第一主義というのは間違いであります。たとえお客様の御要望であっても悪いことはやつちゃいけないということ徹底を固めてまいります。

やはり従来どおり、電力会社さんにおきましていろいろな問題は電力会社さんを介して御報告すること、私どもは今後ともやつてまいります。場合によつては、コンプライアンス上いろいろな問題につきましては、私ども、社内の方でございまして、あるいは取締役さんにも直接上がるような道もつくりましたので、ぜひそういうこと

で、場合によつては直接ということもあらうかと思ひますが、ほとんどのものは電力会社さんを介してやることでよろしいんじゃないかというふう存じております。

以上、お答えいたします。

○宮腰委員 しない仕組み、させない仕組みというところで、電力業界とプラントメーカーの間でもつと詰めて考えることがやはり必要なのではないか、再検討をお願いしたいと思っております。

最後に、水力発電の問題でありますけれども、関西電力さんにおいてをいただきました。

水力事業に関しては安全上の問題はまずないと思ひますが、石油、石炭、ガス、ウラン燃料など、金で買えるエネルギー資源とは違いまして、発電に利用する水は金で買えない公の財産であります。超過取水あるいはデュータ改ざんが常態化していたということにつきましては、地域の共有財産である水資源を長期にわたり私物化していたことになるのではないかと。少なくとも、水は自分たち電力会社のものという意識が根づいてあつたのではないかと疑わざるを得ません。

水は果たしてだれのものなのか、森社長からこのことにつきましてお答えをいただきたいと思ひます。

○森参考人 お答えいたします。

まず最初に、今回の発電設備の総点検で不適切な事象が多数発生したことを大変重く受けとめており、反省いたしております。深くおわび申し上げます。今後は、私が先頭に立ちまして、再発防止対策を徹底することによって、二度とこのようなことを起こさないように取り組んでまいりたいと思ひております。

先生から、水はだれのものかという御質問がございましたが、私は、河川の水は公水、つまり国民の皆様、とりわけ地元の皆様の生活に密接に密着した貴重な資源というふう存じております。このような水を発電水権利として許可いただいているものでありますけれども、これを不適切に利用したということは本当に申しわけなく思ひて

おります。今後は、河川管理者の御指導を賜りながら、適切に利用させていただくということに心がけていきたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○宮腰委員 水力発電事業を行うに当たりましては、原子力の場合と同様に、立地地域との共生を図っていくことが極めて大事だということに思っております。自然環境の保全あるいは観光への積極的な活用など、今後水力立地地域との共生をどう進めていけるのか、森社長から改めて伺いたいと思ひます。

○森参考人 水力立地地域との共生の問題でございますが、当社は、地域との共生につきまして、地域に根差した企業といたしまして、お客様や地域の社会の皆様とともに生きて、ともに発展するということを旨として取り組んでおります。これは当社の事業活動の根幹であるというふうに思っております。

とりわけ、水力発電はその地域の水系に設備を設けさせていただいております。地域の皆様と一体になって初めて運転が維持できるというふうに考えております。これまでも、地域の行事に参加させてもらうなど、地域の一員として皆様の御要望を受けとめながら取り組んできたつもりでございますが、今後もその思いを忘れずにしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

また、自然環境の保全の取り組みとか観光への積極的な活用など、この件につきましても、地域のお話を伺いながら、我々として出せる知恵は出して、可能な範囲において今後とも協力させていただきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○宮腰委員 今ほどの御答弁を忘れずに、地域と共生をしていくという気持ちで引き続きやっていただきたいということを御要望申し上げ、終わります。

○上田委員長 次に、岡部英明君。

○岡部委員 おはようございます。自由民主党の岡部英明でございます。

今、宮腰先生の方からお話がありました。が、今回の一連の報告の中で何よりも一番重要であるということは、データの改ざん、隠ぺいが継続的に行われていたということだと思ひます。隠ぺい、まさに小さな事故が大きな事故を防ぐという可能性をなくしているということでは非常に大きな問題だということに私認識しているところでございます。

その中で、甘利大臣が昨年の十一月に指示を行い、今回の総点検となつたわけでございます。三月末を期限として徹底的に今回調査されたというふうに思っております。これはでございますが、二〇〇二年に東電の不正がございました。そして、そのときになぜ今回のいろいろな一連のデータの改ざん、隠ぺいが報告されなかったのか。その中で、果たして今回、再度このような形で報告の指示を出されたら、すべてを出し切った、うみを出し切ったと言えるのかどうか。そのことについて電事連の会長の方から御見解をお伺いしたいと思ひます。

○勝俣参考人 お答え申し上げます。まず、なぜ二〇〇二年のときにしるべきなかつたのか、この問題でございますが、私ども、その際、原子力の定期検査報告等々と、ある程度、かなり突つ込んだ調査をいたしました。しかしながら、若干範囲が狭かつたということが一点。それからもう一つは、当時、私どもの会社で申し上げると、会長、社長以下が辞任し、そして全号機とまるといふような、非常にある意味で凍った状況にあつたと思ひます。そうした中で、今回のアンケート調査でもって、その当時なかなか言い出すのは難しかった、こんな御意見もござい

ます。同時に、私の反省事項としては、もともととそこそこに出るような仕掛け、仕組みを本来つくっておくべきであつたと今の時点で反省しておりますが、そうしたことを含めて、対象が狭かつたことと言いつらかつたというこの二つがありましてなかなか出し尽くせなかつた、こういうことで考えております。

今回、これは私どもだけではなくて全社挙げてですが、データ、書類等の調査を広範囲に行うとともに、社員、OB、メーカーさん、協力企業さん等々七万人に上るヒアリングを実施する、あるいは、グループ討議といった格好で、そのとき何かあつたんじゃないかと、そんなような格好の議論等々を重ねまして、今回いろいろな事例が出てきたということでございます。

ただ、問題は、全部出尽くしたかと言われると、これはなかなかつらいところでございまして、長年の歴史を持つており、またいろいろな工程、いろいろな方々が働いた原子力でございますので、肝心なことは、出てきたときにはすぐさま調査し、公表し、原因対策をつくって防止対策を講ずる、こういうことでございまして、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○岡部委員 確かに、今回の報告につきましては評価するところもあるのだろうというふうに思っています。七万人に及ぶ意見の徴収、そして、古いデータは、戦前のものもこの一万件の中には入つていっているというふうに聞いております。

ぜひお伺いしたいのは、なぜそのようなデータの改ざん、隠ぺいが行われていったか。いろいろなチェック機能があるかと思うんですが、安全文化という意味で、意識の中で何が足りなかつたのか、そして、今でももしかするとあるかもしれないという御発言が今ちよつとあつたわけでござい

ますが、まだ足りないところがあるのかどうか、ぜひお伺いしたいと思います。

○勝俣参考人 こうしたことが行われた背景、原因には、いろいろな要素が複合的に絡み合つていたのかと思ひます。一つは、安全には問題ないんだから、むしろ行政当局とか自治体に説明しないであらう、むしろ省いちゃつた方が早いとか、あるいは、安定供給というか需給上の工程をきちんと早くやつた方がいいとか、あるいは、何か問題が出たときにその職場だけで処理しちゃつて上まで上げていかないう風土というものがあつたとか、そんな要因がいろいろ絡み合つて出てきた問題だと思つております。

ております。

そうしたことににつきまして、私ども、二〇〇二年の不祥事にかんがみまして、コンプライアンスの遵守、情報公開の徹底、あるいは職場風土の改善等々、力を尽くしてまいりました。これは私どもに限らず各社同じだと思ひますが、そうした方向でやつてきて、おかげさまで昨今は非常に数少ない、出たのも、ちよつとまさに過つて出たというような、そういうことでございまして。

ただ、私の申し上げているのは、過去までさかのぼったときにそうした問題が発見されることは絶対ないということとはなかなか言えない、こういうことでございまして、御理解のほどよろしくどうぞ。

○岡部委員 わかりました。二〇〇三年十月より原子力については大きな隠ぺいがなかつたというふうに御報告を受けておりますので、ぜひ今後も安全についての取り組みをお願いしたいというふうに思ひます。

そして、今回の中で幾つか、やはり原子力については大変重要なことだというふうに思っています。現在、CO₂や環境等の問題、また原子力のエネルギー源での優位性と申しますか、原子力の安全性が大変高まつているわけでございまして、その中で、今回の報告、また、隠ぺい等が、今後の原子力行政の発展が阻害されるようなことがあつてはならない、そのために、隠ぺいがないような、そんな体質をつくつていただきたいと思ひう

けでございます。

その中で、北陸電力さんの志賀原発についての御伺いをしたいというふうに思っています。いろいろ新聞を読みますと、マニュアルが不手際だつたというような報道も一部ありましたが、また手順書に不備があつたとか、また手順書が守られていなかったとか、その点について、どのように責任を感じられているのか、どのような事故の原因であつたのか、お聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

○永原参考人 志賀一号機の臨界事故につきまして

て、当時、作業の手順書がきちつとしていなかった、あるいは手順書をちゃんと遵守しながら仕事をしなかった、そういったことをいろいろ言われておりますけれども、当社の調査といたしましては、当時の作業手順書が、きちつと行われておれば臨界事故にはならなかったというふうに判断しております。そういう意味では、本当に、臨界事故に至ってしまったことは何とも申しわけないという気持ちでございますし、何で現場の方の作業がきちつと行われていないのかということについては本当に反省すべき点があるはずでございます。

作業手順書につきましては、今申し上げましたように、きちつとそれを遵守して行われれば臨界事故は起きなかったというふうに申し上げましたけれども、しかし、その手前の、弁のあけ閉めとか、あけておく弁を閉じてあったとか、あるいは流量の調節弁の圧力を調節しておくとか、そういう重要な部分について明確な、ここが大事ですよというふうなものを当時としてはなかったことが原因の一つだというふうに思っております。

それから、作業が、原子炉格納容器の下の制御棒を駆動させていたわけでありましたが、弁操作も、一方、弁の操作とか制御棒の操作は中央制御室という場所とは離れた場所で行っております、この連携がうまくいっていないこともわかっております。本当に残念なことですが、統一指揮する指揮官とか、だれが責任者なんだということもあいまいな状況で行われてしまったことがこのように申しわけない事故になったんだというふうに反省をいたしております。

現在では、そのようなことがないように、手順書にはちゃんと、あらかじめ弁をあけておけよ、あるいはこの仕事はだれが隊長でやるんだということを決まっておりますけれども、残念ながら八年前当時にはそういう残念な事故等もございました。

以上でございます。
○岡部委員 ありがとうございます。

ヒューマンエラーというわけではないんですけど、人間のやることでございますので、やはりヒューマンエラーを前提としたシステムづくりというものを、マニュアルに頼ることなく、今後も整備していただきたいと思うわけでございます。

そして、今回の志賀での事故につきまして、北陸電力さんのトップの方は、本社の方は知らなかった、現場で行われたというふうな話を聞いております。もしそうであるならば、なぜ現場の方で隠ぺいしなくてはいけない、そんな雰囲気があったのか。現在と当時では雰囲気、原子力を取り巻く環境が大分違うんだらうというふうに思っております。

また、新聞報道によりまして、発生した当時、二号機の増設の地元の下解を受ける二カ月前であった、そういう中で隠ぺいだったというふうにも聞いております。そういうことも影響するのかなというふうに思うわけですが、なぜ現場の方で、そのように本社に知らせることなく隠ぺいが行われる雰囲気があったのか、ぜひ御見解をいただきたいと思っております。

○永原参考人 平成十一年の六月のこの臨界事故につきまして、事故の起こる四日前に、実は、定期検査中に非常用ディーゼルという発電機の故障が見つかって、この四日間、物すごく忙殺されておったということが判明しております。そういうことで、作業は、所員が大変無理にやっていたという状況も実はございました。

それから、今先生が御指摘のように、二カ月後の予定として志賀二号機が着工するというスケジュールがわかっておりました。当然、地元との合意形成上、仮にこれがはつきりしてくると、志賀二号機の着工は繰り延べという御破算とか、そういうのも感じておったかと思っております。

そういった前後の事情は、所長に対してあるわけでございますけれども、私、この件を振り返って見まして、やはり当時の社内全体の、経営層と発電所現場の技術陣の責任者との間の風通しの悪

さと申しますか、経営体質にいささか問題があったんだらうと。問題が発生したときに、所長が上にこういうことが起こりましたということを素直に報告できないという雰囲気があったのではないかとということが残念であります。

その結果、社内調査の結果、あるいは今回、私も、社内調べましたといつても、なかなか、これは本当かということもございまして、社外の弁護士さんから成るチームをつくって調査してもらいました。この両方の結果は一致しておりますけれども、こういう大きなことが、発電所の現場で所長以下の判断で、臨界事故を外部に報告しないでおこうということが決められたということで、本店の方あるいは本店上層部、当時、経営層は全く知らなかったというのが実態でございます。

以上でございます。

○岡部委員 想像しますに、現場の方では、やはりこの事故を発表することによって大きな影響があるんだらうというふうに考えていた。アメリカの航空事故などでは、免責を前提にいろいろな報告、調査をされるということを聞いております。

原子力の安全につきましては、マスコミも、また世間も大変厳しい目を向けられている。その中で、余り過剰でありますと、どうしても隠ぺいがかさねてしまふ、私は、そういう懸念もあるんだらうと。

そういう意味では、今後、安全文化を進める上で、やはり、許すことはもちろん許されないわけではございますが、それにつきまして、もっと原子力を取り巻く環境を含めて、物が言えるような、そういう制度づくりといえますが、そういうものをつくっていかなくては、これは原子力の今後の発展を損なうことになるのではないかなというふうに思っております。

そして、志賀原発につきまして、日立製作所の方に聞きたいわけでございますが、先ほど、マニュアルについてはきちんとできていたがまだ多少足りないところがあったということでございます

した。そしてまた、検査中、メーカー側も一緒に立ち会ったということでもございました。その中で、そのときの事故について知り得たのか、知っていたのか、その点について伺いたいというふうに思います。

○庄山参考人 志賀の臨界事故の件につきまして、私も、作業員を派遣している立場におきまして、このようなことが起きたことを非常に遺憾に思っております。

ただいまの御質問でございますけれども、先ほど電事連の会長あるいは永原参考人からもお話ございましたが、私どもの反省は、やはりだれが指揮をきちつとし、そして、その指揮のもとで私どもの作業員は動いたわけでございますけれども、そのプロセスあるいは徹底度合い、あるいは事前のスケジュール相談、これにおいて、私どもももっと積極的に参画していればよかったかなというふうに思っております。

そして、この事実を私どもは知っていたかどうかということでもございますけれども、これにつきましては、実は、当時おりました私どもの作業員は知られていなかったということのようでございまして、相当前のことではございませんけれども、私自身も、先日、その当時現地にいたしました人間に直接会いまして、いろいろ確認いたしましたけれども、特に、結局臨界のような状態があったかどうかというようなことは、極端に言いますと、先日の、三月十四日ぐらいまでは知らなかったということのようでございます。

そういうことなのでございますが、しかし、私どもメーカーとして、やはり電力さんにいろいろな形で、私どもができるだけの支援、サポートをするのは当然のことでございますので、今後、内部のコミュニケーションをよくしてやるように、さらに徹底を図ります。現状におきましては、そういう問題は〇二年以降かなり改善されているとは思っておりますけれども、念には念を入れて、さらに徹底を図りたい。

以上でございます。

○岡部委員 ありがとうございます。

志賀原発以外にも、昭和五十三年の福島第一の三号機から始まって、東京電力さんの方です。十件制御棒の引き抜けに関連する事象が発生している。その中で、臨界に達したと思われるのが二つある。メーカーとして、ほかのメーカーも、東芝さん、日立さんで起こっているわけでございます。

メーカーとして検査中立ち会っているというところで、そういう情報をその間に知り得なかったのか、また、業界としてどういうふうに対応すべきだったとかいう考えがあるのか、また、今後どういうふうに取り組んでいくのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

○庄山参考人 先ほど電事連会長から十件のお話がございますけれども、実は私も、臨界という事例は、ああいうことをやればこういうことが起きるといことは、もちろん、ああいうプロセスの中の一つですから知っておりますけれども、あの事例は私も経験したことがなかったということでございます。

それで、反省を含めまして、BWR関係の、電力さんとメーカーと入りましたBWR事業者協議会というのを既に設けてございまして、そこで、いわゆる運転上、まあ製造にまつところはそれぞれのメーカーで責任というのは非常にはつきりしておりますけれども、運転にまつわる、あるいは実際御使用になった上でいろいろなふぐあい点とか、こういうものについては意見交換をするような形にいたしましたので、今後は、こういうことは包み隠さずやろうというふうにどんどん持っていきたいと思っております。

それから、メーカーなどの例はちよつと事例が違つてございまして、そういうものも含めて今後意見交換をやつて、より一層皆様方に安心、安全に使つていただけるようなものにしていきたい。以上でございます。

○岡部委員 ありがとうございます。

引き抜けにつきましても、福島第一・三号機、

昭和五十三年にこのことが報告されていれば、その後の九件についてはなかったことでありますし、やはり情報を共有する、公開することによって安全については大切なのかなというふうに変更を思つた次第でございます。電力会社の皆様、メーカーの皆様、今後、安全について、安全文化の醸造についてぜひ御尽力いただきますようお願いしまして、終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○上田委員長 次に、赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。きょうは、参考人の皆様、御足労いただきました。ありがとうございます。

まず、先ほど勝俣会長から今回の御報告の概要がなされたわけでございますが、一万件を超えるというところで、過去にもさかのぼり、その中には、そちら側からは言いにくいかもしれませんが、軽微な事案もあり、相当深刻な、加えて、かつ悪質な事案もあった。その中で、先ほどAランクが六事案七件というふうな御報告も、それは電事連さんの認識だということには思いますが、そういうことをされている。

ただ、これだけの徹底的なことを報告しながら、先ほど勝俣会長からは、正直これが完璧かどうかかわらない、過去にさかのぼったりとか軽微な案件ということを言われた。それは本音の話かもしれないが、しかし私、そこは、それであるならば、今回の御報告自体が評価に響くというふうに出る。というのは、徹底的にうみを出せと言われて、大臣が相当踏み込んだ指示を出し、そして皆さんも総がかりでやつた、その中の報告がまだ完璧じゃないかもしれないと御報告の責任者が言われるということ、それでは話がどうなのかなというのを正直に私は思います。

そのことと絡むんですが、大昔の軽微な案件が出てくるかもしれないというふうなことではなく、A分類とかB分類のことについては、少なくともそれはこれからは出てこないというぐらいのこの宣言はされないと、大臣の指示というのが

余りにも軽い話になつてしまふのではないかと私は思うんです。大臣の指示に対して皆様方の受けとめ方という意味での評価が低い評価になつてしまふのではないかと私は思うんです。

この点について、どこまで年限を区切るかという点については、どこまで議論があるかと思いますが、しかし、例えば二〇〇三年の十月以降のものは今後は出てこなかったわけですから、法改正以降の改訂は今後出てこないということについては、どのように確信という認識をされているのか、まず御確認をさせていただきたいと思います。

○勝俣参考人 やや誤解を生ずる私のお話であつたかもしれないけれども、正直、一言で言えば、人事を尽くして天命を待つと申しますか、徹底的にやつたつもりです。

したがつて、ないということでは断言できればそれにこしたことはないというのにはまさに私の気持ちでございます。しかし、やはり人の記憶というふうなものをたどる、例えば今回の場合でも、いろいろグループ討議等々をやりました、それによつていろいろ触発されて出てきた、そうすると、それが出たことによつて、ああ、それだつたらこういうふうな、こんなことがあつたなんというふうなお話もありますので、正直、パーフェクトにないということとはなかなかということでございます。まさにそんなところでございまして、全力を挙げたということとはまことに、もう私、こればかりは断言できるということでは考えております。

それから、二〇〇三年以降、ほんのちよつとしたミスみたいな軽微なものはあるにせよ、当然ながら、重大なものが出ておりません。

私どもの会社の例で申し上げれば、私ども、特に二〇〇二年からということではいたしているわけですが、やはり情報公開というのを非常に徹底して、年間一万二千件ぐらい今発表しております。そうしたことによつて、それが意味で非常に細部のところまでわたつての牽制にもなつたりしております。それから、不適合なものは絶えず毎

日、朝、いろいろな議論をするような仕組みもでき上がつておりますので、二〇〇二年以降については、まさに重大なものは全くないということは、私自身、東京電力として断言できるということでは考えているところでございます。

以上でございます。

○赤羽委員 わかりました。二〇〇二年以降、そういうことは出てこないということがこの御報告でなされたというふうなことを、私はそれがあつたと思ひますので、そうさせていたいただきたいと思ひます。

次に、二〇〇二年のいわゆる東電不正問題のときにも総点検の指示が出た、そのときに、なぜ今回の、例えばAで分類されるような事案が出てこなかったのか。先ほど勝俣会長からは、対象範囲が狭かつたとか、言いづらかつた、報告するのが難しかつたという現場の雰囲気があつたという話がございます。

私が聞くところによりますと、記録として残っているものしか要するに調査をしなかつた、職員に対するヒアリングは行なかつたというふうな話も聞いておりますが、その辺がどうなのかということ、二〇〇二年の東電不正問題というののも電事連にとっては大変大きな事案であつて、そのときに本当になぜ出なかつたのかというのが、やはりこれは、我々も大変ショックでありました。

一方で、電力会社というのは国民生活に欠かさない電気を供給する事業者だ、であるから、不祥事が明らかになつても不買運動が起こるわけではないしということ、どうしても甘さがあるのではないかというふうなことを、やゆするようなことを言う人もおります。これは、変な話ですけれども、日本航空とかそういうナショナルブランドのところに対する批判としても常に行われることではあります。

こういったことについて、先ほどのお答えと重なつてしまひますけれども、二〇〇二年のそのときに、なぜ、記録だけしかチェックしなかつたのか、それが本当ならばですね、そういう狭い範囲

の調査しかできなかったのかということについてお答えをいただければというふうに思います。

○勝俣参考人 二〇〇二年のときは、いわばGE案件と申しますか、内部申告から話が始まりまして、言ってみれば、定期検査等々における不正ということが中心でございました。そうしたことを中心に、いろいろなものを調べていった。当然、その関係者等々につきましては、私どものヒアリング、あるいは弁護士さんのヒアリング等々もいたしました。ただ、広範囲にわたつてのヒアリングというような格好では、今回のようなヒアリングは残念ながらとてなかつたといったことも一つの要因であつたかなと思います。

それから、今回、いろいろ対比をつくつて調べますと、データ関係、書類関係をチェックしただけでは見つからなかつたけれども、どうもそのときにこういうことをやつたといつたようなことをベースにして、さらにメーカーさん等々もいろいろなところまで問い合わせて、それで見つけたような事実もございます。

そうしたことで、前回がそれでは不徹底だったんじゃないかと言われると、大変申しわけないと言ひしかないわけですが、その当時も、もう必死になって、言ってみれば、そのGE案件を中心に、一体どういうことであつたのかといったことで調査したことも事実でございます。そのときに、何かおかしいことがあつたら出してほしいということは、協力企業まで含めて、私自身、みずからお願ひしたといったこともしたんですけれども、残念ながら、今のような形でいろいろな格好で出てくるのがなかつたということで、その点、大変申しわけないことであります。

そうした反省に立ちまして、また、二〇〇二年から進めてきた、させない仕組み、しない風土とか、言ってみれば、コミュニケーションの活発化まで入れて、そうしたことで、だんだんそういうコンプライアンスを遵守して、この際言おうといったことであるいろいろな案件が出てきたのだ、こういうことで理解しております。よろしく御理解

のほどお願い申し上げます。

○赤羽委員 次に、北陸電力の志賀原発一号機の臨界事故に関する件について質問させていただきます。と思います。

今回、この件の事故隠しについては、やはり御報告の事実の中で最も重大なものと私は認識をしておるわけでございます。

この件で、即発臨界だつたとの報道もあります。私はちよつと専門家ではないので、即発臨界特有の危険性とはどういったことなのかということと、その危険性が今回この事実の中で現実のものとなつた可能性があつたのかどうか、先ほどもちよつと似たような御質問があつたかもしれませんが、繰り返し御答ひいただけますか。

○永原参考人 お答えいたします。

平成十一年の六月の志賀一号機の臨界事故につきまして、即発臨界を起しておつたのかどうかという点ですが、結論を申し上げますと、はっきりわかりません。したがひまして、私どもの事故報告書でも、これは、制御棒が抜けるスピード、状況がどうであつたとか、八年前当時の事象がはつきりわからないうためにわからないということとで申し上げておりますけれども、厳し目の条件を設定して、二ケース、シミュレーションを行つております。一つのケースでは、通常の臨界と申しますか、核分裂が静かに起こつていくというケースでございますし、もう一つのケースは、即発臨界が瞬間起きて、先ほどもありました軽水炉の自己制御性によつてそれがおさまる、その後は静かな臨界が続くというケースでございます。

そういったことで、この辺は原子炉の本来の専門家というか、高度専門技術を有していられる先生のところでも難しい分野のようでありますが、起きておつたか起きていなかったかというのはつきりと断言できないところかと思ひます。

次に、この即発臨界が起つた場合に、何か危険なことがあつたのか。これは、結論は、ございませんでした。と申しますのは、当然、即発臨界

が起つて大きな影響が出るのは、燃料棒というか、燃料に与えるわけですが、私どもの燃料は何か破壊されたり損傷されたりということはございませんで、微細な傷も、もしあれば、原子炉の中に放射能がにじみ出るといふかリークしていくわけで、そういうのもございませんで、その事故の後、今度も再確認しておりますけれども、燃料には異常がないということを確認しておりますので、そういった危険なことがあつた可能性はなかつたといふふうに感じております。

ちつと守られて作業が行われれば、臨界は起きなかつたといふことを申し上げました。ただし、その手順書は、先ほども申し上げましたように、あらかじめあけておく弁を閉じておつたとか、流量を調節する弁の調整をきちつと行つていなかった、その辺の重要なところを注意深くといふか、注意書きと申しますか、しておればよかつたのになといふことでは、改善の余地がある手順書であるといふうなことが一点。

○赤羽委員 ただ、危険な可能性がなかつたといふえ、今回のこの事故隠しについて、やはり看過できにくい問題だといふふうに思つておりますし、そういった認識は北陸電力自身もあるといふふうに思います。

それと、今先生御指摘のように、中央制御室と原子炉格納容器の下の制御棒駆動装置のところとの、離れているところの統一指揮をする者が当時不明であつた。形式上はといふか、本来は当直長という職位の発電課の者が指揮をするはずでございましてけれども、その肝心の当直長に、きょうのこいう仕事を全部、こいう段取りでしますよといふうなことが、どうも八年前当時、この件で話が届いていないといふことが判明しまして、本当に残念なことがいっぱいございます。

この件についての御報告を見させていただきましたと、一つは、臨界事故発生原因として書かれてあるのは、電気係修員と運転員との打ち合わせ不足といふような報告がある。私は技術の現場を知つていふわけじゃありませんけれども、原子力を扱うといふのは、我々国民から見ると、大変センシティブな、非常に安全性を強く求められる現場である、こいう認識がある。その感覚からいくと、電気係修員と運転員との連携不足といふのは、私は、余りにも初歩的な、連携がとれなかつたといふことで済まされるような次元の話ではないのではないかといふのが率直な感覚なんです。

先生御指摘のように、原子力の仕事、安全にかかわる仕事で、一言で言ううと、何でもございさんなところになつていふのかと寒心にたえないところとございしますが、これは、でも、本当に実態はさうだつたようございまして、これに、実際のうちの社員がいて、あと日立さんの作業の方がいらして、この辺でも、本当にミスをした原因は幾つもあつたんじゃないかといふうに、本当に残念な事故でございました。

先ほど、手順書は正しかつたといふ御報告がありました。どうも全体的な手順を理解している人が現場の中に一人もいなかったんじゃないか。そ

現在では、そのようないふような手順書なり作業体制を組んでおりますが、本当にこの件は悔やんでも悔やみ切れない事故であつたといふうに存じます。

ういふような状況の中でこのときの検査を開始してるといふことは、私みたいな素人が考えても極めて危ないことを放置されたのではないかと

○赤羽委員 私も、本当に詳しくはわかりませんが、ばつと聞いていて、やはり相当ずさんな、お粗末な話と言わざるを得ない、こう思ふんです。メーカーの日立の方に聞きたいんですが、海外の事例なんかから見ても、弁の操作を間違つたと制御棒が引き抜けるといふことは知つていたのではないでしようか。その点、確認しておき

○永原参考人 お答えいたします。先ほども、手順書そのものは、その手順書がき

ます。

○庄山参考人 この弁の操作につきましては、当然、動かすときには、このバルブを開いて、どれをどうやってということに操作することになっていきますので、流量がゼロにならないままにやりますとこういうケースも起きるということはおそらく承知しております。先ほど申しましたように、私も、事故の事例としては経験がなかったもので、今にして思いますが、もともと強く、説明書にしても何にしても、線を引くとか太い字で書くとか、もう少し徹底を図っておけばよかったかなという反省でございます。

○赤羽委員 何か、手順書の表示を変えろというように世界じゃないんじゃないかと私は思うんです。

今回の北陸電力が初めて行う試験の手順書を日立さんから提案する際に、そういった注意書きというのが十分されたのかどうか。メーカーとしては正しいものを提案した、それをオペレーションする現場がふぐあいだったという話なんです、技術支援を行うべきメーカーとして、責任というのはやはりあるのではないかと。一体となつてオペレーションしているのだらうと私は聞き及ぶんですが、その中で、メーカー側としての責任というのはどのように考えられているのか、この件についてお答えいただけますか。

○庄山参考人 実際の現場の作業といいますのは、だれかやはり一人指揮官がおつて、その方の確認で事々が進みませんと、電力さんの方がおられたりメーカーがおつたりいたしますと、かえって混乱するわけでございます。

今回の場合、前の作業、お仕事から次のところに移るときに、流量がゼロであるということの確認だけがされなかったために、今回の事故がいろいろ起きたわけでありまして、今現在、記録も必ずしもございませんのはつきりしませんが、恐らくそのときに、ゼロにならないのに指示を出されたのではないかと推察いたしております、非常に不幸な、申しわけないことが起きたんじゃない

いかというふうに出ております。

○赤羽委員 ぜひ当事者として、やはり国民の命にかかわることなんだという緊張感で、当然持たれていると思いますが、この件を契機に、改めてその認識を強く徹底していただきたいと申し上げたいと思います。

引き続きまして、その報告書で、所長以下十四名が協議し、隠ぺいを決定したという報告があります。まさに組織ぐるみの改ざんが行われた、これはどういふことなのか。

先ほど勝俣会長の御答弁にもありましたけれども、どうもいろいろ聞くと、要するに、彼らに徹底されていることは、一日の工程をストップすると七千万円のロスが出る、これは物すごく刷り込まれていたという情報があります。

そして一方で、私の同僚で技術出身の国会議員の意見では、技術士というのは、高度に専門的な事柄というのは自分たちしかわからないんだ、わからないし、安全上も大したことがないんだから、これを一々本社に報告するのは、技術がわかった我々だけで処理しよう、こういったことがあつたのではないかと。だから、そういったことが多分あつたのかと思うんですが、経営トップと原子力部門とのフランクな対話の実施が再発防止対策の中に、そちらからの報告にもあるというふうになつていくわけですね。

だから、この辺の組織ぐるみの隠ぺいがなぜ行われたのかということをもう一度御報告いただき、これが今まで出てこなかったというの、私は本当に国民に対する裏切りではないかと正直思うんですが、この点も踏まえて、今回事故防止対策をとられておりますが、その点について十分な信頼回復ができるというふうな認識をされているのかということも含めて、御答弁いただけますか。

○永原参考人 お答えいたします。

八年前当時、発電所で所長を含めて十四名ほどで、事故を外部へ出さないというか、報告しないで、おこうということを決めたのは事実でございます。

す。十四人で決めたというよりは、みんなが、所長、どうするんですかと、じつと黙っていて所長が決めたというのが実態であらうというふうな推定はしております。

これが本社の方に伝わらなかったのは、先生、何か専門家の意識があつて、本社へ言つても、自分たちで決めざるを得ぬというか、そういう雰囲気があつたのかということでございますが、ある意味ではプライドというか、原子力はおれたちが一番よく知っているというプライドは持っていたと思います。

そういう意味では、自分たちが判断、決断しないうちは推定いたしておりますけれども、しかし、原子力を推進していくには、例えば、口は悪いんですが、経営層の方も、発電所の方の技術陣に全部お任せしていく、そういうことはよくないというか間違っているものでありまして、私もよく言葉足らずで誤解を招くことがあるんですが、経営層と原子力技術陣とは一体となつて推進していくというか、そういう気持ちが大勢だろうというふうに思います。

そのためには、経営層の方が現場技術陣とコミュニケーションをよくするというか、風通しのよい組織をつくっていくことが大事なんだろうというふうな思つておりました、そのように心がけて私自身はしておるつもりでありますし、今後、より強化していかなきゃいかぬというふうには思つております。

あと、申し上げたいのは、この八年前当時、所長以下が何でこれを自分たちだけでそういう判断をして隠したんだろうと。これは、本当に国民の皆さんに對しましては申しわけないという気持ちでいっぱいなんです、先ほど、その四日前に非常用ディーゼル機の故障があつて、その対応で忙殺されておつたという話と、その後、二カ月後に志賀二号機の着工が予定されていて、その工程を確保したいというか、そんなのがあつたという話をしました。

そういう前後の事情はございましたけれども、やはり先ほど申し上げましたように、風通しの悪い組織というのがあつたのではないかと、八年前当時は、そういうふうな思わざるを得ぬ。

この件から私思いますのは、四日前の非常用ディーゼルで忙殺されておつて、多分、この作業に携わっている人も物すごく疲れておつたはずなんです。したがつて、こういうときは、工程を優先するなというか、ブレーキをかける役目を経営層が持つべきであつたのにな。疲れをとつてから仕事をすれば、先ほど随所にいかにもうさんな仕事をしているという、これは現実かもしれないけれども、八年前当時といえども、こういう仕事にはならなかつたのではないかと。うううう、思いで残念であります。

そういったことで、いろいろな要因が重なつて、前後の事情が重なつていふ背景はございますけれども、本当に残念な臨界事故でございまして、国民の皆様には幾重にもおわびを申し上げます。私、今回の各社の報告をばつと読ませていただいて、どうも、企業コンプライアンスの確立という報告がありますが、私はそれ以前のはもう少しきつちりしたものがある、企業の精神というか指示が徹底しない。

しかし、この事案に関しては、当時のこの状況、今の北陸電力の話なんかを見ておると、会社の上から、工程至上主義みたいなものがやはり相当強かつたのではないかと。これは私の感想というか想像ですけども、そういうところから改めて企業コンプライアンスというものが出てくるんじゃないかと。まず改めるべきは経営トップのところなんじゃないかというところを、強く私から申し上げておきたいと思つた。

原子力安全について私感するのは、うちの党の中でも、すごい専門家がいて、こんなに安全なものはないんだ、こう言うわけですね。一方で、あんなに危ないものはないんだと言うわけ

す。この原子力安全についての一般の国民の感覚と専門家の感覚が認識のギャップというのは物すごく大きい。

それは、専門家の言い分の方が私は多分事実に基づいていることの方が多いと思うんですが、どうも、前回のうちの委員会のやりとりの中でもあったんですけれども、原子力発電所というのはもともと安全に設計している、安全につくられているということが大原則なんだから、現場でも、もともと安全なんだということが大前提で、だから、ちょっとしたミスでも、これは深刻な危険ではないんだということにどうしてもなりがちなのではないかな。

しかし、そういう事実はある一方で、人間がやることです。やはりミスは起きるんだという前提での取り組みということがやはり大事なのではないかということが一つでありまして、そして、そのミスを、先ほどの質問者にもありましたけれども、関係者の中で共有することがすごく大事だと。信頼回復委員会ですか、各社の社長さんの協議会もあるようですけれども、これに加えて、今BWRとPWRごとにメーカーとの協議会があるというふう聞いております。それぞれ東電さんと関電さんの社長さんが会長になっていると。

恐らく、メーカー同士というのは、技術というのは会社の社秘であるから、その共有というのは非常に難しい部分もあるかと思うんですが、そういうことを乗り越えて、今の協議会なんかの場を使いながら、事故防止という観点での情報共有というものを、やはり少し具体的に踏み込んで進めていくべきではないかと思うんですが、その点について、勝俣会長と森社長から一言ずつ御見解をいただければと思います。

○勝俣参考人 今先生御指摘の点でございますけれども、今回、制御棒引き抜けや誤挿入、こういった事例が複数明らかになったことでございます。

そこで、東京電力などBWRを所有する電力各

社は、メーカーとともに組織しているBWR事業者協議会内に本件の対応を検討するワーキンググループをつくりまして、これまで四回の検討を開催しております。そして、その時点までに確認されているBWR各社の制御棒引き抜けや誤挿入について情報共有を図る、こういうことをするとともに、各社協力して、原因調査と対策案の検討を今行っているところでございます。

なお、それ以外に、全体的な情報共有というのは、原子力施設情報公開ライブラリー、通称ニューシアと呼ばれるところがございますが、種々いろいろなものが出てきたときにはそこで情報を共有するという施設もございまして、今後、それをさらに充実させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、電力やメーカーなどの関係者が情報を共有するということは、原子力発電所を安全、安定に運転するために非常に重要なことだというふうに認識しております。

しかしながら、私も、美浜三号機の事故が発生いたしましたときに、プラント運転に必要となる保守情報が共有できていなかったということが非常に重要な背景要因として浮かび上がってまいりました。そういうようなことから、事故再発防止対策の一環といたしまして、国内のPWRを保有しております五つの電力会社とプラントメーカー二社、これは三菱重工さんと三菱電機さんですけれども、が会員となりまして、PWR事業者連絡会というものを設置いたしまして、ここで共通案件に関する技術的な検討の実施と技術情報の共有化を図っております。

具体的に申し上げますと、まずはトラブル等の水平展開等の共通案件に関する技術検討、設備の保全や改善事項等の情報の共有化、それから点検資機材とか予備品等の情報の共有化、さらには中長期工事計画の情報の共有化、こういうようなことを議題といたしまして、年に三、四回の頻度で

議論を行っております。今後とも引き続き情報交換を積極的に行いまして、原子力の安全、安定運転につなげていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○赤羽委員 残念ながら時間が来ましたので、もう終わりにいたしますが、エネルギーの状況を考えますと、国産エネルギーの比率を上げなければいけないとか、また、環境問題について、やはり原子力が担う役割というのは当然大きくなっていく、そのことを踏まえて、エネルギー基本計画でも原子力立国化ということまでネーミングを出したわけでございます。ここに対する当事者としての説明責任というのはやはり大きいと思うんです。

ですから、マスコミとか地方自治体、またあと教育の現場とか、もうござって、やはり相当のコストをかけて、正しい事実を伝える努力をするということをお願いしたい。私たちが国会議員の中でも相当情報ギャップがございまして、このことというのは決していいことではないと思いますので、それは事業者自身の責務として引き続き努力をしていただきたいということを強く申し上げます。私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○上田委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介です。

いろいろ質疑を聞いておまして、私も感ずるところがございました。いずれにしろ、電力というのは我が国の社会、産業を支える基幹産業であって、また、戦後、現在の電力体制が発足して以来、各企業を見れば、それぞれの地域において社会的な責任というのを担ってこられた、また現在も果たされている、こう思っております。また、そこで働いている方々もまじめで勤勉な企業人、社会人であろう、こう認識しております。

そうであるからこそ、今回、総点検で明らかになったトラブル事案の中で、ごく一部とはいっても

の、非常に悪質だなと思わざるを得ない隠微が行われていた、法令違反と思われる事案が含まれていたということは非常に残念であります。

国会は、立法院は制度や仕組みをつくるのが本来の我々の役割でありますから、今日は、限られた時間でございますけれども、私も、これまで質問されてこられた同僚議員と同様に、原子力発電事業を取り巻く環境について、構造的な問題を少しでも明らかにして、また今後の教訓、そして国会としての制度設計につなげていきたい、こういう思いで質問させていただきたいと思っております。

こういう基本認識の中で、ぜひ、参考人の皆様におかれましては、率直かつ簡潔に御答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

まず最初に、各委員との重複を若干避けてまいりたいと思うのですが、どうしてもお伺いしたい点、幾つかございます。

まず、北陸電力の永原社長に、一九九九年に起きた志賀原発一号機における制御棒脱落事故、それにかかわる事故隠しについてお伺いをしたい、こう思います。

永原社長は、今までの御答弁でも、また記者会見でも、原子力部門と経営部門の間の溝、壁があったという御発言をされております。また、それは社長として、今回の事案を総括されて、そこを改善したい、こういう御判断でしようから、ぜひ対策を練っていただきたい、そして実行していただきたい、会社のトップが一番状況がわかっていられるわけですから、していただきたい、こう思うわけです。

ただ、私がここで伺いたいのは、社内のそういう壁の議論もさることながら、環境の話をお伺いしたいと思うんですが、社長は記者会見でも、またきょうの質疑でも、なぜ隠蔽したのかという要因の中に、当時計画していた原発二号機の着工に大きな影響が出ると現場としては考えたのではないかな、こういうことを答えられており

ます。

そこで、改めて伺いますけれども、当時、一号機で事故が起きたわけでありませぬ。この事故が公表された場合に、実際に法規上では、二号機と違うのは違うプラントでありませぬから、違うプラントで、しかも聞くところによると、設計も物も違う。同じ機種であれば、確かに二号機にも影響がある、こういうことは素人でも想像つくのです。が、違う機種である。この違う機種の着工に大きなおくれが出るということは、法規上、どういう規定が実際に存在したのか、簡潔にお答えいただけます。

○永原参考人 お答えいたします。

八年前当時、志賀の発電所の現場の方でこれを隠しておったということについて、先生の方から、もしこれを公表しておれば法規上問題があったのかということでございますけれども、私は、これは法規上の問題はなかったものというふうに感じております。

また、今ほど先生の方から、現場技術陣の方と経営層の方の間に壁があるとすれば、それを取っ払うような努力をせよ、これを社長みずからやれということについては、私も、おっしゃるとおり、そういう方向で頑張りたいと思っておりますので、よろしく願います。

○近藤(洋)委員 法規上は問題がなかったというお話でございました。

いわゆる地元の安全協定上も明文規定がない、これは法規の話ではございませぬ、一種の紳士協定の世界であります、しかしながら、そこでも、もし一号機でこの事実を公表していたら、地元との安全協定上もこれは問題がなかったというところでよろしいんですか。もう一度、確認でございます。

○永原参考人 申しわけございません。安全協定上、そういう決めがあったかどうか承知しておりませぬ。ただし、二カ月後に予定しておる志賀二号機の着工、これにつきまして、二カ月前に事故がわかった場合に、地元合意形成上は当然、二号

機の着工は延期と申しますか御破算というか、そういう事態になったであろうことは容易に想像できます。

○近藤(洋)委員 これは大事な話なので、事前に社長、北陸電力さんの事務方の方にも確認をさせていたいただいているのですが、安全協定上の文言は、文言上は特に規定はない、こういうことでございませぬ。ただ、今まさに社長が、社長も当時経営陣であられたかどうかわかりませんが、社内にはいたお一人として、もし公表されたらそれは御破算になったと容易に想像できる、こういう話でございました。ここが私、疑問点なんです。

というのは、なぜそうなるのか。その数カ月後に同じくジェー・シー・オーの事故が起きております。これは、事故の性質は全く異なります。ジェー・シー・オーの事故と、重大度も重要度も、かつ事故の性質も全く異なるものでありますけれども、いずれにしろ異なるものであります。甘利大臣は記者会見で、仮に北陸電力が事件を公表したとしたら場合によっては防げた可能性もあるというような御発言をされておりますが、私はちよつと認識が違ひまして、これは、北陸電力が公表したとしても、ジェー・シー・オーの事故が防げたとは思ひません。いずれにしても、これは、ればたらの話であります。

ただ、いずれにしろ、当時、原子力を取り巻く環境で、ジェー・シー・オーで大きな事故があった、原子力施設については極めて注意をしなければいけない、これは電力業界も認識をされていた、こう思うんですね。さまざまな部分で、原子力にかかわる方々は、自分のプラントがいかなるものかというのにはチェックしたはずであります。そういう状況の中で、注意を喚起した、そういう環境の中で、やはり原子力施設の安全はチェックしなきゃいかぬという全体の空気の中で、あえてこれを隠したということは、やはり相当な着工におけるマイナス影響があるから、だからあの当時、にもかかわらず隠した、こう私は思うんですね。

明文規定がなかったのにもかかわらず、現場が隠さざるを得ないという判断をした、一種恐怖感みたいなものがあつたと思うんですね。これは私は、要するに、我が国は法治国家でありますから、法令違反がいかにか、コンプライアンスがどうだ、こういうことをこの場でも議論しております。そういう中で、明文規定もないにもかかわらず、発表したら御破算になるという恐怖心が生まれるというのは一体どういふものなのか、この部分をきつちり解決しないと、同じようなことが仮にあつたとしても、今度は、では同じことを公表したら志賀原発はまたとまるんですか、御破算になってしまう、そういう状況なんです。社長、この部分をきつちり整理しなきゃいけないと思うんですが、北陸電力の社長としての御見解をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○永原参考人 まず、先ほど、安全協定上の明文の規定があるかというお尋ね、わからないと申し上げましたけれども、明文の規定はございませんというのを確認しました。

それから、私、先ほどの説明で、この事件が公表された場合、志賀二号機の二カ月後の着工がなくなるかあるいは御破算になるかというふうに申し上げましたけれども、御破算になるかというのはちよつと言い過ぎでございます、もしお許しをいただければ訂正させていただきますというふうに思うのでございますけれども、当時、二カ月後の着工というのはおくれたであろうということとは想像できるわけです。

先生も御指摘のように、法文上の規定もないし安全協定上の明文もない、ないのにどうしてそうなるんだというところは、でも、この二号機をつくらせてください、着工させてほしいという当社の要望に対して、やはり地元の方は、そういう事故を起こしておるものは、危ないものは、ちゃんとできないものは着工を認めるわけにいかないという話が出てきてしまふべきかというふうに存じまして、これが発電所の方に相当のプレッ

シャーであつたのかという、二カ月後に着工予定だ、そういうスケジュールをつくるのがまず工程優先になっているのではないかと、私はそう思います。

この件、だから、私、思うのは、発電所の所長以下が、事故が起こったときに公表しなかったというの、第一義的には所長以下の責任ではございませぬけれども、やはり会社全体として反省しなくちゃいけないというふうに思うわけで、何で所長がそういう判断をしなくちゃいけなかったのかというあたりについては考えさせられるものがありますというところです。

○近藤(洋)委員 今、永原社長から、考えさせられる部分があると。全くそうなんです。工程優先のことについてはまた改めて伺います。

そこで、ここはやはり電気事業連合会会長としてお伺いしたい、こう思うんですが、これは一北陸電力だけのケースではないですね。この問題は、電力会社というか、少なくとも原子力発電所を持つ電力会社すべて共通の問題だと思っております。

要は、事故、トラブル、これが発生したら大変なことになる、地元に対しての信頼感。ただ、まさに人身事故につながるような、こういう問題は確かに重要であります、しかし、作業の手順のミスはあつた、これは確かにマニュアルミスはあつた、しかし、人間だから間違いを起こすわけでありませぬ。そういうものを公表したら着工がなくなるということが、公表するというのは、法令に基づいて公表して報告をしたことが、それが果たして全然種類の違うものの着工をおくらせるほどの重大事なのか、こういうことは、私はいかがかと思ふんですね。

要は、操作ミスによるトラブル、しかもそれは発生後対処をしている。だけれども、公表したら、社運をかけて当時恐らく北陸電力さんはあのプロジェクトを進められたらどうかと推察されます、社運をかけて掲げたプロジェクトが大ききおくれるというような大事が発生するかもしれない

と恐れる電力会社。この状況というのは、小さなトラブルがひよつとしたら運転停止になる、計画の延期になる、こう恐れざるを得ないという状況はちよつと異常ではないか、私はこう思うんです。

これは、何も自治体が悪いと私は言うつもりはありません。自治体はやはり安全第一にしていただきたいという気持ち、思うのは当然であります。ただ、自治体としてはそうだとすると、自治体と国と電力会社の三者の中で、何か関係を整理する必要があるんじゃないか、こう思うんです。法令上は、自治体は発電所をとめる権限はない、これは国が持つております。だけれども、県なり地元自治体は、道路使用許可、港湾使用許可、さまざまな実態的な権限は自治体を持つております。ですから、国からゴーが出て、電力会社は動かさない、工事が進められない、実態的な権限は自治体を持つていて、こういう状況です。ね。電力会社は自治体と紳士協定というのを結んでいる、これも法令上はない。

こういう環境を維持していくと、要するに、言い出したくても言い出せない、電力会社から見ると、ますます隠そうとするというマイナスのスパイラルの環境は、幾ら北陸電力さんが原子力部門と経営部門の風を一体化したところで改善するものではない、別の話だと思ふんですね、根っここの話だと思ふんです。

この問題を改善すべき点があると思うんですが、勝俣会長、いかがお考えですか。

○勝俣参考人 大変難しい問題でございすけれども、原子力の場合には、やはり社会的影響とか政治的な影響等々によっていろいろ動かされることはございす。ヒューマンエラーとはいへ、その内容次第でありますけれども、それが間違つて大きく取り上げられ、騒がれるような場合には、やはり地元の方は心配する、こういうことに往々にしてなるわけでございす。そうしたこともございすので、我々としては、やはり立地町あるいは県、こうしたところの御意向というものは十二分に尊重するということが必要かと思ひます。

例えば、私どもの福島県におきまして、例えばもう検査合格のサインが国として出ていても、私どもの不祥事の関係でございすので、ここは背景に私どもの悪さかげんがあったということがありましたけれども、なかなか県のオーケーが出ないといったこともございす。そうしたことをどういうふうな、今後、国と自治体の関係、そして電力会社の関係を合理的なものにしていくかというのには絶えず議論になります。

原子力委員会の政策大綱の中でも、この自治体との関係をどうするかといった問題が取り上げられております。正直、答えはありません。ここはもとにもかくにも、我々としては誠実にきちつとコンプライアンスを遵守して、安全、品質向上を図つていく、そこに信頼を持つて立地関係もよくする、そして国との科学的、合理的な規制をきちつとしていただく、そういうことを、まだまだこれからいろいろと多々なすべきことがあるので、そういった方向に持つていくということでありま。

やはり、今のような、こうしたいろいろな事象が出てくる中で、立地町等々を含めて、全部科学的、合理的なもので割り切ろうというのはなかなか無理があるのであつて、そうしたことを我々としては十二分に考えつつ誠実に対応していくということが必要かなと思つております。

○近藤(洋)委員 今回問題を起こしたお立場から、制度論に踏み込めないということは重々承知して聞いております。ただ、あえて伺つておられるのは、やはり電気事業連合会会長として、また勝俣社長の責任として、先ほど指摘をされておられる二〇〇二年のあの、まさに、恐らく東京電力の歴史始まつて以来の事態になつたと思ふんですね、トップが引責辞任をするという事態。そして、それを受けて社長になられたのが勝俣社長であられる。そういう経緯も含めて、やはり根本的な部分をどうやって直していくんだという責任があるのではないかと思ふので、伺つておられるのです。

では、角度を変えますが、今の状況でいい、要するに、こういった自治体と電力会社と国との今の関係整理で万全だという認識はないということですよ。よろしいですか。やはり改善すべき点があるんだという御認識は持つていらっしゃるということよろしいでしょうか。

○勝俣参考人 他電力さんの場合には、非常にそこがうまくいっている会社さんも多々あるうかと思つております。私どもの場合には、二〇〇二年のところで世に不祥事を起こしまして、いわば地元の信頼が失われた、そこを出発点にしているというところでございまして、その関係は徐々に徐々によくなりつつあるのではないかと考えております。そういったことの積み重ねで、国、立地町あるいは立地県、そして私ども事業者との関係というのを円滑なものに構築していくということが今、東京電力の場合には特に必要であると思つておりました。今で満足しているということではなく、そうしたことを積み重ねながら、その三者の関係は円滑なものにしていく。

と同時に、そこに、例えば規制等々についても科学的、合理的なものにして、現場の人たちが非常なる負担感を感じないでモラル高く仕事をできる方向に持つていくというのが、私ども経営者の務めではないかということで、これもそう簡単には、一朝一夕に成るわけではございせんが、きちつとした努力をしていきたいと考えているところでございす。

○近藤(洋)委員 これは東京電力さんの防止策でありますけれども、今回のこの防止策も、私も見させていただきましたが、これまでの防止策として、この四つの約束、平成十四年、要するに二〇〇二年のときの対応策等々、二〇〇二年の対応策も大変立派なことを書かれておられるわけですね。風土、させない仕組み、このとおりやつておりました。実際問題、二〇〇二年以降は起き

プラスして今回出たのが、まさにこの言い出す仕組みというのを加えた、こういうことであります。

その言い出す仕組みというときに、今申し上げたこの論点は極めて重要だから、やはりこの部分に踏み込まないと、言い出す仕組みにはならない。言葉は悪いですが、恐らくまだあるのだと思ふんです、私は。そう思った方がいい。事の大小はともかくとして、何かのトラブル隠しはあると思つた方がいい。

なぜならば、残念ながら、北陸電力さんも東京電力さんも、今回の事案について、特に東京電力さんの、先ほど宮腰委員も指摘をされた、私は特に悪質だなと思うこの福島発電所におけるいわゆる機器取りかえ偽装問題、これなどは、やはりメーカーさんの通報で今回明らかになつておりましたね、三月の中旬以降に。あれだけ総点検をしてヒアリングもして、明らかにならなかつたんです。内部から、それはやはり外部から聞いて明らかになつた、こういうことなわけですから、恐らくほかにもあるのだらう、こう思つた方がいいと思ふんです。

だとすると、よつぽど言い出す仕組みのところを、幾ら社内をつくつたところで、私は、できないんじゃないかと思つた方がいいと思ふんです。今回は、嵐が吹いているから、とにかく頭を下げ、頭を下げてやり過す。恐らくやり過せばいいというふうな会長も社長も、ここにお見えの三社の社長はそんなことを思つておられると思ひます。この言い出す仕組みは、申しわけございせんが、絵にかいたもちでしかない、こう言わざるを得ないわけでありま。幾ら東京電力社内がつくつたところで、関西電力さん、北陸電力さんではないかというのを申し上げたいわけでありま。そこで伺ひたいんですけれども、今回、大

臣指示に従って、三百の事案、一万件を超える件数がすべて公表、大変多くのケースが公表されたわけですが、気になるのは、客観的にこの事案を評価する仕組みが整っているか、こういうことであります。AからD、その他までと五段階に分けて、今回、電力さんは評価をされました。一番重いもので六案件あった、こういうことでありますけれども、この六、Aランクは、法令、保安規定に抵触し、設備の健全性が損なわれたものとなっておりますが、一般にはどの程度これが深刻なのかというのは、地元の方々も私たち立地外の人間もわからないわけでありまして。

報道だと、北陸電力さん、これは前回の委員会で私指摘をいたしましたけれども、NHKが水蒸気爆発かというような報道もされるわけですね。即発臨界、爆発かという報道も、可能性もありやという、これは大変なことだというふうに思うんですけれども、実際は違うということ、大臣もおっしゃっていただきましたが、いざししろ、何がどこまで大変なのかというのが仕分けできていない。この仕分けをしつかりしないと大変なことになる。今後も、言い出したところで、では一体だが、どの程度のランクなのかというのをきっちり仕分けをする制度をつくらなきゃいけない、こう思うわけでありまして。

そこで、勝俣会長にお伺いしたいんですが、まず一つ、残念ながら、今電力業界は、国民の方から、言い出す仕組みをつくっても、言い出して、恐らく信用されていない、電力会社は信用されていない、こういう認識に立つべきだと思うんですが、その認識をお伺いしたい。残念ながら、世の中の空気は、電力会社が幾ら言い出しても信用しないというのが今の直近の空気だと思えますが、率直にどう感じているか、こういうこと、言い出す、その仕分けですね。

IAEA、国際原子力機関で定めた報告基準はINES基準というのがあるというふうに聞いております。だけれども、今回のトラブルはまさに

その報告基準をずっと下回るものがたくさんあるわけでありまして、これを客観的に、例えば原子力安全委員会なりが、要するに、電事連が評価しても、申しわけないですが、私の個人的感想ですけれども、こういう評価ですと言っても、今や信用されない。

ですから、第三者が、それも保安院とかかけ離れた部分で、例えば航空機なら航空機事故調査委員会があるように、ここは原子力安全委員会がきっちり整理をする、そこに報告をして、そこが重要度を整理する仕組みをつくるべきだと思うんです。それについてどうお考えか、伺いたいのです。

○勝俣参考人 先生御指摘のように、私どもが評価をつくってお話ししてもなかなか信用されない、これはもう事実かと思えます。

そこで、今、原子力発電所のトラブルにつきましては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会にINES評価小委員会というのをごいまして、国際的に共通な評価尺度を用いまして、レベルゼロからレベル7までの八段階に評価がされているわけでございます。これで、原子力発電所のトラブルについて国民の皆さんが、重大なものであるのか、あるいは大したものではないか、簡明かつ客観的に判断がいく一つの方法かと思っております。

これらの取り組みにつきましては、さらに国民の皆様の理解を得るために、いろいろ工夫していく点があれば今後考えていった方がいいかなと。私も特に思いますのは、一つは、何か起こったときに、そこを評価というよりも解説的に理解活動していただくようなことも大変大事かなというところで、私どもの報告は報告として、それはこういうことですと解説的なものがあるといういなというのは時々、特に今回の場合においては感ずるところでございます。

と同時に、私どもとメーカーさん等々いろいろ結果いたしまして、日本原子力技術協会というものができております。ここで、種々の問題、技術

的なトラブル等々がございましたのも、そのところでしたし、これと集めてそれなりに評価していくということが、これから次第に充実していくということになるかと思えますので、そこについては私どもこれからも力を入れていきたい。

そんなことで、そこでの客観的な評価というのは大いに期待できるのではないかと思っております。ところでございます。

○近藤(洋)委員 これは大事な話だと思うんですね。この部分は、確かに東京電力さんのホームページを見れば、さまざまな事案が報告されています。安全性に問題ありませんでしたというのが最後注釈がついておられますが、残念ながらそういう部分も、正直申し上げて、結局のところ、あれだけ大きな不祥事が起きながら今回まで言い出せなかったというのは、外圧でしかなかなか公開できないのではないかと印象を持たれているわけでもあります。また実際、それもある意味で正しい部分もあるだろうと思うんです。

そうだとすると、やはり言い出す仕組み、それを客観的に評価してもらって、そして、言い出すことがプラスなんだという風土を国全体でもつくらなければいけないとなると、そういう客観評価基準、それは原子力安全委員会なんなりがつくる。私は個人的にはそれがいいと思いますが、そういうものに対して、やはりそこは電力業界としても、自分たちが言えば安全ですという意識も一種捨て去って、そういう部分にゆだねる。それは保安院でもないと思うんですね。新たなものにゆだねるという姿勢もあってもいいのかなという気がいたしますというところであります。

続いて、日立製作所の庄山会長に、お忙しいところいらしていただいておりますが、お伺いしたいと思えます。

まず、日立製作所さんにおける原子力発電事業の位置づけを簡潔にお答えいただけますでしょうか。

○庄山参考人 お答えいたします。

私どもにとりまして、原子力の事業というのはコア中のコアでございまして、今後とも、ぜひお客様に喜ばれるような製品づくりに邁進したいと思っております。

と申しますのは、当然、御高承のとおりでございますが、環境の問題でありますとか、あるいはエネルギー全体を考えましたときに、エネルギーというようにも考えましたときに、やはり原子力の重要性はありますし、そこへもってきて国際的にも、今全世界でこれが非常に大きく取り上げられているわけでございます。そういう意味におきまして、私ども、今回このようないろいろと御迷惑をおかけしておりますが、これを超えるて頑張つてやっつけていきたいというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 我々経済産業委員会では、先般、日立製作所さん、日立事業所を視察させていただきました。その際にも庄山会長の御説明をいただいたわけでありまして、そのときに私の目についたのは、「打ち込め魂、仕事の上に」という看板があちこちに張つてある。これはすばらしい言葉だなと思いましたが、まさに重電部門というのは日立の魂みたいな部分なんだというのを感じて帰つたわけでありまして。

売上高は連結で大変大きな、連結で見れば日立さんは九兆円を超える会社でありますけれども、事業の大小ではなくて、コア中のコアということなんだろうと思うんです。だからこそ、今回のこの事案、若干残念だなと思うわけでありまして、福島発電所の制御棒機器の故障について、その事実の隠ぺいにおいて、コア中のコアのところにかかわっていた、こういうことであるので残念だ、こう思うわけでありまして。

それは日立さんが何も法令に違反したわけではありませんが、ただ、確認したいんですけれども、当時、現場の判断で、これは東電の依頼に基づいたものとはいえ、現場としても、これは法令違反だという認識を持っていたのかどうか、これは法令違反ではなかったのかという意識を持っていたのかどうか、

いたかどうか。そして、先ほども若干触れられましたが、なぜ日立さんほどのまじめな会社が法令違反だなど思うことにかかわってしまったのか、現在ならばそれはあるのか、あり得るのかというのをもう一度確認したいのです。

○庄山参考人 ただいまの御質問でございますが、さっきの東京電力さんの件につきましては、先日関係した者にも会ってまいりましたけれども、やはり、今ならばああいうことはきちんとしかるべきところに申し上げて対策をするということとを言っておりましたので、言わんとしていることは、やはりそのころは、お客様と一緒にあった一体感というのが変な意味の一体感になったのかなというふうに思っております。

なお、あの件が見つかりましたのは、さっきの北陸電力さんの問題に端を発しまして、〇二年のときはアンケート調査的に、どちらかというと、何か隠していることはないかということを中心に調べたわけでございますが、今回、一連の北陸電力さんへの御迷惑をおかけした件を含めまして、実際の書類でかなり細かく見させたところ、今回の事例がごししの三月になりましたところ、今ので、ああいうふうに申し上げたといういきさつでございます。

しかし、いずれにしましても、その当時、当然、そういうことをやることは、法令違反に對しての認識が非常に甘かったというこの反省でございまして、今はそういうことが起きないようにしているつもりです、そうしなきゃいけないというふうにも思っております。

以上でございます。

○近藤(洋)委員 今は起きない、こういう話でありました。
そこで御伺いたいたんですけれども、メーカーさんと電力会社さんの関係についてなんです。
庄山会長は、御経歴によると、九九年に社長に御就任をされて、昨年会長にいうことでござい

あいつに行く、こういうことは当然だと思うんです。恐縮でございますが、当時を振り返っていただいて、九九年社長ないしは昨年会長交代時に、恐らく東京電力さんにいさつに伺っていると思うんです。

想像ですが、一番最初にいさつに伺っているのが東京電力さんだと思いますが、いかがでしょうか。

○庄山参考人 お答えいたします。

気持ちはずいぶんおもしろいんですが、ちよつと順番はどうであつたか、覚えておりません。いろいろなお客様に私もお世話になっておりますし、そういう意味で、いろいろな方々にいさつに伺つたというふうにも思っております。

○近藤(洋)委員 ただ、恐らく一番最初にあいつに行かなければいけないリスト、複数、これはここでこうだということではないですが、であろうと想像します。

では、事実関係だけありますが、日立製作所さんの中で最大の顧客は東京電力さんではないでしょうか、売り上げですね。

○庄山参考人 私どものグループといたしましては、日産グループさんが最大でございます。それからNTTグループさんでございますが、そういう形になっておまして、東京電力さんの順番はちよつと今記憶は定かでないんですが、しかし、売り上げ規模ばかりがすべてではないでございまして、いろいろな方、全部のお客様に私は同じ気持ちでございます。よろしくお願いいたします。

○近藤(洋)委員 会長としてはそうだと思います。

ただ、これは実態を申し上げれば、日立製作所さんは大変幅広い事業分野を手がけられていらつしゃいます、庄山社長まで、歴代社長は重電部門の御出身でありました。これは事実だろうかと思ひます。
また、重電三社、同じく東芝さんを振り返ってみても、最近ではさまざま情報通信等々の社長さんが出られますが、基本的には重電部門の方が社長

さんになられる。

また、同じく重電、これは総合重機であります、三菱重工業、こちらでもさまざまな仕事をやらせています、基本的には造船ないしは重電、この部隊がトップを配置する。例えば、同じ分野で、名古屋航空機製作所の方々がなかなか社長にならなかつたりとか、相模原がならなくてやはり長崎だと。

だから、そういう部分も含めて、やはり重電というのは、今申し上げた、要するに、日立さん、東芝さん、重工業さん、それぞれ大きな会社でございまして、東京電力さん、そういう意味では、東京電力さんは大きなお客様である、こういうことであるのは間違いないかと思ひます。日立さんはいかにもいけません。ある会社は、これはもう昔の話であります、社長交代のニュースを知るときに、銀行に聞くよりも東電さんに聞いた方が早い、こういう状況も十年前、これは常態化していたと私は記憶をしております。

それだけ今も、これは勝俣会長、ちよつと御通告がなくてあれなんですけれども、やはり電力会社というものは、要するに、我々素人から見ると、日立さんと東電さんの企業規模は、片や連結で九兆円、片や五兆円、こういうことで、企業規模で見れば同等といひます、こうであります、少なくとも東京電力さんというものは、やはり最大の発注者であつて、そして大変な影響力という、言葉をかえれば、支配力を持つています。顧客以上のものを持つておつて、東電さんに配慮しなきゃいけないという空気がやはりメーカー側には今も続いていると感ずるんです。

そこは、電力会社の力というのがあるものなんだという認識はお持ちでいらつしゃいます、でしょうか。これは庄山さんに聞いても気の毒なので、勝俣さんにお伺ひしたいと思ひます。

○勝俣参考人 私も、かつて一兆六千億とか七千億の投資をいたしていた時代もございすけれども、今は六千億とか五千億とか、いわば三分の一以下になっております。ということは、それだけ建設が少なくなつていっているということで、そうした意味合いにおいて、私どもの力というのは大変小さくなつてきている。

という、逆に、私も、関東一円すべての工場等々を含めましてお客様でございます。むしろ、日立様に私どもとしては、半導体の工場をよそに持つていかないで、日立と茂原につくつてほしいとお願ひするような機会が多々出てきています。完全に逆転しているんじゃないかと思ひます。私は庄山さんにいつも最敬礼してるところでございます。

○近藤(洋)委員 それは、トップ同士ではそうなのかもしれませんが、ただ私は、実際には、発電所の現場ではやはり電力会社さんというのは強い。これは、大日立製作所ですらそうなので、これから、お客様より強い立場だと見ているわけで、いんやほかの会社をやということは感ずるわけですね。

原子力発電所の安全を考える上で、メーカーさんとイコールパートナーという関係がやはりどうしても必要なんだろう。それは、メーカーさんとイコールパートナーだということは、上下関係ではなくて、かつては混然一体で、ある意味では上下関係という部分もあったかもしれないが、イコールパートナーという状況をきっちりつくらないと、なかなか原子力の運転の安全というのは保てないのではないかと、こう思うわけであります。

電力会社さんが、例えば北陸電力さんにしろ何にしろ、自分でやりますと言つても、大変失礼な言ひ方かもしれませんが、それは運転は上手かもしれないませんが、整備はやはりできないわけでありまして、そうすると、例えば、今の制度のあり方も含めて、プラントメーカーの責任というのを制度上も明確にするということも必要ではないか。

例えば、型式認証というのはいかにか別にして、そういう部分も含めて規制の対象にメーカーさんがなる。でも、それは、ある程度コストをかけるということです。電力会社さんは、子会

社にして安く上げよう、こういうことではなくて、ある程度コストをかけるということでもあり、メーカー側はその分だけお金を取るわけですから、規制の責任も受ける、こういうことでありますが、そういう仕分けというの制度上も必要ではないか。意識の上でもそうだし、制度上も必要ではないか。そうでなければ、なかなか発電所の安全というのは保てない、こう思うのですが、勝俣会長、いかがでしょうか。

○勝俣参考人 まず、先生御指摘のイコールパートナーというところでございますが、これはパートナー以上に、私は発電所に行つて言っているのが、きちつとメーカーさんや協力企業さんのお話をしつかりと聞けということを絶えず申ししています。

これは、どちらかといいますと、うちの社員が発注者として多少高みにいたのが正直偽らざるところでございますけれども、そこを二〇〇二年以降、もうとにかく徹底的に、メーカーさんとか協力企業は、状況によってはもともとと仕事を知っている、実力がある、そういうことから、謙虚に耳を傾けて意見を聞けということを、私は発電所に行くたびに絶えず言っているぐらいで、そのコミュニケーションも、まだ道半ばですが、だんだんよくなつてきているとは思つております。

そうしたことをベースに、いろいろな検査のあり方、それからメーカーさんとの関係というものもあるんですが、これにつきましては、今後、新しい検査制度のあり方が学者さんを入れた委員会等々でもいろいろ検討される、そうした中で、先生のようなお話も一つの考え方としてあり得るのかなと考えている次第でございます。

○近藤(洋)委員 せっかくの機会に、庄山会長にもお伺いしたいんです。

やはりそれは、ある意味では行政の規制を受ける部分にもなるかと思ひます、部分によつては。ただ、やはりイコールパートナーといひます

か、そういう形で気概を持つて行ふ。

原子力発電事業については、それこそ、今まさに世界に飛び立とうという部分もあるわけでありまして、世界市場を見れば、型式認証のような形でプラントメーカーが責任を持つという部分も出てくるでしょうし、そういう意味で、そういった新しい関係を築いていくという考えはありますでしょうか。

○庄山参考人 本件につきましては、今までのいきさつ、あるいはその国情、それからいろいろなきたり等々があるかと思ひますが、いろいろなことをこの機会に検討して、よりもつと国民の皆さん方に安心していただけるような仕掛けがあればよろしいと思ひますが。ただ、大事なことは、責任が分散することによつて、だれの責任なのかわからなくなるといふことのマイナス面もありますので、その辺は、やはり立場立場、あるいはやれる範囲内、責任のとれる範囲、こういうのを明確にして今後検討していきたいと思ひます。

○近藤(洋)委員 それは企業の立場としてもぜひ御検討を、現場を一番知つてゐるのは、役所ではなくて、やはりそれは、プラントを預かる現場であり、そしてそれを責任を持つて運営しているのは企業、こういうことでありましようから、そこはぜひ積極的に御提言なりお考えをいただくというのも責任の果たし方だろう、こう思ひます。

また勝俣会長にお伺いしたいのですが、工程の部分ですね、工程重視に走り過ぎてゐるのではないかと、こういう指摘でございます。やはり電力の自由化という流れの中で、工程重視に走り過ぎてゐるのではないかと、こういう指摘をずっと受け続けているわけでありま。

この部分について、やはり安全はただではないんだという認識のもと、ここは徹底的に、それこそ意識改革をしなければいけない部分だと思ひますが、いまだにその工程重視の状況になつてゐるのではないかと、こういう指摘を私も受けるんです

が、いかがでしょうか。その現状の改善策について、どうされますか。具体的に何か策はありますでしょうか。

○勝俣参考人 今回発表いたしました種々の不祥事、不適切な事例というのは、基本的には自由化以前に発生したものでございます。したがいましめて、自由化という問題はそれほど影響してないと思つておりますが、むしろ、かつて非常に日本の経済成長が大きくて、需給上の問題等々を気にしたという観点はあつたかと思ひます。そうしたことで、現時点では、むしろ急がば回れで、安全と品質をきちつとしていくことがまさに工程をスムーズにするものといふような考え方で今進めてゐるところでございます。

以上でございます。

○近藤(洋)委員 時間が参りましたので、最後の質問にしたいと思ひますが、いろいろ伺つてまいりましたが、いづれにしろ、今月末に経済産業省、そして国土交通省、法規に従つて、国土交通省がいつになるかちよつとわかりませんが、少なくとも経済産業省は、今回の各電力会社さんの報告を受けて、どういふ行政処分が必要なのかといふことも含めて判断をされるといふふうに私は伺つております。行政処分、国土交通省も電力発電について厳しい措置も検討してゐるといふ部分も報道では聞いておりますが、この措置が出たことを受けて、個別の企業さんでは、役員報酬の返上であるとかいふことを既に発表された会社さんもあります。

そこで、東京電力のいふか電事連の勝俣会長と北陸の永原参考人にお伺いしたいんですが、この措置が出た後、責任の明確化といふ部分で、電事連の会長としての責任の明確化、東京電力さんとしては一定の役員報酬の減額といふことは発表されております、電事連会長として、どういふ責任の明確化を御検討されてゐるのかといふことをお伺いしたい。また、北陸電力さんはたしか、間違つていたら恐縮ですが、まだ発表されていなくと伺つております。

いづれにしろ、どういふ形で責任を明確化されるのか、御検討をされているのか否かも含めてお答えいただきたいと思ひます。

○勝俣参考人 どのような行政措置がされるかまだ存じておりませんので、軽々に申し上げられませんが、私自身、今こゝまで進めてきました安全、品質の向上、こうしたことで、しつかりと地道にやつて、それで地元、立地地域の信頼を回復するといふことを行うことが私の責務であり、また、電事連会長として九電力と一致協力をいたしまして、安全・品質活動をきちつとなし遂げるといふことが私の責務と考えてゐるところでございます。

以上でございます。

○永原参考人 当社の場合、ただいま社内的な処分につきましては検討している最中といふふうに御理解賜ればありがたいと存じます。

一連の事案に対しての経営責任でございますが、私自身は、やはり今再発防止対策をきちつと展開して、定着させて、二度とこのような事故とか事態を起こさないといふふうに全力を傾注する、これを社員の先頭に立つてやりたい、こういうことで経営責任を全うしていきたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○近藤(洋)委員 責任をとつて、引責をするといふのも一つのとり方でしょうが、ただ、今、国会でこのように御発言をされたといふことはある意味で重いことでありまして、そうおっしゃった以上は、徹底的に体制を整えるという重い責任があるんだといふことだろうと思ひます。逆に、それが裏切られた場合は、まさに日本の原子力にとつて胸突き八丁、今も胸突き八丁の状況にありますが大変重要な局面を迎えるんだといふ責任を持つていただきたい。

あわせて、とりわけ電事連勝俣会長におかれましては、東電の社長になられた経緯も含めまして、徹底的に過去との清算、それは安全関係に限らず、さまざまな意味での過去との清算といふ部

分も必要なのではないかということも、そして、きょう指摘をさせていただいた制度づくりも含めて必要なのではないかと、謝罪だけでは済まないという部分もあえて申し上げて、時間ですので、質問を終えたいと思います。

以上でございます。

○上田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

今回の問題につきまして質問をさせていただきます。

一連のこういったトラブルの問題につきまして、原発の立地自治体からは大変大きな怒りの声が上がっております。例えば、原発立地道県でつくっております原子力発電関係団体協議会が国に対して要請書を出しております。その中でも、

このような不正や隠蔽の事案は、事業者の法令遵守、安全性確保の姿勢が厳しく問われる重大な問題であり、安全確保と地域住民の理解を大前提とする原子力発電所の基本認識を根拠から覆し、自治体との信頼関係を大きく損なう、全く許しがたい事態であると言わざるを得ない。

さらに、一元的に規制・監督権限を有する国の検査において、かかる不正がなされてきたことは、国の安全規制そのものに対する信頼性を根本から揺るがすものである。

ということでの厳しい指摘が上げられているわけであり、住民の皆さんの声は、こういった立地自治体の声として大きく反映をしていると言えらると思います。

そこで、この報告書、今回出されている報告の内容の妥当性という点で、何点かお伺いしたいと思っています。

最初に、勝俣参考人に、東電の報告書に関連してお聞きしたいと思っております。特に、平成十四年の際、一連の問題、不祥事がありましたけれども、その際にも一番の大きな案件として挙げられておりました格納容器の漏えい率検査に関連し

て、お尋ねしたいと思っております。

平成十四年の九月二十五日に福島第一の一号機における原子炉格納容器漏えい率の定期検査のデータ偽装が発覚をし、そのちようど一カ月後の十月二十五日に保安院としてこの一号機の一年間の運転停止命令という極めて重い行政処分を科したわけであり、その際、保安院は、原子炉の重要な安全機能を持つ機器で行われたこの偽装行為は、一連の自主点検記録改ざん以上に悪質だということでの重い行政処分を科したわけであり、営業運転を行っている原子炉の運転を事実的に停止させる、日本の原子力史上初めての処分でありました。

そこで、今回の報告、三月三十日付で出ております原子力発電設備の点検結果のところでも、この漏えい率検査については、「平成十四年度の総点検」と今回の調査の比較」ということで表になっております。そのところに、「平成十四年度の総点検」について、「対象期間」として、「漏えい率検査」については直近の検査記録に限定」となっております。この対象期間について、漏えい率検査が平成十四年のとき直近の検査記録に限定をされていたという根拠は何なのか、お示しいただけますか。

○勝俣参考人 たしか、そのような指示が出ていたと思いますが、ちよつと定かでないかもしれません、武黒に回答させます。

○武黒参考人 平成十四年の調査におきましては、種々の原子炉本体にかかわる設備、格納容器漏えい率検査にかかわる状況につきまして調査をするよう御指示がございまして、これに基づいて、本体につきましては昭和六十三年からの十四年間、その他設備につきましては至近の本格点検まで、それから、漏えい率検査につきましては御指摘の直近の検査記録についての調査を対象として行っております。

○塩川委員 この報告書の表のところに、欄外に印をつけてありまして、そこでは具体的に、漏えい率検査に関する報告徴収については平成十四年

九月三十日付、それから平成十四年十月二十四日付の保安院の発出文書に基づくとなっているわけです。

この文書がどういった報告を求めているのかというのについて確認をしたいんですけれども、経産省保安院の報告徴収命令を出されているわけですけれども、この報告徴収命令については、直近というふうに記載されているんでしょうか。

○武黒参考人 ちよつと今手元に資料がございませんで、正確にお答えできません。

漏えい率検査につきまして、検査の実施状況について、私どもとして、直近の検査記録に基づいて調査をしたというふうを考えております。

○塩川委員 これは、報告の上でも極めて重大な点ですから確認をしているんですけれども、あなた方が出された報告書で、欄外に記載をされている、なぜ直近の検査記録に限定しているのか、その根拠として、保安院が出している二つの発出文書で対応したと出ているわけですよ。それを聞いているんです。

私、確認をしました。九月三十日と十月二十四日付とこの東電の報告書でも書いてある保安院の発出文書というのは、福島第一、第二についての格納容器漏えい率検査に関する報告を求める、報告徴収命令ですね。十月二十四日付の方が、柏崎刈羽に対する漏えい率検査についての報告徴収命令なわけですよ。その中では、直近なんて書いてないんですよ。例えば十月二十四日付の柏崎刈羽の方を見ても、これは同じ書式で書けれども、全ユニットの原子炉格納容器漏えい率検査に関する項目ということで、その中に、当該ユニットの運転開始から直近の定期検査までの間における法定検査と自主点検の双方を含むと。法定検査だけじゃなくて自主点検の資料も全部出しなさいよと。直近じゃないんですよ。つまり、運転開始以後全部出せとなっているんですね。直近というのと事実と違うんじゃないですか。

○武黒参考人 御指摘の点につきまして、確認をいたしますが、私自身の記憶では、過去にさかの

ばった検査記録についての精査を行ったように記憶いたしております。

○塩川委員 この点については、この報告書は間違っていることではよろしいですね。

○武黒参考人 ちよつと事実関係を再度確認した上で、明確にさせていただきたいと存じます。

○塩川委員 直近と書いてあるのは間違っていることはお認めになりますね。

○武黒参考人 私の記憶で今申し上げましたので、確認させていただきたいと存じます。

○塩川委員 勝俣参考人に伺います。

これは、当時も、この格納容器漏えい率検査の問題が大きな焦点として議論されました。国会の参議院の経済産業委員会でも参考人質疑がございまして、十月二十四日に柏崎刈羽に対する漏えい率検査についての報告徴収命令が出た直後の十月三十一日付で委員会がありました。

その際に、この件についてのやりとりが議員との間にありまして、過去をさかのぼって、大丈夫なんですか、直近の方に向けては大丈夫なんですかというやりとりが議員との間にあった際に、勝俣参考人御自身が答えになっているのが、これは議事録にもありますけれども、福島第一、第二、柏崎、これらの発電所が運転開始をいたしましたから合計二百五十五回の定期検査を行っております、その点について、これは漏えい率検査のことですけれども、漏えい率検査について調査をいたしました、現時点では不正のところは認められておりませんということで、要するに、全定期検査、全プラントやつていますよ、それで現時点では不正は認められておりませんと言っていますから、ここに記載している、今回の報告書で言っている、直近に限定しているというのは、このときの勝俣参考人のお答えとも反する、事実と違うものですね。そういうことでよろしいですか。

○勝俣参考人 今の点も含めまして、先ほど武黒が申しましたとおり、改めて調べて御回答いたしたいと思っております。

○塩川委員 当時の国会での答弁の方が不正確

だったというお考えですか。

○勝俣参考人 大変申しわけございませんが、すべてが回答できるというような状況にないのは、まことに申しわけございません。

○塩川委員 これは、今回明らかとなったいろいろな問題のある事案の中で、漏えい率検査の問題が一件出ているわけですね。

それが、柏崎刈羽で一号機から三号機について、主蒸気隔離弁漏えい率検査におけるデータ処理の改ざんというのが案件として挙げられていたわけでありまして。平成六年九月から平成十年十月まで検査記録を改ざんとあるわけですね。格納容器漏えい率検査のデータ偽装については、調査期間が限定されていたところには出ているんですけれども、平成四年で例の事件が問題になったわけですが、平成六年から十年にかけて、実際こういうのは起こっているわけですね。

ですから、当時、大問題として徹底究明が叫ばれていましたし、調査対象にも入っていたのに、データ改ざんを明らかにしなかったということになるわけですね。知っていたのに隠ぺいしたんじゃないのか、それをこまかすために、「直近の検査記録に限定」という記載にしたんじゃないのかという疑念が浮かぶわけですね。この点についてはつきりお答えいただけますか。

○武黒参考人 ただいま御指摘のありましたものは、柏崎刈羽原子力発電所一―三号機で主蒸気隔離弁漏えい率検査にかかわる事案というふうに考えますが、この事案は、格納容器全体の漏えい率の性能にかかわる部分でありまして、個別に主蒸気隔離弁そのものの性能を漏えい率という点で確認するための検査でございまして、検査としては別に行っているものでございます。

また、今回問題となりましたものは、格納容器漏えい率検査そのものの前段で行います、停止後の漏えい率を測定した時点におけるデータの改ざん、あるいはバルブの操作等の不正でございまして、主蒸気隔離弁の点検が終了した後にやっております漏えい率検査そのものではございません。

で、全体としての取り扱いには異なっているものと思っております。

○塩川委員 いや、定期検査の一項目である格納容器漏えい率検査の一連の手順の一つではありますよね。一連の手順の一つ。事前の準備の作業として、当然のことながら、最後には圧力をかけてという話になるわけですね。一連の手順の一つだということからは、平成十四年の漏えい率検査についての東電の最終報告の中にも、「漏洩率検査の手順」として、事前の局部漏えい検査の実施とありますから、そういうことでよろしいですね。

○武黒参考人 申し上げましたように、この検査は停止後に行っている検査で、格納容器全体の漏えい率に係る性能を行うための検査そのものではございませんで、その前段として、主蒸気隔離弁について必要な点検、手入れを行うに際して行っている検査でございまして。

格納容器漏えい率検査は、定期検査の終盤におきまして、手入れが終わった後の状態を確認する全体的な検査でございまして、今回のこの検査は、時期それから目的等が異なっているものというふうに考えております。

○塩川委員 漏えい率検査の手順の一項目なんです、それは報告書に書いてあるとおりです。すなわち、それは報告書に書いてあるとおりです。

実際に、今回の東電報告書そのものにも、検査の成立性に問題があったということをおっしゃるを得ない中身であるわけですね。そういったことを隠したんじゃないのか、それをこまかすために直近という表現になったんじゃないのかという点もあるわけですから、それも含めて、改めてきちんと報告をお願いしたいと思っております。改めて報告をお願いできますか。

○勝俣参考人 今回の問題につきましましては、全く隠した意図はなく出したものでございます。

○塩川委員 報告をただけですか。

○勝俣参考人 報告という意図がちよっとわから

ないので、ちよっと失礼させて……(塩川委員)「直近ということについてです」と呼ぶ「直近」についての意味合いについての御説明はさせていただきたいと思っております。

○塩川委員 これで報告書の前提の問題が問われているわけですから、こういうことを放置しておけば国民の不信を招くだけですので、きちんと報告書を出し直していただきたいと思っております。

次に、北陸電力の件につきまして、永原参考人にお聞きします。

臨界事故隠しの根本原因分析の中で、「経営層の責任」ということで、「臨界事故隠しを防止できなかったこと、その後八年間それを見つけ出すことができなかったこと」と書いてありますけれども、この間の報道でも明らかにしておりますように、臨界事故隠しの当時に所長代理としてかわったとされる方が、現経営陣で常務としていらした方です。ですから、経営陣で常務としていらしたのかかわった人物がいらしたことについて、この経営層の責任に何ら触れていないというのはどういふことなんでしょうか。

○永原参考人 お答えいたします。志賀の臨界事故は八年前に起こりました。当時所長代理をしておった方が、現在、常務取締役をしているというの事実でございます。

八年前当時、現場の方でそういう事故を起こして、これを報告しないでおこうというような取り決めがあったわけですが、当時の経営層の方はそれを知らなかったということをまず整理しております。

現在の経営層についても、常務になった者は、実は四年前に取締役になり、二年前に常務に昇進しているわけでございますけれども、かかる人物を登用してきたということについては、現在、経営陣の方の不明である、申しわけないという気持ちでいっていただいております。

○塩川委員 八年間見つけ出すことができなかったことという「経営層の責任」とあるんですが、実

際、見つけ出せないどころか、当事者は知っていたわけじゃないですか。そのことについて報告書に何ら書いてないというのが、これが、利用者の皆さん、地域の皆さんに対して誠実な対応なのかということが問われるんじゃないでしょうか。

地元紙の報道で知ったんですが、臨界事故隠しに所長代理としてかわったとされる現常務が、昨年十一月、下請業者を集めて開いたトラブル防止の総決起大会に出席をし、最近のトラブルの要因はほとんど人的なものだ、もう少し注意していただければと訓示をしていたというんですね。地元の信頼を失いつつあるが、少しずつ積み上げていくしか信頼回復の道はないと参加者に訴えたというんですが、人的な要因でという、まさにその人自身がトラブルのことを隠していたというところから、こういった問題について、この常務に対する対応も含めて、経営層としての責任というのをどう明らかにするのか、改めてお答えいただけますか。

○永原参考人 現在の常務、当時の所長代理、この時点では、八年前に起こした折に、所長以下から胸に秘めたわけで、それで本社の方も、当時の経営層もわからなかったわけですね。四年前に調査した折も、調査の仕方が甘かったのか、発見できなかったんです。

今回わかったわけですが、現在常務の者から話を聞かしても、ずっと八年間の底に秘めておったものを、何かこう、臨界事故というものをなかなか思い出せなくて、制御棒が動いてこれが誤信号であったとか、八年前のことを繰り返して申しておるのが実情でございました。

きょう現在は、当人は出社していませんけれども、当然、会社としては厳しい処置をしていかなくちゃいけないというふうに理解しておりますが、何分、常務取締役という立場でございまして、三月下旬の取締役会で原子力担当常務からは外しております。本人は辞意を漏らしてありますので、取締役を解任ということは、一応、株式会

社としては株主総会まで待たなくちゃいけないので、その手前の方でしかるべき処置をするということになるかと思ひます。会社がするの、本人から申し出てくるのか、この辺の兼ね合いかというふうに存じます。

以上でございます。

○塩川委員 時間が参りましたので、終わります。

○上田委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

本日は、本委員会にて御答弁をいただきました。まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして御礼を申し上げます。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

午後一時一分開議

○上田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、株式会社商工組合中央金庫法案及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官鈴木正徳君、金融庁総務企画局総括審議官中江公人君、金融庁総務企画局審議官谷口博文君、金融庁総務企画局参事官山崎一君、総務省大臣官房総括審議官久保信保君、総務省大臣官房審議官津曲俊英君、中小企業庁長官石毛博行君及び中小企業庁次長加藤文彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○上田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤ゆかり君。

○佐藤(ゆ)委員 自由民主党の佐藤ゆかりでございます。

本日は、議題であります株式会社商工組合中央金庫法案につきまして、それを中心に御質問させていただきます。

この株式会社商工中金法案ですけれども、これは、昨年に施行されました行革推進法に基づきまして、その金融改革の一環として打ち出されているものでございます。こうした行革に向けた政府の大きな流れの中で、ぜひともこの商工中金の法案についても、十分な審議の上、一つの改革の旗印として進めていただきたいと思います。

しかしながらその一方で、やはり商工中金といえますのは、歴史も七十年、ことし七十一年度目と伺っておりますけれども、長年そうした中小企業金融を担ってきた、非常に重要な役割のある金融機関というふうな認識もいたしております。そういう意味で、中小企業にとりまして、円滑な中小企業金融に支障のないような形で、円滑な中小企業金融、そして最終的に完全民営化に向けて、その仕組みづくりというものをきちっと法案でつくり上げることが大事ではないかと思われれます。

そういう意味で、本日は少し、この商工中金法案に盛り込まれております財務面での仕組み等につきましまして、お話を進めさせていただきますと思ひます。

まず、商工中金のこれまでの財務基盤についてですが、これからやはり財務基盤が盤石になって、完全民営化に向かっていくということが、そういう財務基盤の増強ということが一つのポイントになってくるのではないかと思います。自己資本比率も直近で八・〇％ということで、商工中金は国際業務もやっているわけですので、新B I

S規制でいいますと八％がぎりぎりのラインですから、八・〇％を少しでも下回りますと、通常の民間の金融機関であれば早期は正措置が発動されるような、そういう非常に危うい状況に現状はあ

るのだろと思ひます。そうした中で、いかに財務基盤を強化していくかがポイントの一つではないかと思ひます。

それで、自己資本比率について、まず関連の御質問をさせていただきますと思ひます。

申しましたように、現状としては、平成十八年三学期で自己資本比率は八・〇％。これは、平成十四年ごろから比べますと、毎年少しずつでは

ありますが、改善傾向にあるわけですが、国際業務を行うにはまだぎりぎりのラインであります。そうした中で、今後、株式会社化、さらにはその先の完全民営化を視野に入れます中で、商工中金としての今後の自己資本比率の改善に向けた自主的な、いわゆる政府出資に頼らない部分における自主的な改善策といえますか努力はどういうものをとお考えか、お伺いしたいと思います。

○石毛政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、今、新しいB I S基準というのが導入されているわけですが、自己資本比率の増強というのは非常に重要であるというふうに思っております。

この法案の中では、株式会社化後の商工中金につきましまして、中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるようにする、そういうことで、既存の政府出資のかなりの部分を、自己資本の計算上、中核的資本に算入される特別準備金、そういうものとして準備金化するための必要な規定を整備しております。

こういうことによりまして、商工中金は、先ほど先生から御指摘がありましたような自己資本比率、現状八・〇％でございますけれども、そういうレベルを維持できるようにする、さらにそれを改善する、そういう努力が必要だというふうに思っております。

具体的に、この法案の中では、まず、今まで出

資者等に限定をされておりました預金資格、そういうものを一般の者に拡大する、預金資格制限の撤廃、そういうことによつて業務を拡大していく。それから、証券会社、信託会社、あるいは新規事業分野を開拓するようなベンチャー企業を支援する会社、そういう会社を子会社として保有できるようにする。あるいは、出資者について、従来は組合からだけということになっていたわけですが、その構成員まで拡大する、出資基盤の拡大。

そういうような措置を講じるということになっております。こうしたいろいろな措置と商工中金の経営努力とが相まって、自己資本比率の改善が徐々に図られていくというふうなことを期待しているところでございます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

ぜひとも、自主的な努力の方も、預金の拡大も含めて、視野に入れていただきたいと思います。ふうに思ひます。

次に、もう一つ財務基盤でお伺いしたいのは、不良債権比率の方でございますけれども、こちらの方は、データによりますと、商工中金の不良債権比率は昨年の三月末時点で四・八％というふう

に伺っております。これは通常の地銀並みの水準ではないかと思われれますけれども、景気が悪化したり、あるいは危機的状況が突発したりしたときに、やはり不良債権分類が悪化することもありますので、そういう意味では、十全の対応というのが事前にできるものであれば、それにこしたことはないわけでありませう。

こういう危機的な状況、または景気が悪化したときに不良債権比率が高まってしま、その結果、自己資本比率を守らなければならぬために信用収縮が起きるといったことが、思い起こしますと、一九九八年の金融危機のときにも、それからITバブル崩壊直後にもあったわけでありまして、特に中小企業の方々にとりましては、貸し渋り、貸しはがしの問題が絶えず懸念の中にあるわけでありませう。そういう中で、この不良債権比率

を何とか下げる努力というの必要ではないかと思ひます。

そういう意味で、これから商工中金は、中小企業金融に軸足を置き続けるということで、リスク分散という観点では、大企業に融資を拡大するという方向性よりは、むしろ中小企業金融という役割の中で、その範疇の中でリスク分散を行っていくという努力が必要ではないかと思われるわけであり、この辺の、中小企業金融の中でのリスク分散はどうかあるべきか、お答えいただきたいと思ひます。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、商工中金の不良債権比率でございすけれども、四・八％と、メガバンクの平均が一・七％、それから地方銀行は、六十四行の平均でございすが四・一％、そういうものを若干上回っているという感じにございす。御案内のとおり、商工中金は、中小企業団体、その構成員に対する金融の円滑化ということを行う金融機関でございすけれども、そういう中で、やはりほかの地方銀行等々と比べまして、セーフティーネット融資だとかそういう政策的な要請によりまして、セーフティーネット貸付けと申しますとリスクが多少大きい融資になるわけにございすけれども、そういうものに非常に積極的に対応してきた。そういう結果、不良債権の比率の部分も多少高いということがあるんだらうと思ひております。

新しい商工中金でございすけれども、私も、当然、これは引き続き中小企業団体などを主たる融資対象として、従来から、もちろん特定の業種とか特定の地域に偏ることなく融資をしてきているわけにございすけれども、より幅広い業種、幅広い地域、そういうところの中小企業団体及びその構成員に対して融資を行うということを考えております。もちろん、その中で、御指摘のリスク分散というものが常に念頭に置いて、商工中金全体として対応していく必要があるだろうというふうにも思ひております。

それから、加えまして最近では、貸付債権の証券化というような形でリスク資産を減少させるというふうな手法も導入しているわけにございすけれども、そういう新しい対応も進めていきたいというふうにも思ひております。

それから、融資だけではなくて、多様な金融サービスも中小企業に提供することによって、そういう収益面の強化を図るとともに、リスクの抑制というものを考えていきたいというふうにも思ひております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

もう一つ、財務基盤についてお伺いしたいと思ひます。

自己資本比率、不良債権比率とお伺いしました。もう一つ大事なものは、これは貸出金利に影響することですが、商工中金の商工債の格付の問題です。格付が低下してまいりますと、やはり貸出金利を引き上げざるを得ない状況になりかねず、中小企業の利用者の方々にも影響が出てくるのではないかと思ひます。

そこで、格付についてお伺いしたいと思ひます。

実は、きょう、御了解をいただいて、配付資料として、お手元日本格付研究所の報告を一枚紙でお配りさせていただいております。これは四月十三日にニューズリリースで公表されたばかりのものでありまして、商工中金の長期優先債の新規格付でダブルAプラスという、ある意味非常に優良な結果が得られているわけにございす。

これがどのぐらい優良かといいますと、同じ日本格付研究所が格付をしています民間の地銀で調べてみましたが、例えば、非常に優良と言われている横濱銀行ですとダブルAフラットでございす。あるいは、私の地元の近く、名古屋ですが、名古屋銀行ですとAプラスという状況で、やはり商工中金として、ダブルAプラスというのは、財務内容を見てみますと、政府出資金が入っている実態、政府出資が四千億円程度投入されているわけでありすけれども、そういった政

府出資があつての格付ではないかというふうにも思われるわけにございす。

実際に、この配付資料の表のページの(3)のところ、下線が引いてございすけれども、ごらんいただきたいと思ひますが、その報告によりまして、民営化後に關する議論というのをやはり引き続き注視していく。そして、裏面のところにも下線を引いてございすけれども、ティア1の資本に算入される出資、これは、政府出資が今後、特別準備金あるいは政府保有株式として、どういう形態でどのぐらい配分されていくかという議論にもつながってくるわけでありすが、このティア1資本に算入される出資や準備金の規模に注目している。そして、政府は政府出資のかんりの部分を準備金化することの方針のため、民営化の影響は限定的という評価を日本格付研究所は出してございす。それに基ついたダブルAプラスという結果が出てくるのだらうと思ひます。

そうしますと、やはり今後、この政府出資がどのような形態をとるかというのが格付上も一つのポイントになってくるわけにございす。このあたり、政府出資がある結果、高い格付を得ているというふうには私は個人的な印象を受けるわけにございす。が、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。○甘利国務大臣 現状、政府出資の四千億を加えて、自己資本比率はおっしゃるやうに八・〇一で、仮にこれがなかりせば三・五二、国内基準も満たさないということになります。でありますから、きちんと自己資本比率が満たされていて、今後ともそれが担保されるということが極めて大事であります。

政府出資の四千億をどう組み込んでいくか。一千億を政府出資として当面残し、残りの部分をティア1資本勘定に組み入れていく、この大前提が揺らぐやうなことがあれば、直ちに格付は下がらと思ひますし、商工債も高い利率で発行しなければならぬ。それは貸出金利にはね返ってくる話でありますから、先生の御指摘は、まさに極めて重要な点だというふうにも承知をいたしてございす。

ます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

結局のところは、利用者の中小企業にとりまして、どれだけ長期的に安定的な金融が低金利で提供できるか、そのところはやはり株式会社後、民営化後も気を使わなければならないところではないかと思ひます。

そういう意味で、格付がきちつと、そこそこのレーティングが受け取れるやうな盤石な財務体質になるまでの格付の問題、先ほどの自己資本比率の問題、不良債権比率の問題等いろいろ絡みますが、財務基盤がきちつと盤石になるまではそれなりの対応策が必要ではないかと思ひます。

そこで、実は、一昨年のことですが、二階前経済産業大臣から、この商工中金の民営化に当たりまして、政府出資、今四千億あるわけにございすけれども、一案として、そのうちの三千億程度を特別準備金に回して、残り一千億程度を政府保有株式という形で、これは後々完全売却の対象になりますが、そのぐらいの案分で振り分けてはどうかというやうな御意見も挙がつたやうにございす。

今後は、かなりの額を特別準備金に充てるというところまでは行革の附帯決議の方で出ていますやうにございすが、実際に、では、どのぐらいの額なのかというときに、まだ不透明感が漂うわけにございすけれども、この二階前大臣の額というのはいつの目安として考えてよろしいものなのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○甘利国務大臣 四千億のうちの一千億を政府保有株式、そして、これは民営化をして五年から七年かけて売却していく。その際、つまり、中小企業団体、それから構成員がその株を保有するということですから、引き受ける側の体力にも関係しますし、十分な時間をいただきたいと思ひます。特別準備金は資本勘定に繰り入れていかないと、おっしゃるやうに、もうそもそものが成り立たないわけにございす。でありますから、完全にこの三千億は特別準備

金としてタイア1勘定に入れる、これは明確に答弁をさせていただきます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

今、甘利大臣から非常に心強い答弁を、明確な御答弁をいただきまして、大変ありがたく思います。

また、この特別準備金は、結局最後は国庫に納付することになりますので、恐らく財務省側の御意見、御見解というのもたださなければならぬのだらうということでお伺いさせていただきます。

この政府出資の四千億に対して、実は商工中金は、今融資額が十八年三学期で九兆四千億円あるようでございます。その融資額のうち、変動金利による貸出残高が大体九千億円弱です。仮に財務基盤が悪化して、例えば貸出金利を上げざるを得ないような状況になってまいりますと、先ほどから申していますとおり、不良債権がふえるなどの懸念が上ってくるわけでありまして。

そうしますと、結局のところ、政府出資の四千億を、どの時点で、どのぐらいの案分で国庫に納付するのか。四千億あるいはそれ以下のことではあり得ないわけですが、早期にそれを国庫に納付するのか。

あるいは、これをやはり、甘利大臣おっしゃられましたように、政府の出資のより多くを特別準備金として据え置いて、むしろ財務基盤を盤石にする。要するに、盤石にしなければ、仮にこれだけの融資額が出ていくわけですから、景気が悪いとき、あるいは何か危機対応のときに不良債権化もしかねないわけでありまして、万が一そのような事態になったときこそ、より一層多くの国民の税金が逆に投入される結果にもなりかねないというような事態も、技術的にはある程度考え得るわけでありまして。

そこで、この政府出資の四千億を国庫にどれだけ返すのか。あるいは、それを早急に返してしまつて、むしろ財務体質が盤石でなく、より多くの国民の税金が将来的に必要なような状態が

あり得るのか、どちらのお考えでしょうか。田中副大臣にお伺いしたいと思います。

○田中副大臣 佐藤委員の御指摘のとおり、新しい組織として平成二十年の十月に株式化してスタートしようというプランでございまして、今甘利大臣からもお話ありましたように、財政基盤を強固にするということは極めて重要なことだと思っております。

そして、今お尋ねの点でございまして、特別準備金については、将来の国庫納付が予定されておりますけれども、当該の国庫納付は、商工中金の自己資本の充実の状況また財務内容の健全性が確保されるに至つたと認められる時点で、商工中金の自主的な判断に基づき行われる、このように私も認識をしておるわけでございまして。

特に、委員が言われました、財務基盤が安定化するまでは商工中金が保持できるようにするべきだということでございますけれども、私も、私もそういうふうな措置されるもの、このように認識しておりますので、私も、政治家としても、全く委員のお尋ねに同感の意を答弁させていただきますと思います。

○佐藤(ゆ)委員 大変心強い御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

甘利大臣にも先ほど非常に明確な御答弁をいただき、あわせて、田中財務副大臣からも非常に心強い御答弁をいただいたわけでありまして。ぜひとも、こういった方向性がきちつとこれからも維持されますように、できましたら、附帯決議か何か、そういった点の措置というものもお考えいただけないものかと思ひます。

それから、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

政府出資ですけれども、残りの部分というのは政府保有株ということで、完全民営化までには完全売却をしなければならぬものであります。そういう意味で、中小企業にとりましては、株式の売却がいつになるのか。いろいろ、どのぐらいの額で、どういうスケジュールになるかというの

が、やはり一つの懸念でもありましようし、あるいは、商工中金を支える団体の企業や中小企業に対して、買い取りを余儀なくされるような状況になりますと、額が額であるだけに、やはり一時的には大きな負担が及ぶというようなことにもなるのではないかと思います。

このあたりは、商工中金のこれからの経営上の自主性というものを尊重しながら、やはり国民の税金である政府出資の使い方は株式の売却の仕方については、やはり十全な判断が必要ではないかと思ひます。この辺につきましても、国民的な議論を踏まえて、慎重な判断を必要とするのではないかと思いますけれども、御意見をお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 商工中金は、今までもそうでありましたが、これからも、中小企業金融として完全民営化後も生きていってやらねばならぬわけであります。いわばその縛りがかかるために、株主はそういう関係者でいていただかなきゃならぬ。しかしながら、一般に売り出せばすぐ市場消化はできるのでありましようけれども、そういう引き受けの限定があります。

もちろん、商工組合だけじゃなくて、その構成員にも幅を広げますけれども、十分な余裕を、時間的な猶予を持たせないと消化不良を起こしてしまふわけであります。売却は五年から七年という目安にはなつていきますけれども、いずれにしても、運営全体に支障を来さないように十分に配慮しながら関係者に保有をしていただくということにならうと思っております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

株式の売却につきましても、大臣おっしゃられたように、非常に慎重な措置が必要ではないかと思ひます。

最後に、資金調達の問題で、一つだけお伺いたしたいんですが、商工債の発行と、これからは、やはり自助努力ということも含めまして、預金の拡大というのは先ほど石毛長官からも御答弁いただいたとおりであります。しかし、それは申しまし

ても、商工債の方は今七・八兆円発行して、預金の方は二・四兆円というような資金調達の内訳であると伺っております。

全体として、現状、まだ商工債が資金調達の七五%近くを占めているわけでありまして、このあたり、やはり急激に資金調達に支障が出るようなことになって、結局貸出金利が上がつてしまうことになりまして、不良債権がふえるというようなことにもなりかねません。

そういう意味で、商工債の発行についても、現在の法案では民営化の後、その取り扱いについては特に記載がないかと理解をしておりますが、本法案が廃止になりますとその後どうなるのか。このままでもありまして商工債が発行できないようなことにもなりかねないと思ひますが、この見直しについて、山本副大臣、お願いしたいと思います。

○山本(幸)副大臣 御指摘のように、ただいま資金調達の八割近くを商工債でやっております。これが、完全民営化した後に、それなしにできるかと思ひます。別で別で、移行期までに最終的には決めますが、私も、私も、商工債はそれ以降も必要になるんじゃないかと思ひます。何らかの手当てを考えたと思ひます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

いずれにしましても、この商工中金の法案ですけれども、株式会社化後、そしてさらに先の完全民営化後につきましても、中小企業金融という重要な役割を担っているというところを踏まえまして、十全の御配慮をいただければと思ひます。最後に、そういった観点から、甘利大臣の御決意のほどをお伺いしたいと思います。

○甘利国務大臣 商工中金は、政府系金融機関として、政府系といつても、今までもほぼ民間だ、政府出資がある以外はほぼ民間でやってきたんだと思ひます。他の金融機関、純粋民間金融機関が貸し渋りのときにも、純粋政府系と一緒に中小企業にしっかりと対応してくれていました。

ここは、ただ貸すだけじゃなくて、経営指導と合わせて貸すという大変なノウハウを持つているわけですね。これから地域金融で大事なことは、リレーシヨシツパンキング、つまり、財務諸表だけじゃなくて、経営能力や将来性をしっかりと見るという、その評価が大事になってくるわけでありまして、今までそれを、言ってみれば地味でいっている金融機関であります。中小企業金融の範として、彼らの融資姿勢、それから彼らのノウハウ、それにぜひ他の地域金融機関も学んで、円滑な中小企業金融に資するようにしていただきたいというふうに思っております。

○佐藤(ゆ)委員 大変心強い御答弁、ありがとうございます。これで質疑を終わらせていただきます。

○上田委員長 次に、三谷光男君。

○三谷委員 民主党の三谷光男です。

きょうは、株式会社商工中金法につきまして質問をさせていただきます。

まず、商工中金の今の経営状況について尋ねさせていただきます。

財務状況はどうでしょうか。利益は上がっているのでしょうか。自己資本比率は、あるいは不良債権比率は、先ほどお答えはありましたけれども、投資資金による政府引き受けは今どれくらいあるのでしょうか。財政機関債の発行は今あるのでしょうか。財政資金は使われているのでしょうか。経済産業省、お答えをお願いいたします。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。

商工中金の経営状況でございますけれども、まず利益ですけれども、不良債権処理などの影響を受けて一時期を除きまして、過去五十年以上にわたりました一貫して利益は計上し続けております。

それから、先ほどもちょっと議論になりました自己資本比率でございますけれども、平成十五年度あたりには七・七％だったものが、少しずつ上がっていった、平成十七年度末には、先ほど数字が出ましたように、八・〇％、そういうレベル

になっております。

それから、不良債権の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、セーフティーネット融資だとか危機対応融資、そういうものに適用すること、同程度の地銀と比べますと多少高い水準の四・八％、地銀の場合は六十四行の平均で四・一％になっておるわけでございまして、けれども、そういうレベルに抑えるなど、おおむね健全な経営状況にあるのではないかとというふうに思っております。

それから、平成十八年度の財政融資資金についての商工債の新規引き受け、すなわち政府による商工債の引き受け、言いかえれば政府による商工中金への貸し付けの額でございますが、これはもうゼロになっております。

それから、利子補給金等の財政資金の投入額は、平成十八年度としてはゼロになっているという状況でございます。

○三谷委員 おおむねというよりも、確かに、利益こそ大きくはありませんけれども、大変健全だというふうに思います。優等生の部類に入っていると思います。

そして、続けて問わせていただきます。この商工中金につきまして、政府系金融機関、そして政策金融を行う金融機関として、先ほど大臣からは民間に近いというお言葉がありましたけれども、非常に大事な役割を担ってきたというふうに私は思います。この中小企業向け融資あるいは災害等の危機の際の対応など、これまで商工中金が果たしてきた役割を甘利経済産業大臣はどのように評価をされているのか、お考えを聞かせてください。

○甘利国務大臣 厳密に言えば、民間金融機関ではありません。しかし、例えば中小公庫とか国金と比較すると、民間により近いわけでありまして、中間に位置するものだというふうに思っております。

そして、今まで果たしてきた機能の評価でありますけれども、一言で言いますれば、最小の投資

で最大の効果といえますか、政府のお金の投入額を最小で、最大の効果を極めて効率よく上げてきた政府系金融機関ではないかと。そこには、ただ政府の金を足し前して金融政策に資するというだけではなくて、やはり積み上げてきたノウハウを最大限生かしてきた。これは特に民間の地域金融機関にはしつかり身につけてもらいたいというふうな思いがあります。そういうノウハウがあつて、最小の投資で最大の効果というように中小企業金融の役割を果たしてきたというふうに認識をしております。

○三谷委員 まさに今大臣おっしゃられたように、私は本能的にその表現だと思っております。最小の投資で最大の効果を上げた、私も全くそのとおりだと思います。政府の投資からすると最大限の、先ほど私、優等生と言いましたけれども、そういう意味での最大の優等生であるというふうに思います。

これは実感の話ですけれども、商工中金がおつき合いをされている相手、私も随分ほかの政府系金融機関のこともヒアリングをいたしましたけれども、商工中金の取引先が一番、ある意味とてもありがたがっておられる、こういうことが言えるんじゃないでしょうか。

そしてまた、確かに中小公庫あるいは国民公庫のように制度融資こそないですけれども、間違いなく言えることは、この中小企業向け金融の部分で、では、商工中金が貸し付けをしている相手先、もちろん全部とは言いませんけれども、借金、信組、あるいは地銀、それが補い得るのかというところ、それは補い得ないというのが答えであるというふうに思います。

そこで、話をかえさせていただきます。今も商工中金の民営化という話が出ましたけれども、商工中金の完全民営化につきまして議論をさせていただきます。どう思いますか。

行革推進法の中に、商工中金の完全民営化が定められております。まさにこの法案そのものが、今のこの株式会社商工中金法、政策金融改革推進

本部、行革推進本部、それぞれに決定をされた政策金融改革の制度設計に従って、完全民営化される商工中金について、完全民営化までの移行期に係る商工中金のあり方を定めるための法案であります。行革推進法においても当然のことのように、既定のことのように、商工中金の完全民営化がこの中に規定をされています。

行革推進法の随分長い議論が国会の中でもありましたけれども、私の知る限り、議事録も見ましたが、ほとんど、あるいは全く、商工中金の完全民営化について議論がなかったように記憶をしております。少なくとも国会の中ではなかったのではないのでしょうか。完全民営化することが本当にいいことなのかどうか、私は今でも素朴に疑問に思っています。

どこで、どういうふうなこの完全民営化という既定路線が決まったのでしょうか。そして、どうして商工中金を完全民営化するのがよかったのか、しなければならぬというふうなことがなかったのか、その経緯を含めて甘利大臣に御説明をいただきたい。甘利大臣なりのお考えを含めていただいても結構でございますので、お答えをお願いいたします。

○甘利国務大臣 私は、本職につきまます前に党の政調会長代理をやっておりました。商工中金のポストパフォーマンスを極めて高く評価しておりました。今、先生が御質問のような思いを持って行革関係者と大議論をしてみたい。仮に、今法案が提出されていますが、この法案によって完全民営化された後に今までのような機能が果たせないということであるならば、私は反対しようと思いました。

そこで、商工中金関係者と、今まで果たしてきた機能は極めて高く評価をしている、その機能が果たし得るような民営化の方策はということ、随分と私なりの議論はしてきたつもりであります。そこで、商工中金の方から、この仕組みであれば頑張り切れると思えますというところで、私は最終的に党の側においても賛成をしたわ

けであります。

今まで、この法案が出る前の商工中金はどういう状態かといいますと、一つ、政府出資が入っています。この信用力があります。つまり、政府が後ろ盾になっているということで、商工中金債が極めて信用が高く市場に迎えられている。ですから、高い利づけをしなくても販売ができる。それは、資金調達コストがかからないということになつていくわけでありまして。

一方で、政府出資分、つまり四千億について配当をいたしておりません。これは、その分税金をいただいていると同じことでもあります。つまり、配当分の税金をいただき、信用を後ろ盾にしてもらって頑張っているわけでありまして。この政府出資が一十億になり、そして、やがてこれを売却していく、こういう中で市場の評価というものが下がってくる、いろいろ支障が出てくる。これがどうなんだろうかということに非常に注視しておりました。

先ほど佐藤委員の方から、ダブルAプラスというかなり高い評価、しかし、これは前提があつて、特別準備金があることと確保されるかということによって変わりますという話、市場の評価だと。これについては、私も答弁をしましたし、財務副大臣もしっかり答弁をもらったわけでありまして。

そうしますと、商工中金関係者が申していますように、新しい体制になつても、今までの果たしてきた機能を果たし得ることの自信を持つていくということでありまして、それならば大丈夫だろうというふうな思いに至つたわけでありまして。でありますから、ここで大事なことは、ちゃんと自己資本比率が確保されるための措置がきちんと確保されること、それをどう担保するかということが極めて大事だということです、行革の大前提は、政策的に大事なところについては政府系がやるけれども、一般的な貸し付けの量的補完については撤退するんだという大前提があります。完全民営

化すれば、要するに何でもできるわけでありまして。商工中金は、何はばかりことなく中小企業者のために自分の経験とノウハウをフル稼働しているいろいろなことができる、そういうところにも期待をしていくというところであります。

○三谷委員 大変丁寧なお答えをいただきました、ありがとうございます。

ただ、本当に、まさに今の大臣のお話の最後、一番肝心な部分ですけれども、新しい体制になつて商工中金の方々が自信を持つています。自信を持つていなければいけません、あるいは、後でもまた一つずつ質問をさせていただきますけれども、この中で書かれていた完全民営化以降の話、金融債の話は初めといたしまして、あるいは、最も肝心なのは、先ほど大臣、最後に言われた、まさに必要な措置の部分も含めて、今の時点でいいまいなところがたくさんあります。それで、新しい体制になつて自信が持てるというのは、私はどうなのかなというふうに思います。

その前に、もう一つ確認をさせていただきたいのですが、完全民営化、この定義を聞かせていただきたい。具体的にどういうことなのか、どういうことをこの場合の完全民営化というのか、行革事務局鈴木審議官、お願いします。

○鈴木政府参考人 完全民営化の定義でございますけれども、完全民営化とは、会社法を設立の根拠とし、政府の出資がない株式会社とすることをいうことになっております。

具体的には、行革推進法のときにも御議論を賜りまして、完全民営化とはどういうことかと、当時の国務大臣中馬大臣の方から、完全民営化とは、会社法を設立の根拠として政府の出資がない株式会社とすることをいうものでございます、したがって、個別設立根拠法は廃止することが基本であります、なお、政策上の必要により特に必要な場合には法律上何らかの手当をすることまで妨げるものではない、このように認識しておりますという答弁をさせていただいております。

○三谷委員 政府出資がない株式会社で、今根拠

法のお話をされましたけれども、根拠法は撤廃しなければいけないわけですね。

先ほど大臣が言われた、必要な措置をきちんと法律で定めて位置づけるということは、これは、ここで言う完全民営化には全く支障はないですね。

○鈴木政府参考人 支障ございません。

○三谷委員 今のお答えで大変安心をいたしました、もう一つ、これは、ほかの方々もたくさん疑問に思っているところですけれども、よく出てくる、政府金融の貸付金についてのGDP比半減という話であります。

行革推進法の中にも出てきます。政策金融の貸付金について、平成二十年度末までに、貸付残高、GDP比で十六年度末と比べて半減させる、これを目標として書かれています。たびたび出てきます。この制度改革の冒頭にも、基本的な考え方、まず一等最初にこのことが書かれています。GDP比で半減させる貸付残高の中に、この完全民営化される商工中金の貸付残高は含まれていないでしょうか。含まれていなければ、廃止をされる公営企業金融公庫、形を変えての廃止、完全民営化されるこの商工中金と政策投資銀行、これだけでもう半分なんです。

だから、疑いたくはないですが、よもや半減させるといふ目標を果たすための完全民営化ではないだろうかと思いますが、こういう目的の意味が全くわからない。何で、GDP比で半減させるといふ、法律の中にも制度設計の中にも一々書いてあるんですが、どういう意味があるんでしょうか、あるいは、どれほどの影響力を持った意味があるんでしょうか。大臣、教えてください。

○鈴木政府参考人 ただいまの先生御指摘のGDP比半減の議論でございますけれども、実は、平成十四年の経済財政諮問会議におきまして、日本における政策金融のGDP比の割合が他の先進国と比べて高い、これが金融市場をゆがめる一因になつていのではないかとというような議論もござ

いました。そのような議論を踏まえまして、GDP比で半減をするということが平成十四年の経済財政諮問会議から提言をされております。

こういうことを受けて、平成十七年度でございますけれども、経済財政諮問会議、また政府内、党内でさまざまな議論が行われて、今先生がおっしゃいました商工中金、政投銀、この民営化というのは、これは非常に大きい決断だと思っております、また、公営企業金融公庫を廃止して地方の機関に変える、これも非常に大きい決断だと考えておりますけれども、十六年度の分子には政投銀、商工中金、公営公庫も入れまして、もしこの法案が可決されましたならば、二十年度末は商工中金は政策金融からは切り離されることとなりますので、分子からはなくなるといふものでございます。

○三谷委員 だれがどういうふうにしたのかというところも尋ねましたが、経済財政諮問会議で決まったというお答えですか。

○鈴木政府参考人 具体的には、平成十七年十一月二十九日でございますけれども、政策金融改革、これは経済財政諮問会議で決定をされております。その後、平成十七年の十二月でございますが、行政改革の重要方針、これは閣議決定で決定をいたしまして、最終的には行政改革推進法に盛り込んだところでございます。

○三谷委員 実は、今十七年に決定というその前からこの言葉はたびたび目標として使われておりまして、竹中前総務大臣の大臣よく活用される言葉でもありますので、もうこれ以上は尋ねません。また大臣も、同じお尋ねをほかの方もきつとされていんじゃないかと思ひます。これ以上は尋ねません。

もう一回、先ほどの完全民営化の議論に戻らせていただきます。

経緯の説明というのは大臣からはございませんでしたけれども、私はこういふふうに理解をしています。この完全民営化、商工中金あるいは政投銀もそうですけれども、平成十七年、おと

としのあの衆議院の総選挙の後から、まさに、郵政改革を掲げて与党が大勝をして、そして郵政民営化法案のあの審議、そして成立ということがありました。次は政策金融改革だ、郵政改革が財投資金の入り口改革ならば、今度は出口改革だということもあつたんだろうと思います。そのときの十一月に政策金融改革の基本方針が出されて、その中で、この商工中金について、「所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化する。」ここで完全民営化がはっきり盛り込まれました。相前後して、政府・与党合意もございます。

ただ、もとは、私もよく覚えてるんですけど、あの小泉前総理の経済財政諮問会議で、大きな記事にもなりました、政府系金融機関を一つにという発言、大号令であります。もちろん、それは一つにはできるわけがない、それぞれの政府系金融機関、それぞれ性格が異なりますから。要は、中小公庫、国民公庫、統合できる四機関半、それを一つに統合して、公営公庫は形を変えて廃止、商工中金、政策投資銀行については民営化、それも、そのときはやりの、まさに郵貯、簡保と同じ完全民営化、そういう方向づけになったんだろうというふうに思います。

そして、一言、これは、大臣も先ほどの御答弁からいたしますと、お立場のこともありますし、また、党の政調代理のときのお話も交えながら、大いに疑問に思われていたところもあつたんだろうというふうに思います。だけれども、決して、この政投銀あるいは商工中金の完全民営化だけの話ではないですけれども、後でもまた政策金融全体のことでも問わせていただきますけれども、やはり中身の見直しをきちんとやってもらいたいというのを申し上げないわけにはいきません。

統合して数が少なくなれば、多少はコストも下がります。だけれども、中身の見直しが一番大事なことです。申し上げたいのは、そのときに、何が政策金融として、国のやるべきこととして必要なことなのか、見きわめながら、スクラップする

ものはスクラップをしなければいけない、あるいは不要な事業については見直しをしなければならない、あるいは廃止をしなければならない、縮小をしなければならない。

どうやら、完全民営化の話もそうですし、また、廃止、統合といった話もそうだけれども、数合わせであるとか、何かその外形の形にこだわることが多くて、本当に中身の改革、見直しというものができているのかどうか、大いに疑問に思うところがあります。

そして、まさに先ほど大臣のお答えの中にございましたけれども、最後の完全民営化時点での必要な措置。もちろん、この制度設計の中でも、「新機関のイメージ」ということで、先ほど大臣おっしゃられたような、中小企業向けの金融をこれからやるんだ、今までの商工中金でも、中小企業団体及びその構成員に向けた、今までもそうでした、また、このイメージの中で書かれていることも同じことだから、同じことができるんだ。だけれども、あいまない規定だと、この「新機関のイメージ」は、必要なことはあると思います、必要な措置はあると思います。私は誤解をしていましたのは、評価委員という存在はありますけれども、主務大臣である、主務大臣は経産大臣だけではありませんけれども、主務大臣が決められるものだと思っておりました。だから大臣からお答えをいただきたいと思っておったんですが、先ほどの大臣のお話からすると、ちよつと人ごとのように聞こえたのですが、まさに、必要な措置をとってください、こういうお尋ねであります。

○甘利国務大臣 商工中金の完全民営化は何を意味するかというのは、先ほど行革当局からお答えがありました。これは、根拠法を一般法、つまり会社法とするということでもあります。そして、その規制は、銀行法等、一般の金融機関が受ける法律に基づいて規制監督を受けるということであり、それが土台ですね。設立の根拠、これを他の金融機関と共通なものにする、これをもって完全民営化であります。

その上に、機能というのがあるわけですね。商工中金は今までのノウハウもフル稼働して引き続き中小企業の金融機能を担ってください、それはどうやって担保するんだというの、それはまた根拠法とは別な話なのであります、二階の部分であります。これをちゃんと担保するということが大事なので、それをちゃんと民営化に際しては措置していくことでもあります。

それは、具体的に申し上げれば、国が保有している株を売却する際に、ここで実は、私が党にいますときに政府側と大議論をしたのであります。それは、中小企業金融ということ定義するの、に、定款で書けばいいじゃないか、そんなことを言つたって、定款は未来永劫そのまま変えないでいけるんですか、定款を変えちゃつたら終わりにじゃないですか。

だから、完全民営化するという土台は、ちゃんとよその金融機関と一緒にすよ。目的を果たすための仕組みについては、当然、二階部分は新たにあっていいわけでありまして、だから、それは、株式は中小企業組合並びに構成員に限定して持つてもらおうということをしなきゃならない、あるいは、各種債券発行ができるようにする、その各種というところに何を含ませるかということをしつかり議論していかなくちゃいけないというふうに思っております。

ですから、土台は共通でありますから、これは会社法に従つてよその金融機関と全部一緒ですから、完全民営化でございます。規制も、銀行法等、他の金融機関が受けるような法律に従つて受けるから、同じであります。民営化するときの目的をちゃんと縛つていかなくちゃならない、そのための措置をするのは当然のことだと思っております。

○三谷委員 まさに今大臣がおっしゃられました、それぞれの機能をどう担保していくか、ちよつと一つ一つ聞かせていただきます。

先ほどの佐藤委員の問いの中にもございました、まさに、今の大臣のお話の中にもございました、まさ

に資金調達の方でありますけれども、完全民営化時の資金調達、「幅広い形態の債券発行」の中に、従来発行していた商工債、金融債の発行は含まれるのかどうか。そして、今の大臣のおっしゃり方からすると、それを一つずつ議論して決めていく。これは、だけれど、どういう形で、あるいはどの機関ということでしようか、だれが決めることになるんでしょうか。

○甘利国務大臣 もう既に、法の中にちゃんと中小企業向けについての手当てをするということは書いてあるわけありますから、これをこれから決めるといふことではありません。

ただ、いろいろな債券の発行を可能にする、このところに商中債が入るのか入らないのか。これは私は、当然、少なくとも財政基盤がきちんと安定するまでは、これは発行させてもらわなければ安定的運営ができません。全部預金でやれといったって、預金はあしたすぐいきなりどんと集まるわけじゃありませんから。ですから、そういう信用に支障を来すようなことに至らないような措置はとれるというふうに私は理解しています。

○三谷委員 ただ、五年から七年の間で、完全民営化、後でも聞きますけれども、株の売り方もちよつと難しいんですよ。難しいですが、今の話からすれば可能だと。書かれていることというのは、書かれているわけですね、完全民営化以降のこと。他の金融機関の事業転換の例に倣い、幅広い形態の債券発行を行うわけですから、金融債を発行してもいいわけですね。それを確認しておるのですけれども、いいわけですよ。

○甘利国務大臣 そういうふうに理解しております。

○石毛政府参考人 今大臣がお答えしたとおりでありますけれども、完全民営化後の商工中金の金融債の発行の部分でございますけれども、「政策金融改革に係る制度設計」の中で、まさに幅広い形態の債券発行などについて、安定的、効率的な、多様な資金調達基盤を確立するというものが決定されております。

なお話にはならないわけですよ。

○石毛政府参事人 その移行期を経て、完全民営化の時点で、商工中金の金融機能がそういうものなしに維持できるのかどうかというのをしっかりと判断して、その中で必要だとすることになるのであれば、そういう措置を必ずとる必要がある、そういうことだと思います。

○三谷委員 石毛長官、商工中金にとってそれが必要であるかどうかというのは、大変抽象的な、だから、それはだれが決めるんですか。だれが判断するんですか、これを必要だと。

商工中金の側からすれば、あるいはそれを応援する経産大臣あるいは経産省の担当課からすると、それは必要だ、なるべく残さない、たくさん残さない、こういう話になるわけじゃないですか。だから、その必要な措置を盛り込むように決めるのはだれなんですか。

○山本(幸)副大臣 これは主務大臣が決めるということになっております。評価委員の意見を聞いた上ですけれども、そういうふうになっていきます。

○三谷委員 そのとおりですね。主務大臣が決める。だから、経産大臣が決めることになるんですよ。(山本(幸)副大臣「財務大臣……」と呼ぶ)あ、全部ですか。商工中金の場合は……。

○甘利国務大臣 特別準備金を置くということは主務大臣が決めるわけですね。これは、財務基盤をしっかりとするために必要不可欠なことなんです。これがなくなれば直ちに、それこそ自己資本比率でいって、国際金融はもろんできないし、国内も、一十億が残るだけですから、一十億、民間の一十億ですから、かなり脆弱になりますから、格付はどんどん落ちるわけでありまして。調達金利はどんどん上がっていくことになるわけですから、これはなきやならない、それで置くんです。

これは別に、国庫に借りて返済するお金じゃないんです、特別準備金ですから。これは自発的に、体力を毀損しないという中で国庫納付をしていくという性格のものだと私は思っております。ですから、自己資本比率を毀損しないという中で、該当するものについて、体力に見合せて国庫に納付をしていくというふうに理解をしております。

○三谷委員 わかりました。大変大事なところだと思えます。この必要とされる措置のところで、先ほどの中小企業向けの金融を続ける、すなわち中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を云々といっても、先ほどの部分があるのかないのか、必要なものとしてあるのかないのか、これもできるかできないかということだと思います。先ほどの大臣のお話で安心をいたしました。

そして、危機対応のあり方でありますけれども、これは、移行期においてもあるいは完全民営化後においても、移行期は従前どおりの危機対応が出来ますね、完全民営化後においては、これはどうなるんでしょうか。

○石毛政府参事人 お答え申し上げます。まず、移行期についてですけれども、今先生言われたとおり、危機対応体制における指定機関としての指定を受けたものと商工中金はみなされております、そういう業務をきちんと行えるというふうになっております。

それから、完全民営化後でございますけれども、制度設計の中で、完全民営化後も原則として指定機関であることを継続するものとするというふうになされておまして、引き続き適切に危機対応業務を行えるものというふうに考えております。

○三谷委員 それともう一つ大事なことでありますけれども、商工中金は新しい金融手法の開発普及をやってきました。売り掛け債権の流動化あるいはシンジケートローン、これは完全民営化後どうなるか。これは商工中金の方のお話です、非常に中立的だから、Aという民間金融機関とBという民間金融機関は、確かに一緒にやるということ

になると仲がよくない、一緒になかなかない、ジョイントできない、商工中金がセンターに入るとシンジケートローンがとてもしやすい、こういうこともありますし、あるいは、地方公共団体CLOでありますとか、まさに、同じようにここで法律にかかっております在庫担保の話、先駆的にやってきました。

今度は今までの逆の話ですけれども、私の認識は、今までは政府系金融機関だったから、そういう政策目的で進めようとしていたことにも比較的先駆的に、これも優等生の話ですけれども、どんな商工中金はやってくれた。だけれども、形の上では、先ほどの特別準備金のお話はあるんですけれども、あるいは必要な措置の話はあるんですけれども、外形上は会社法上の会社、株式会社であり、冒頭大臣もお話になりました、ある意味では当たり前の、自由にできる金融機関になるわけです。

こういうことをやってほしいということ、今までだったら、多分自発的でしょう、大臣おっしゃるように、半分民間に近い、政府出資の部分以外民間に近い、だけれども、政府系金融機関という位置づけで多分やってきていたところもある。こういうものが、今までに引き続き、商工中金完全民営化後にやってくれるようになるんじゃないか。どうでしょう。

○石毛政府参事人 お答えいたします。先ほど来出ておりますように、商工中金の強みは何なのかということをよく考えますと、そういう先駆的な取り組みをすることによって、金融界においても高い評価を得ているんだらうと思えます。御指摘の動産担保の融資についても、ほかの銀行に先駆けて取り組んできたということでございます。

そういった中で、恐らく御質問は、完全民営化後において、そういうようなことを引き続き同じ程度でできるのかということだろうと思うわけでありまして。

御案内のとおり、私も、今回この法案の審議

の中で、信用保険法というものの改正を提案させていただいております。その中で、政府系金融機関だけではなく民間金融機関もそういう動産担保の融資について積極的に取り組めるよう、信用保証の制度の中に、従来の売り掛け債権の担保の融資についての信用保証を拡大して、動産担保も含めてそういう信用保証の対象にするという形のものをご提案しております。そういうものが整っていけば、商工中金の従来から持っております、一種のDNAといえますが、そういうような気質と合わさって、そういう信用保証の裏打ちも効果を持つてくるのではないかと今思っております。

○三谷委員 時間がなくなってきました。最後にちょっと、経産省からするとお答えづらい話かもしれませんが、天下り問題についてお尋ねをいたします。

これは両機関に共通する事項として定められております、政投銀と同様に。特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないよう配慮というふうに記されています。今、現況というのは、商工中金の場合は、理事長は、多分、歴代ずっと経産省の御出身、副理事長は、今は元国税庁長官、大財務省出身者、理事に経産省OBの方が一名、監事に財務省OBの方が一名、こういうのがほぼパターン化されています。これが、今後、特定官庁からの役員選任というのはなくなるんじゃないか。

○山本(幸)副大臣 移行期、つまり特殊会社化後でございますけれども、この場合の役員については、会社法の規定に基づいて、株主総会において選任されることになります。すなわち、株主である民間出資者によって、商工中金の経営を行うために必要な知識及び経験を有して、十分な社会的信用を有する者が選任されることとなると考えております。

ただ、特に、代表取締役の選定については、新しい商工中金が中小企業団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とする特殊会

社であることを踏まえて、他の特殊会社と同様に主務大臣の認可を要するという事になっております。その際には、御指摘のように、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されるということがないよう十分に配慮してまいる所存であります。

○三谷委員 今のお話を聞きますと、大変有名な無実のような気がしてなりません。それは残念ではありますけれども、時間が来しましたので質問を終わります。ありがとうございます。

○上田委員長 次に、北神圭朗君。

○北神委員 民主党の北神でございます。

引き続き、株式会社商工組合中央金庫法案について質問いたしたいと思います。

かなり論点がかぶる部分もございますが、特にこの問題は、この前の内閣委員会との合同審査においても、私も日本政策金融公庫について質問をさせていただいて議論もしましたが、要は、行政改革の視点と、中小企業に向けての政策金融の視点という間に大きな隔たりがあるんじゃないかというふうに思っております。

今回の法案についても、法案及び完全民営化後の商工中金のあり方についても、ここにいる皆さんは多分大体同じ意見だというふうに思うんですが、それが、我々がずっと新聞とかで見ていた行政改革の流れと若干温度差があるんじゃないか、そういった意味で、行政改革事務局の審議官ともちょっと話をしながら進めていきたいと思っております。

まず、冒頭、行政改革事務局の皆さんも、小泉さん、竹中さんの改革につき合わされて、張本人たちは表舞台から立ち去った後、大変散らかった部屋を整理するのに大変な御苦労をされているというふうに思いますが、まず、この商工中金という、主に中小企業団体あるいはその構成員に向けてお金を貸すという極めて特殊な政策金融機関を民営化することについて、どういう意義を見出しているのか、お尋ねしたいと思います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。
商工中金につきましては、政策金融の分野にお

いても簡素で効率的な政府を実現いたしまして、民間の主体性を高め、その活力を最大限に発揮していただくということを目的に、さまざまな議論が経済財政諮問会議等の場におきましてあつたところでございます。

その結論といたしまして、商工中金につきましては、民間金融機関と同様のフルバンキング機能を有する、また組合金融であるということなどから、必要な制度を講じた上で完全民営化することが十分できるという判断がなされまして、このよう完全民営化という方針が決まったというふうに聞いております。

○北神委員 その経緯というよりは意義ですね。要するに、フルバンキング機能があるとか組合金融だとか、そういうのはよくわかるんですが、あと、どういう経緯で意思決定がされてきたという話もありましたが、要するに、あえて民営化する意義は何なんですか。

○鈴木政府参考人 二つの意味があるかと思っております。実は、当時私は中小企業庁にいらっしゃいましたので、中小企業からの意味合いもあろうかと思っております。

まず、今の職の行政改革の立場から申し上げますと、民にできることはできるだけ民に、それから資金の流れを官から民にということで、やはり日本の政策金融の対GDP比は、他の国と比べてますと、いろいろと事情は違うというところは存じしておりますけれども、それでも比率が高いということ、できるだけ資金を官から民に流すということの意味合いがあらうかと思っております。

それからもう一つ、中小企業の立場とされましても、商工中金、七十年間いろいろとノウハウを培われてこられました。この商工中金、非常に中小企業にとって頼りになる存在でございますし、実は、決済機能を持っております政策金融機関は商工中金だけでございます。何かセーフティーネット等がございますと、まず活動していただくのは商工中金であつたというふうに記憶をしております。

また、先ほどの委員からの御指摘がございましたけれども、商工中金はさまざまなサービスを中小企業向けに提供されていらつしやいます。そのようなサービスを今後より効率的に提供していく、これが政府系金融機関ですとやはりいろいろ規制がございます。例えば余裕資金の運用でも厳しい規制等がございます。ここはしっかりと制度を講じまして、また措置を講じまして、完全民営化機関としてより一層自由に活動していただき、より一層中小企業者のための金融になるようにしていただきたい、そのように考えております。

○北神委員 官から民という話も、これは要するに、商工中金を民営化することによって官から民というだけで、普通、官から民というのは、公的セクターが撤退をして、それで、そこを民間が、より活力を持つために既存の民間の金融機関とかが入ってくるという意味だと思っております。

それもそうだし、後段に言われたことも、いろいろな、本当の意味で、さつき議論にあつたそれらの定義上の完全民営化じゃなくて、普通、常識的に完全に民営化されたというような場合だったから、後段の話も、資金運用をもっとよくできるとか、効率よくできるとか、そういう話もあるかもしませんが、これは物すごい制限を課すわけですね。株主制限も課すし、今までの話を聞いていたら、資金調達も商工債を使えるようにできるだけにすると、政府出資という名前はなくなるけれども、名前を変えて特別準備金という方向に今議論を進めているということですので。

ただ、冒頭、余り結論を申し上げるのもあれです、それまでにして、もう一つお聞きしたいのは、ちよつと通告にはなかつたんですが、これも事務局の方にお聞きしたいんですが、商工中金が完全民営化された後、これは政策金融機関として位置づけられるんですか。違うんですか、完全民間機関ということですか。今、違うというふうに激しく横に頭を振っていたのでそうだというふうに思います。では、もう結構です。

そうしたら、今回の法案は、いわゆる完全民営

化の前の移行期間の話であります、私がいろいろ地元で中小企業の団体とか経営者の皆さんと話していると、商工中金の皆さんもいろいろ説明はされていると思うんですが、ただ、やはり心配の声が上がっている。要は、商工中金からの今まで融資というのを受けられるのかどうかという話から、政策金融改革全体の話についてもやはり不安の声が上がっている。

そこで、甘利大臣に御確認したいんですが、商工中金の民営化の話だけじゃなくて、国金あるいは中小公庫、これが今度、日本政策金融公庫に統合される。こういう一連の政策金融改革の流れ、これは、恐らく中小企業にとっては、自発的にこういふ改革をしたんじゃないかと、受動的に、極端に言えば、ちよつとつき合わされた感があるというふうに思いますが、私が思うのは、これで、今までとってきた国の、日本政府の中小企業政策の基本方針というものが変わってきたんじゃないかというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

〔委員長退席、金子(善)委員長代理着席〕
○甘利国務大臣 中小企業基本法には、御案内のとおり、第二節に「中小企業の経営基盤の強化」、そして、第四節に「資金の供給の円滑化及び自己資本の充実」という項目が書いてあるわけであります。こうした視点に沿って商工中金を民営化するということをいたしますと、本来、中小企業のための金融機関、民営化後も、中小企業のための金融機関という中小企業基本法の考え方、基本理念に沿って民営化すると、そういう制約がかけられる。それを担保するために、株主制限等の各種の手だてが必要になる。

ただ一方で、他の金融機関は、中だるうと大だるうとどこへでも貸せる。しかし、商工中金は、民間金融機関でありながら、ある制約がかけられる。だとするんだつたら、自己資本の充実に関して、いきなり国の手を離れるんじゃないかと、ちゃんと出資金も一十億は残す、三千億は特別準備金として自己資本比率の充実に資するようにする。

しかも、株式の売却は、体力の増強に見合つて、引き受け手の消化度合いに見合つてするとか、あるいは国庫納付も体力に見合つてするとか、そういう制約をかける分に見合う対応をしながら、中小企業金融という性格は変えない、これは中小企業基本法の考え方に沿つた民営化だと思つております。

そもそも、官から民というのは、私なりに考えますのは、言つてみれば、官の経済規模というのは八十兆であります、民の経済規模というのは五百兆であります、五百兆を動かすことによつてより活性化を図っていくということが日本のさらなる経済発展にとつて大事であるという視点から行われているのではないかとこのように考えております。

○北神委員 私の質問は、商工中金ももちろんそうなんですが、今までの中小企業向けの政策金融機関、国金、中小公庫、これが政策金融公庫というものに統合されて、多少、業務もいろいろ変化がある、もう一つは、商工中金というのが今度完全民営化される、この動きを、今までの中小企業庁がつてきた中小企業政策から大きな変化があるんじゃないかというふうに申し上げているんですけれども、大臣は、要は中小企業基本法に沿つた、商工中金についてはそうなんだというお話だったんですが、それをもう一回具体的に。

○甘利国務大臣 中小企業政策で大事なものは自立政策なんですね。中小企業補助金が多いとは私はちつとも思いません。規模はまだうんと小さいし、拡大しなきゃならない。しかし、要は、補助金漬けであつては絶対いけないのでありまして、自立するための補助金、自立するための中小企業政策なんですね。その視点に沿つていろいろと対応していかなければならない。

日本政策金融公庫というものができます。それは、国がやらなければならぬ政策に沿つて金融部門を新公庫に担当してもらう。民間にできるところは民間でできるだけカバーをしていく。今まで民間金融というのは、バブル時の不良債権処理

にかなり警戒感をそれ以降持つて、石橋をたたいても渡らない。実は、かなりリスクをとりながら、いろいろな商品を開発して、担保に依存しない金融をどんどん商品開発をしていかなきゃいけないんだというふうな思つております。

商中の場合は、民間に近い政府系金融機関でありましたが、完全に政府系の後ろ盾があるという中ではなくて、自分で相当研究をしながら、従来であれば民間が飛び込んでいかないと、そして、完全な政府系の金融機関がだめもとなつていう感覚で行きかねないところ、そこをちゃんと商売として成り立つように工夫をしながら乗り込んでいったという実績があるんだと思います。

そういうノウハウを持った金融機関が民間市場に完全に参入してくるわけでありまして、従来の民間金融機関も相当、その競争に勝ち抜くために、新商品の開発とかリスクをとつて乗り込んでいくとかというのを努力しなければならぬというところになつていくんじゃないかというふうに思います。

そこで、民間がきちんと、若干リスクがある部分についても、経験を積んでノウハウを積み上げて乗り込んでいくことになるのではないかとこのことを私は期待しているわけでありまして。

○北神委員 なかなか質問に答えてくれないんですね。要は、今までの国の中小企業政策というのは、よく言われるのは、三本柱がある。一つは金融である、もう一つは中小企業を集団化して、いわゆる組織化ですね、この法案にもかかわつてくる、いわゆる中小企業を団体化する、三番目が指導とか検診だとか、そういうふうによく言われている。

それで、今回の政策金融改革というのは、国金もそうだし、中小公庫も一般貸し付けというものを今度廃止する。これもいろいろ議論があつて、この前も私も議論させてもらいましたが、いずれにせよ、そこは一般貸し付けというものを撤退をする。今度商工中金も、先ほどの話で、もう政

策金融ではなくなつて、いわゆる完全、これは難しいんですけども、常識でいう完全な民間の金融機関ではないかもしれないけれども、政府の手からは多少離れていく、その姿はまだ見えていないんですけれども。

そういう中で、一番目の柱である金融というものが、今まで力を入れてきて、中小企業政策の一つの大きな柱だったのが、今回の政策金融改革でそこが多少弱まつてきたんじゃないか。それは、今までの、戦後の中小企業政策の根幹の一つがいつの間にか変更されてきているんじゃないか、そういうことをお尋ねしているんです。

○甘利国務大臣 金融の面で中小企業政策を語るときに、組織化という点が基本法上規定されている。商工中金は、それをしっかり受けて、中小企業組合金融である、もちろんその構成員の。そういうところから、組織化を金融の面からバックアップするだけの機能がある、それが薄れてくるのではないかとこの御質問だと私はさつきから理解しているんです。

民営化後も、その部分、つまり、中小企業の組織金融、それからその構成員金融という根幹は外していませんよということなさつきから申し上げているのでありまして、それは、中小企業基本法上、中小企業の力をつけていくための組織化論というところをないがしろにしているわけではありせん。だから、民営化の中でもそういう考え方に沿つて民営化が行われているということをお願いしたいところでありまして。

○北神委員 わかりました。組織化の部分についてお答えされていたんですね。それについても、これはちよつと考え方をお聞きしたいんですが、今までの商工中金の一つの手段として組織化を図ってきた、それは、簡単に言えば、団体の方に融資をしたり、構成員に融資をしたりしてきた。これが、今度完全民営化されることによつて、要するに、何らか、今までは政府の意向がもう少し反映できて、政府としてこういう方法でやつてほしいとか、ここをもっと力を

入れてほしいとか、あるいは、この地域はまだ組織化が足りないからやるべきだ、そういう意向が伝えられたのが、今後は、完全民営化されたら、それが薄れてくるんじゃないかというふうな推測をしているんですね。そこについてはどうですか。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。

今大臣がまさに説明しましたとおり、商工中金が民営化されても、商工中金の持つている金融機能については、中小企業向けの金融機能の根幹について引き続き維持するという形で持つていくんだということを申し上げたわけです。したがって、今回の商工中金の組織変更によつて、中小企業の組織化について大きな影響が出てくるというふうには私は認識しておりません。

加えて、組織化の関係でもう一点申し上げますと、商工中金のほかに中小企業基盤機構という機構がございますけれども、この機構において、高度化融資を中心として、組織化をした事業体を対象に融資を行うという制度は引き続き残して、その充実を図っていくという考え方でございます。

○北神委員 完全民営化された後の商工中金が、引き続き組織に、団体に向けて業務を続けるというのはいくわかつているんですよ。でも、その場合は、恐らく自主的な判断である程度やるということですよ。余り政府がいろいろ、こうしろああしろと言わない。ただ、社会的にはそういう機能が引き続き存在し続けると。

私がお聞きしたいのは、これは推測なんですけれども、今までは多分、中小企業庁さんが、例えば一番わかりやすい例は、地震があつたときに、商工中金さんが窓口になつて、そこで困っている中小零細企業の人たちを助けてやれという指示を出すわけですよ。それは危機対応として今後も恐らく残るというのはよくわかるんですよ。でも、危機対応だけじゃなくて、ふだんからの日常の融資とか、政策的な融資というものが、今後は中小企業庁の出る幕がなくなるんじゃないか、完

全民営化後は。それについてどうでしょうか。

○石毛政府参考人 先生は十分御承知で質問されている部分もあると思うんですけれども、まさに政策的金融の非常に重要な部分として、危機状況への対応というのがあるわけでありまして。それで、この部分については、先週も別の委員会で御議論させていただいたとおりであります。その部分に関して、まさに商工中金は、指定金融機関としてその機能を果たしていくという形になります。

それ以外の部分につきまして、まさに中小企業向けの金融機関としての機能を維持するわけですから、その構成員、まさに株主の資格を制限して、中小企業向けの金融機能として果たせるように、そういう手だてをしようというのがこの考え方になっていくわけでありまして。

○北神委員 そうしたら、要するに、今までも余りなかったわけですね。中小企業庁が商工中金さんに向かつて、例えばこの地域にもっと力を入れなさい、そういうので経営方針に影響してきたということは今まで余りないということですか。

○石毛政府参考人 時代、時代で変遷はもちろんしてきています。直近の時点で見ますと、商工中金の場合は、まさに先生が御質問になられたような危機的対応、セーフティネット貸し付けだとか、そういうような政府の、いわば必要なコストを負担して行うような、そういう形のもは十分果たしているわけでございますけれども、それ以外のものについて、私どもの方からこういう政策金融という形でやっているものは少ないかと思っております。

○北神委員 少ないという話だったんですけれども、そういうものがあつたのだったら、完全民営化後はもうそれができなくなるわけですね、一応、論理的には。そういうことだと思ふんですよ。だから、そういう意味では、組織化という部分が、今までの中小企業庁がとってきた政策からやや後退しているんじゃないかと私は思ふんですね。

もう一つは、さつき大臣が言われた組織化の部分の前に金融プロパーの部分、これについて政策金融全体を見ると、国金は今度教育の関係で所得制限というものを下げる、中小公庫の方は一般貸し付けを廃止する。商工中金さんがこれで民営化されるということは、貸出額でいえば、一番直近の数字でいえば九兆四千億ぐらいの貸し出しというものが完全に民営化されて、政府の手を離れていく。こういった意味では、政策金融としての貸出額というのは相当削減されるわけですよ。

そういった意味でも、組織化もそうだし、金融、この二つの大きな戦後の中小企業政策の根幹、柱である二本がやや後退してきているんじゃないかというふうには思ふんですね。これについてはどうでしょうか。

○甘利国務大臣 政府系が一般からフェードアウトしていく、そこに民間がフェードインせずに、埋まらずに空白がでちゃうというのであれば、これは重大なことだと思ふんです。ただそれが、民間側からすると、自分たちができるところを政府が出張つてきている、社会主義国じゃないんだから、我々の庭先まで出張つてくれるなどという意見は従来からあつたわけですね。それならば、出張つていたところを少しづつ引いていきますよと、一般貸し付けのところは。

そこでちゃんと民間が出張つてくるということであろうと思つておりますし、そこはしかし、もし全く出てこなくて空白がでちゃったというようなことがあれば、そこはちゃんと考えなきゃいけないというふうに思つておりますが、向こうからは押し圧力があるけれども、こっちが押し返しているの返つてこないというふうにはまず理解をして、この改革が進んできたんだというふうにして、この改革を進んでいくと思つております。

○北神委員 今の説明はよくわかるんです。政策金融が撤退した部分について民間金融機関が入ってきたらいい、入ってこないんだつたらそれ相応の手だてをしないとけない。そのための移行期間だということもあると思ひます。ただ、いずれ

にせよ、いわゆる政策金融としては後退をしていることは確かなんです。

これは資料の一枚目、下の方にありますが、中小企業基本法に書いてある中小企業政策の根幹の一つである資金の供給の円滑化、第二十三条、ここに書いてあるのが、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、三云々」に對する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。」つまり、政府関係金融機関の機能の強化というものが中小企業基本法の基本政策の一つとして挙げられているわけですよ。

でも、今大臣がおっしゃっていることを私は否定はしないんですよ、そういう考え方はあると思ふんです。いずれにせよ、それがいいにせよ、悪いにせよ、今まで中小企業基本法で、平成十一年に改正されたと思ひますが、これはその基本政策から変更があるということですよ。

○甘利国務大臣 中小企業政策が大事で、それに政府がきちんとコミットをし、そして、それに見合った施策が具体的に進んでいるか否かということなんで、直接に政府系が貸し付けるといふと、政府系が先導して、中小企業金融の弱さをカバーするような商品開発をして、それを民間に伝授していく、これも一つの中小企業政策だと思ふんです。ほうつておけば民間は、保証人なしの融資とか、あるいは不動産担保なしの融資なんというのはいかなかなか入ってきません。

しかし、そういう商品を先導して政府系がつくって、実際ちゃんとうまくいきますよ、あるいは、これにもうちょっと工夫を加えたらあなただけでもできるんじゃないですかという商品提示をしていく、それを民間に伝授していくということも政策金融の一つだと思ふんです。

ですから、生で直接貸すのが民間に入れかわつたから後退したという見方よりも、商品の質を変えていく、それを民間ができるような手当てをしていくというの中小企業金融の政策の一つではないかというふうには理解をしております。

○北神委員 なかなか上手に言われたと思ひますが、これは資金の供給の円滑化ですよ。だから、おっしゃっていることは、いわゆる融資の方とか、あるいはノウハウを伝授するとか、あるいは多分証券化業務とか、こういったもので質的に、いわゆる直接お金を貸すんじゃないで、こういった方法によってより円滑にしていこうという話なんです。でも、この条文は、事務方の皆さんに聞きたいんですが、資金の供給の円滑化というのは、やはり直接お金を貸すという話じゃないんですかね。

○石毛政府参考人 今まさに御質問の中で証券化業務ということもおっしゃったわけですが、証券化業務も立派な、貸付債権を証券化することによってより円滑な資金を供給する、そういう目的、主体としてのリスクを、別の、リスクをより大きくとれる者、そういう者に移転することによって資金供給を円滑にしていこう。

それから、商工中金が直接大きくやっているわけではありませぬけれども、保証業務、そういうものもあわせてここで資金の円滑化というふうにかえるべきであつて、直接の貸し付けだけを指しているということでは必ずしもないんだというふうには思ひます。

○北神委員 質的に変わってきたという理解でいいのであればそれでいいんですが、要は、余り改革という名のもとでいろいろ流されずに、やはり中小企業政策というのは今までのような方針でやってきたのか、そういうことをしっかりと踏まえて、むしろ、こういうものを盾に、去年もあるいはおとし聞つてもらいたいぐらいだったと思ふんですよ、これは法律ですからね。要するに、こういう強化をする方向でいっているんだと。

今言われた融資の仕方とか証券化業務とか、こういうのは別に悪いことではないんですが、私が思うには、この十兆円以上の貸し出しが政策金融として削減する分を補うほどの効果は、正直、ないと思つてゐるんですね。例えば、証券化業務だつて、別にやれば

思うんですが、日本の今の市場では、東京都もこの前やったと思いますが、八年間ぐらいいやつたのかな、でも、結局、物すごい優良な中堅の企業だけが応募をしてきて、ほとんどの中小零細企業というのは、何が何かわからないし、幾ら証券化といつても、結局、最後は借りていける企業の信用の問題です。

だから、そういった意味で、まだ日本の市場の厚みとか金融技術の発展度合いとかを見ると、これが、政策金融が撤退した分を補って、この基本法に書いてあるような、いわゆる政府関係金融機関の機能の強化という方向ではないというふうに私は思うんですが、これは水かけ論になるのでこれでもういいんですけれども、その辺のやはり根本的な議論が余りなされてきていないんじゃないかというふうに私は思うので、指摘をしたまでであります。

次に質問したいのは、こうした中で、私は決して完全に民営化すべきだ、いわゆる野放しにして好きなようにやれと言つてもいいじゃないかと、今までの委員の皆さんの質問のとおり、やはり引き続き商工中金には中小企業向け金融機関であることを確保するよう制度的に措置すること」というふうにあります。

そういう意味では、昨年の四月十九日に、衆議院行政改革に関する特別委員会において、行革推進法の附帯決議において「商工組合中央金庫について」「完全民営化後も中小企業向け金融機関であることを確保するよう制度的に措置すること」というふうにあります。

これを受けて、昨年六月末には、いわゆる制度設計ですね、これも資料に載せていますが、この中では「中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な制度を措置する」というふうにあります。そしてまた、「資金運用の在り方」という中では「融資については、中小企業団体及びその構成員を業務の主たる対象とする」というふうに明記をされている。

これはこれで結構なことだというふうに思うん

ですが、附帯決議の表現をかりれば、完全民営化後、商工中金が中小企業向け金融機関であり続けるためにも、株主制限の話はここに書いてありますが、「その他」というふうにありますので、それ以外というところを考へておられるのか、まず行政改革事務局にお聞きしたいと思います。

○鈴木政府参考人 今委員から御指摘ございました。制度的担保でございますけれども、これは、商工中金が完全民営化後も中小企業団体及びその構成員向けの金融機能を維持するため、法律上の措置を含めて必要な措置を講ずることになるといふふうに私も考へております。

ただ、その具体的な内容につきましては、やはりその移行期間といいますが、平成二十年十月以降、完全民営化するまでの間に、新たな商工中金の状況を十分考慮した上で検討を行うことが必要かと考へておりました。この株主資格の制限はもう例示的に出ておりますけれども、そのほかについて何が必要かということ、今後の状況を十分見て検討していくものというふうに考へております。

○北神委員 それと同じ質問を大臣にお聞きしようと思つたんですが、おられないので、どうですか、山本副大臣。

○山本(幸)副大臣 原則的にはたゞいま答弁したとおりであります。考へられ得るのは、貸付先ですね、あるいは債券発行の問題、そういうものが入り得るといふふうに考へております。

○北神委員 これも審議官にお聞きしたいんですが、この場合、恐らく何らかの法律でその制度をつくつていかないといけないですね。今、これから移行期間の間に検討するといふ話もあったし、副大臣から、具体的には資金調達のやり方とか、そういう具体的な話が出ましたが、いずれにせよ、完全民営化後も何らかの、多分、会社法、銀行法の特別法みたいなものをつくつていかないとはいえないと思うんですが、その点についていかがですか。

○鈴木政府参考人 これは例示でございまして、

まだどういふような形態になるのか、これは今後検討すべきものとして考へておりますけれども、例えば株主の資格制限、これをどういふもので考へていくかというのを調べてみますと、例えば、現在、日刊新聞の発行を目的とする株式会社株式の株式の発行を目的とする株式会社株式の株式の譲渡の制限等に関する法律、この法律がございまして、それから、そのほかにも一般放送事業者で、放送事業者の方々につきまして、放送法で、一定の場合に、外国人等の株主名簿への記載の請求を拒否することができるといふことで、ある意味で株主制限をかけておりますが、これは放送法でかかつております。

今後、どのようなことが本当に必要なかを十分検討して、それにふさわしい措置を検討することになるかと思つております。

○北神委員 その場合、さつき言つた完全民営化の定義ですね、会社法にその根拠を置くこと。これは変わつてくる可能性はあるんでしょうか。

○鈴木政府参考人 先ほどの完全民営化の定義、会社法に基づき設立され、政府の出資がないものというあの定義は変わりません。

私も、先ほど申し上げました前例等も踏まえて、これは、会社法の所管は法務省でございまして、また内閣法制局とも相談を行いましたけれども、両者とも、合理的な理由がある場合には、当該理由に見合った株主資格の制限等を立法的に講ずることは可能だといふ見解をいただいております。そして、このように、制限をかけることと完全民営化といふものは相反しないものというふうに考へております。

○北神委員 株主制限についてはそういう見解がよくわかつたんですが、さつき言つた資金調達の手法とかさういふ、あるいは政府出資という形じゃないけれども、その一つの可能性としては、特別準備金といふものを入れていく、そして資本としては反しないんですか。

(金子(善)委員長代理退席、委員長着席)
○鈴木政府参考人 最初に、資金調達の点についてお答え申し上げたいと思います。

委員から御指摘ございましたのは、金融債の発行に關してということかと思つておりますが、例えば、民間銀行におきましても、長期信用銀行が普通銀行に転換をした場合等につきましては、金融債の発行を転換後も五年ないし十年発行を認めているような例もございまして、また、これは金融当局との御相談にならうかと考へております。

それから、特別の準備金のことでございますけれども、これは、今、私も御答弁申し上げた趣旨とか目的、また移行期の商工中金の財務状況を踏まえて、その段階で適切に対処、判断をするといふことで、どのような制度また担保が必要になつてくるのか、それはまたその当時に考へることといふふうに考へております。

私も、特別の準備金を今回御提案申し上げておりますのは、特別の準備金があるからといって、これは完全民営化に反するといふものではなくて、むしろ完全民営化を行うためには特別の準備金が必要だといふふうに考へて御提案申し上げたところでございます。

したがしまして、移行期間中の商工中金の財務状況を十分踏まえて、その時点で適切に検討していくことにならうかと思ひます。

○北神委員 完全民営化の定義というのは、さつき三谷委員とのやりとりで聞いていたんですが、これは、政府出資がないといふことが一つの定義の理由でしたよね。

政府出資と特別準備金というのは、実質はどう違ふのか。要するに、政府出資がなくなつたら民営化だ、ただ、それは、金額は減るのかもしれないけれども、形を変えて特別準備金になる、それでも民間会社として位置づけられるんですか。

○鈴木政府参考人 まず、完全民営化の定義は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはり、特別の準備金と政府出資といふものは、議

決権を有するが有しないかということで、全く違
う性格のものというふうに考えております。

やはり出資の形で、先生御案内のとおり、
株主総会で、政府代表が座って、そこで議決権を
行使するわけでございます。特別の準備金がある
からといって議決権は行使できないわけでござい
ますので、私も、特別の準備金と出資金は全く
違うものというふうに考えております。

○北神委員 わかりました。

これは前の質問に戻っちゃうんですけども、
要するに、政府出資というのはやはり政府が議決
権を持っているわけですね。だから、商工中金
の組織化政策に対しては、政府出資の方がやはり
それなりの意向を反映させることができるわけ
ですね。これは、完全民営化して、特別準備金に
なるのかどうかかわりませんが、政府出資とい
うものを撤退させちゃうと、基本的にはそういう意
向を反映させることができなくなる、指導とかい
ろいろ、内々ではできるかもしれないけれども、
そういう意味では、やはり私、さっきの話を蒸
し返すと、組織化という部分はちよつと弱くなっ
てきている、後退しているんじゃないかというふ
うに思っています。これは、もう答えはいいです
が、そういうところを、ちゃんと基本のところか
らやはり議論していかないといけないというふう
に思います。

次は、株主資格の制限について、具体的にどう
いう内容になってくるのかということをお聞きし
たいと思います。というのは、中小企業向けの金
融機関であり続けるために資格制限をするわけ
ですが、これは、具体的にどういうふうに想定し
ているのかどうか、内容ですね。

○石毛政府参考人 株主資格の制限ですけれど
も、今までも随分議論が出ていますように、商工
中金は、これまで所属団体を中小企業団体に限定
するという形で中小企業金融機関として機能して
きたわけですね。この法案の中
で、商工中金の株式会社化後も、中小企業団体な
どでない者が株主として参画することによって収

益が過度に重視されて、中小企業団体及びその構
成員の金融の円滑化に支障を来すことがないよう
に、株主資格を中小企業団体及びその構成員に限
定するという形にしております。

まず、そういうふうにお答えさせていただきます
。

○北神委員 では、中小企業向けの金融機関とい
うのは、要するに過半数を、いわゆる組合の人た
ちあるいはその構成員に株主として位置づける
ということですか。いわゆる議決権の過半数をそ
ういった人たちに持たす、そういう意味ですか。

○石毛政府参考人 過半数ということではなく
て、すべて中小企業団体及びその構成員に限定を
する、そういうことでございます。

○北神委員 全員ということですね。わかりまし
た。

そうしたら、これはもう、要するに協同組織と
の違いがだんだんわからなくなるんですが、そ
ういうことであるならば、それはそれで、中小企業
向けの機能というものを維持できるのであれば私
はいいと思います。

あまのじやく的な質問になってしましますが、
一方で、彼らがいゆる融資の対象になるわけ
ですね、その構成員あるいは組合の団体ですね。
この人たちが、いわば融資を受ける立場にあると
同時に金融機関の経営を決定する株主でもある
それは、利益相反あるいはモラルハザードとい
うものは生じないのか。つまり、簡単に言えば、商
工中金を食い物にして、逆に、さっき余り利益追
求をしないように株主制限をするという話があり
ましたが、逆に、利益なんかもう全く関係ない
自分たちが短期的に融資をもらえるように食いつ
ぶすような、そういう方向に行くおそれもある
んじゃないかと思うんですが、いかがでしょう
か。

○石毛政府参考人 今御指摘になられた、株主と
融資対象が同一グループ、中小企業者、それから
その団体という形になってくると、利益相反、モ
ラルハザードが起こるんじゃないかという御指摘

だと思えます。

今度、こういう形で新しい商工中金になるに際
しまして、そういう御懸念のようなことが起こら
ないように、金融機関としての業務の健全かつ適
切な運営を確保する、そういう観点から、そもそ
も銀行法が適用されるほかの金融機関と同様に、
まずその厳格な情報開示を義務づける、大口融資
についての制限をする、それから特定関係者との
取引制限をするというような規制などを講ずるこ
とによって、そういう利益相反が生じないよう
に、そういうふうを考えております。

○北神委員 できるだけそこは、株主制限するこ
とはいいことだと思んですが、そういうモラル
ハザードが生じない規制というものをしっかりと入
れるようにお願いをしたいというふうに思いま
す。

あとは、先ほど議論が上がった資本の問題、
資金調達の問題に移りたいと思うんですが、これ
は、大臣とか中小企業庁のお立場はさっきの議論
で大体よくわかったので、むしろ行政改革事務局
として本当にそれでいいのか。

かなり今までの議論の中で踏み込んだ話もあつ
たというふうに思うんですが。例えば特別準備金の
話で、完全民営化後の話なんです、あるいはそ
の前の移行期の問題、移行期の中で、大体三千億
円ぐらいだ、政府出資を一千億円ぐらいにする
という話ですが、これはこれでいいんでしょうか。

○鈴木政府参考人 先ほど御答弁ございました三
千億、一千億、私も、今、経済産業省の見通し
とされて、そういう見通しまた御決意というの
は理解できるところでございすけれども、いづれ
にしても、デューデリジェンスを行いませんと、
正確にはどれだけ本当に必要か、それ以上必要か
もしれません、それ以下かもしれない、ただ、
見通しとしてはそういう見通しだというふう
に承っておきたいと思っております。

それからもう一つ、では、完全民営化時点にお
いて特別準備金の取り扱いはどうかということも
ございました。

これは先ほど御答弁申し上げましたように、こ
の特別の準備金は、今回、移行期におきまして、
利益準備金、資本準備金が枯渇した場合において
初めて欠損補てんに充てることができるのか、財
務内容の健全性が確保されるときに商工中金の御
判断で自主的に国庫納付できるとか、また、商工
中金が万が一清算をするときには国庫納付とかい
うような規定がございす。そのような趣旨を踏
まえて、かつ、やはり移行期の商工中金の財
務状況を十分検討いたしまして、その時点で適切
に判断をされ、また必要な制度は必要な制度と
して措置をしていくということかと思ひます。

それから、金融債につきましては先ほど御答弁
申し上げましたので、省かせていただきます。

○北神委員 特別準備金について、移行期間に国
庫納付の規定が入っていますよね。今、政府出資
が四千億強あるというふうに入っています、その
うち三千億にするにせよ、いづれにせよ、要する
に、健全とみなされるレベルに資本の充実度合い
が達成をしたら国庫納付することが可能である
という、どうせ多分財務省が入れると言つて入れ
たんだと思うんですが、でも、こんなことをやつ
ていたら、そんなにくさん納付することはできな
いかもしれないけれども、移行期間の五年、七年
の間に政府出資が目減りするということもあり得
るんですね。これはどなたでも結構ですけれど
も。

要するに、特別準備金について、国庫納付をす
ることが可能だ。その意味合いを見ると、要は、
ある程度健全な資本になつてきたら不必要な部分
は納付しなさいという意味だと思ひますよね。
でも、そんなことを移行期間にして、完全民営化
後のことを考えると、それはどのぐらいの納付か
によると思ひますが、余りそこで納付しちゃう
と、完全民営化後、また出せというのも大変な話
だと思ひますので、そこをどういうふうにお考え
でしょうか。

○石毛政府参考人 特別準備金に関して、確か
に、この移行期の期間中に制度上はそういうふう

な規定が設けられております。ただ、今る、ずつと議論がございましたように、この特別準備金は商工中金の財務基盤の非常に強固な部分を形成する部分でございますので、今の時点で、そういうふうなことが可能であるというふうな見通しがあるわけではないわけでありまして。

ただ、制度上、もし、商工中金の業況が物すごくよくなつてそういうふうなことが可能になれば、それは返す可能性があるという意味で制度的に書かれているものであるというふうに認識をしております。

そういうことでございます。

○北神委員 大臣におかれましては、ぜひ、余りプレッシャーをかけて、納付しろ納付しろというふうなことになるようにお願いをしたいというふうに思います。

それと、もう一回審議官にお尋ねしたいんですが、資本の話、特別準備金の話、資金調達の話、株主制限の話、私はこれはこれでいいと思うんですが、ただ、心配しているのは、行政改革事務局あるいは渡辺大臣が、やはり違うんだ、もつといわゆる民間金融機関らしく、余りそんな、いろいろ政府が関与するようないことは許すべきでないというふうにしておられるかもしれない、それはわからないですけども、それが心配で、きょうわざわざ出てきていただいたんです。

今までのいろいろな議論を聞いて、要は、行政改革事務局も認めていることは、さっきの制度設計の文書にもありますように、やはり商工中金というのは中小企業向け金融機関として完全民営化後も存続をするんだと。これはもう皆さんも納得されていると思うんですよ。

となれば、それは、ある意味では、民間金融機関としてもう勝手にやりなさい、余り政府は関与できませんよというのはいささか話だと思つておいて、あとは自力で頑張らなさいというふうなもので、中小企業団体にしか融資できない、あるいはその構成員にしか融資できない、しかもこ

の団体というのはだんだん少なくなつてきて、ほかのいろいろな民間金融機関もこういう中小企業の分野にも乗り込んできている。

そういう中で、それにしか特化することはできませんよと縛りをかけておきながら、資本とかあるいは金融債、資金調達の面で余り優遇しませんが、これは金銭的には、私は非常にひどい話だということに思いますので、そこを皆さんが理解されているかどうかというのをちよつとお聞きしたいと思つております。

今の私の話についてどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○鈴木政府参考人 今委員から御指摘ございました制度設計、これは、行政改革推進本部、本部長は総理でございます、そこで決定をさせていただきますのでございます。これはもう全関係の賛同を得たところでございます。また、今回の法案、これも閣議決定をしたものでございます。

あわせて、委員が御懸念のところは、運用面のところ、考え方のところかと思つてます。また、この法律上出てこないような考え方のところかと思つてます。

これにつきましては、行政改革推進本部のもとに行政減量・効率化有識者会議という会議が設置されておまして、その会議で、商工中金の完全民営化に向かつてのさまざまな制度、それからプロセスについて検証をしていただくという、これは意見具申機関でございますけれども、そのような機関がございます。

この場におきまして、中小企業庁の方々にも来ていただきまして、このような考え方をすべてお話しいただきまして、特別準備金にしても、それから金融債にしても、資金調達にしても、株主資格の制限についてもいろいろとお話しいただきまして、この有識者会議の方々もこれを了とするということと御了解を、御了解いただくということとまた御了解の機関でないもので、御賛同をいただいているところでございます。

私も、これまで、丁寧に丁寧に中小企業庁の

方からいろいろな御説明をいただきまして進めてきてまいりまして、きょう私が御答弁申し上げていることは、それらの議論を踏まえたものであるというものでございます。

○北神委員 大臣もぜひその何とか会議に、中小企業の意見も言えるという話ですから、資本の面とか資金調達の面、この辺をぜひともどどんと言つていただきたいというふうをお願いをしたいと思つております。

結局、最後の姿は、私が一番理想と思うのは、特別準備金が入つて、商工債もちゃんと資金調達としてできて、株主制限もできている、そういう姿ですが、これはいろいろなテクニカルな定義で、いや、それでもこれは完全民営化なんだというふうに言われるかもしれないが、普通に考えたらかなり変形をされた姿だと言わざるを得ない。それはもう、私はいいと思うんですよ。

というのは、そもそも、この話というのは、小泉さんとか竹中さんの改革の旗印とか言っているけれども、非常に無理な話をしてきて、その中で、結局、現実的に考えると、落ちつきどころは余り今の姿と変わらないと正直私は思うんですよ、本当に。特別準備金を入れたり、商工債を引き続き使える、株主制限もして協同組織とほとんど実質は変わらないようにする。そういうことを一年以上もかけて、役人の皆さんの膨大なエネルギーと費用をかけ、国会の膨大なエネルギーと費用をかけ、今度、商工中金さんもお金を使つて、組織改編のための事務経費も使つて、こんなことをして本

当に何をしてくれているのかと私は正直思うんですよ。

大臣に最後に、感想として、この民営化騒ぎについて、正直どう思われますか、政治家として。こんなことをやっていいんですかね、時間を費やして。

○甘利国務大臣 商工中金だけではなくて、政府系金融機関全体の大きな改革が行われたわけでありまして。もちろん我々は、この改革が民間経済に

も資する、中小企業政策にも資すると思つてここに立っているわけでありまして、所期の目的がきちんと達成できるようにしっかりとフォローしていきたいというふうに思っております。

○北神委員 よろしくお祈りいたします。

以上でございます。

○上田委員長 次に、後藤前君。

○後藤(畜)委員 大臣、長時間お疲れさまです。大臣が元氣なので、中小企業も元氣がなくなつては困るので、元氣よく最後三十分、よろしくお祈りいたします。

大臣、きょうは、商工中金法の改正もさることながら、それに入る前に、ちよつと幾つか基本的な中小企業政策、特に金融というものは、その政策の中において、いわゆる経済の血液というふうには言われながらも、中小企業の経営者から見れば、借りたときに本当に貸してもらえないかどうかという部分と、貸し手側からいえば幾つかのハードルもあつてという、その上手なバランス、それを円滑化するということも、大きく十九年度の税制改革や予算案の取りまとめの中でもそういうことをうたいながら、今回の法案改正ということになっているというふうに理解してまいります。

大臣、そもそも論で大変恐縮なんですが、さきの本会議でも、いわゆる中小企業の我が国経済社会への位置づけということで、事業者数でいえば、大臣もよくお答えになりますように、四百三十万事業所を超え、九〇％以上の会社が中小企業である。なおかつ、働く方も八割が中小企業にお勤めになっているということで、当然、我が国経済社会には欠かせない存在だということは、大臣も本会議でも御答弁をいただいておりますし、この委員会でも何度となくその話をお聞きしてまいります。

大臣、そもそも中小企業基本法、きょうは総務省と金融庁にも来ていただいておりますが、私、〇・六％、十八年度より十九年度予算がふえ、一千六百億を少し上回つたということで、努力をな

さったあかしは若干あるものの、もつと何か中小企業の政策に生かすようなものはないかということと、いろいろこの中小企業基本法の、例えば「目的」が一条にあり、「定義」が二条にあり、三条に「基本理念」ということがあり、四条に「国の責務」、特にこの「国の責務」では、国は、三条の基本理念のつとめ、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると。その「基本方針」を五条に規定し、六条に「地方公共団体の責務」ということで、「地方公共団体は、基本理念」これは三条の基本理念ですが、「一」のつとめ、中小企業に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」というふうなことがあるんですが、いろいろお話を聞いていますと、本当にこの責務が、基本法にあるように、それぞれの役割分担が果たして果たされているのかなという思いが若干いたします。

特に、今回、いろいろな政府系金融機関の統合であるとかも含めて、中小企業にかかわる基本法以外の法体系が、特に金融支援というところでは、若干本数がいずれ制度的には減って、まとまった形で金融支援という、現行では法律だけでも、この金融支援というものは七本の法体系から成っています。経営革新、経営基盤強化という部分では、ものづくり基盤強化、技術高度化に関する法律も含めて十三本の法体系。あわせて、さきの地域資源活性化法のときにも議論になりました、その役割を地域で担う商工会や商工会議所に対する規定も含めて、その他ということで五項目、これは組織法的なものでありますが、ございます。

全部で現行では二十五本の基本法以外の法体系から成っているということを考えてみても、やはりこれは、商工中金法自体が昭和十一年からの満七十歳を数えた法律、これはいろいろなものが節目になって、この間の総務委員会では統計法というのを審議しましたが、それも、施行以来初め

て、六十年ぶりに法体系を整備したということでありますから、これはやはり、いろいろ基本に返って、中小企業金融とはどんな位置づけであるとか、例えば政府系金融機関、そのうちの、現行では商工中金もどのような位置づけかということをお聞きを伺いたいんです。

大臣、改めてお聞きをしますが、今のような法体系や経済的な位置づけを、中小企業に、大臣は、中小企業基本法の基本理念もそうなんですが、今どのような位置づけをし、それをどんな形でこれから中小企業を育成していくという基本的なお考えなのか、まずお聞きをしたいと思っております。

○甘利国務大臣 先生が冒頭おっしゃいましたように、シェアでいえば、雇用でも圧倒的ですし、事業者数でいえば、ほとんど、九九・七％が中小企業であります。

ただ、それだけじゃなくて、大企業は広くあまねく全国に散らばってはいませんけれども、中小企業は、業種の差はあれ、広く全地域に分布しているわけでありまして、地域経済、地域雇用を支えるという大事な役割があるわけでありまして、それにも増して大事なのは、日本の中小企業の技術力といえますが、発想力といえますが、そしてその品質のすばらしさ、つまり、不良品比率の低さ等々オリティーの高さが日本の大企業を支えている。どんなに優秀な大企業であろうとも、日本の優秀な中小企業の後盾がなければ成り立たないというふうな思っておりますし、中小企業の新しい発想を大企業とコラボレートして、新商品や新製品がデビューしたり技術革新を担ったり、いろいろな要素を日本の中小企業は持っていると思っております。これなしに日本経済はあり得ないというふうな思っております。

○後藤(憲)委員 そういう中で、中小企業庁にはちよつと後ほどお尋ねをしますが、先ほど中小企業基本法の六条で「地方公共団体の責務」というところを読ませていただきました。そして、どの程度、中小企業を中心とした商工関係費が地方自治

体にあるかといいますと、これはいろいろな数字が入っているということの後ほどお尋ねをしたいんですが、地方財政白書の決算ベースでいいますと、地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を有している。これらの施策に要する経費は、商工費の決算額は、これは十七年度決算であります、四兆六千二百六十億。ただし、前年に比べて五・七％減少という形になっております。このうち一番大きな費目が貸付金という費目でありまして、それが、先ほどの四兆六千二百六十億のうち七四％ほどに貸付金がなっているということになります。

総務省にお尋ねをしますが、この地方自治体における商工費の貸付金、これは、今話したのが〇五年ということになります、〇五年と、その五年前、二〇〇〇年、そして九五年の貸付金並びに商工費の推移の数字を端的にお答えいただきたいのと、あわせて、この貸付金というものはどういうふうな内容になっているのか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○津曲政府参考人 地方公共団体の普通会計決算において、商工費は、平成七年度が五兆六千六百二十二億、平成十二年度が五兆四千二百七十七億、それから平成十七年度が四兆六千二百六十億円となっております。

また、商工費のうち貸付金につきましては、平成七年度が三兆九千七百二十四億、平成十二年度が四兆三百七十七億、平成十七年度が三兆四千四百三十六億円となっております。

それで、これらの貸し付けの形態でございますが、ヒアリングによりまして、各地方公共団体が、例えば信用保証協会などを通じて、それらが金融機関にまた預託して、それで、それぞれの目的ごとに融資しているものというふう聞いています。

○後藤(憲)委員 あわせて、お願いした質問表から若干飛んで、先ほどの基本法の六条の「地方公

共団体の責務」というところにもありますが、総務省といたしまして、今、信用保証協会への出資の部分もあるというお話でありましたが、この四兆六千億ほどのお金を、それだけの貸付金ということとは多分ないと思うんですが、やはりこの中小企業基本法にあるように、国と連携しながら施策の推進ということ、当然、自治というものを尊重するものの、どのように地方自治体が中小企業施策を推進するかという、やはり連携はなければいけないというふうな思っています。

総務省といたしまして、地方自治体に対して、商工業振興、特に中小企業対策の施策の充実という観点から、どのような観点で指導助言しているんでしょうか。

私は、基本的には、さっきの地域資源活性化法の附帯決議にありますように、市町村レベルにこれから相談窓口等も設置をして、地域の中小事業者を利用しやすい形で施策が講じられるようにという、その体制整備についても附帯決議をつけさせていたところでもありますが、やはりもつと国と地方自治体が中小企業施策の充実という観点で連携すべきではないかというふうな思っております。総務省はどのような御見解でしょうか。

○久保政府参考人 御指摘のように、経済産業省では、地域の中小企業の知恵、やる気、これを生かすということによって地域の活性化を図り、民間事業者の活力による自立型の産業構造を強化していくための法案、これを今国会に提出をされております。

私も、甘利大臣として菅大臣がお話し合いられて、総務省としても、経済産業省に連携をして、いろいろな方策を講じていこうということにいたしております。

その中で御紹介をいたしますと、例えば、ベンチャー企業などに投資等を行います都道府県や政令指定都市の取り組みを支援するベンチャーファンド形成事業、これによりまして、地域の中小企業の事業展開を支援する。原資となります部分に

ついて起債を起こす、そのときに利子の五〇％を特別交付税で措置をするといったような事業でございませう。

さらに、本年度から、これはもう御案内いただいていると思いますが、中小企業による地域資源を活用した事業展開への支援でありますとか、地場産品の発掘あるいはブランド化、そういったことに取り組みという独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組み、地方公共団体に對しまして、地方交付税などによって支援をしていくという頑張る地方応援プログラム、これを四月からスタートさせたところでございます。

○後藤(憲)委員 今お話を聞きましたものは、確かにプログラムのほうにはなっているんですが、四兆六千億積み上げてなるのかなというところ、そうではないというふうな部分も私自身は感じる次第であります。

あわせて、大臣、金融というのは、当然、先ほども冒頭申し上げたように、借りたい経営者が、それは設備投資など運転資金は別としても、貸したいという金融機関から借りて御商売をなさるというもので、もともと金融ということとは、多分お金を融通するというところからいろいろ起きているのかなと思うんですが、ただ、実態、いろいろお話を聞くと、なかなか借りたくても借りられない、いわゆる貸し渋りみたいなことは現実としてあるという話はたくさんの方からまだまだお聞きをします。

ただ、この数年間の中で、徐々にその比率が低くなっているという話もあるんです。これは数字で結構なんです、幾つか、いろいろな数字があつてちよつと混乱をしている部分もあります。が、今、現行で中小企業向け融資というものが、通常の銀行といわゆる政府系金融機関というふうな比率に大きく分けて結構ですが、昨年、そして五年前の〇二年、十年前の九七年というふうな形で、どのように推移をしているか、簡潔で結構ですからお答えいただけますか。

○石毛政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業向けの貸付残高の推移ですけれども、十年前の十二月の時点ではトータルで三百五十四兆円、それから五年前で二百七十九兆円、直近時点では多分これよりもちよつと下がつておると思いますが、二百五十兆円だと思ひます。が、そういう中で、政府系の金融機関の融資残高は、いわゆる三機関ですけれども、十年前で二十七兆九千億、五年前で二十七兆三千億、それから直近時点で二十三兆円、そういう数字になつております。

○後藤(憲)委員 やはり、この五年刻みで比較することが正しいかどうかは別としても、少なくとも中小企業向け融資残、貸出残というものは減つているという理解であります。

これは、個別のミクロの経営者の方からお聞きをしても、多分二つの要因で減つているというお話を聞きます。一つは、設備投資をするような経営環境にまだ十分でない。要するに、景況感はまだ実感できないので、まだ大きな資金投資をしたくないという経営者の意思。もう一つは、そうはいっても、今、人件費をかなり、この十年間、中小企業の経営者も、人を減らし、みずからの報酬も減らし、もう行き着くところまで行くと、新たな設備投資をしないという選択とあわせて、金利を少しでも減らしたいということでも借り入れはしないという、逆説的に言えば、自己資本を高めることになるかもしれないが、多分その二つの要因だということにお聞きをします。

その中で、中小企業向け、特に政府系金融機関は、ほぼ横ばいとは言えませんが、全体の一般の民間金融機関に比べれば、その貸出残の減少額というものは、先ほど長官から御答弁いただいたように少ない数字になつています。

一方で、もう一つの大きな要因は、これもよく言われることでありますが、民間の金融機関が中小企業に對して、みずからの自己資本比率やそういうことも考えながら、やはり非常に貸し出しを渋つていてという一つの実態もある。それは、裏

返しをすれば、金融庁が対応されている検査マニュアルが厳し過ぎるというふうな指摘もございませう。

もう一つの部分は、あわせて言えば、金融庁をおやめになつて、地方の金融機関に、いわゆる天下りという言葉が適切かどうか知りませんが、再就職をなさっている役員の方も最近特にふえていくというお話を地域に行くとお聞きします。

金融庁にお尋ねをしますが、先ほど中小企業庁長官からお答えをいただいたように、貸付残高が減少しているという中で、確かに、中小企業編というところで特別マニュアルもありますが、もつと中小企業育成に配慮した対応をやはりしていかないと、実際、非常にありていに言えば、金融庁の方を地方の金融機関が見て、なかなか中小企業の方に顔を向けないというふうなことであつてはいけないと思ひます。

検査マニュアルのこの中小企業編というのは、私が見る限り、非常に正しい方向性が出ていて思ひますが、それがやはり現場の方に徹底されていないのではなかつたか。これは、検査をする方、そしてそれを受ける地方金融の経営者、現場の方も含めてなんですが、中小企業育成という観点について銀行検査というのをどのように今位置づけておられるでしょうか。

○谷口政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生お触れになりましたように、金融検査におきましては、金融検査マニュアルの別冊といたしまして、中小企業融資編というものを策定いたしております。これは、中小企業の経営実態に即した取り扱いが各金融機関においてなされているかということを検証するものでございませう。

この金融検査マニュアルの別冊でございますけれども、これは、今先生おっしゃいましたように、できるだけこれを債務者である中小企業の方々に広くお知らせして、具体的な運用例などをお知らせしたいということで、私も、実は、この周知徹底を図るべく、さまざまな機会を通

じてやっております。例えば、「中小企業の皆さん！金融検査マニュアル別冊」ご存知ですか？「こういうたようなパンフレットをつくりまして、財務局を通じて、いろいろな会議などの場におきまして周知を図つていこう」ところでございませう。

私もといたしましては、今後とも、中小企業融資編の周知徹底及び適切な運用を図つて、中小企業の経営実態に的確に反映した適正な検査の実施に努めてまいりたいと思ひております。

○後藤(憲)委員 そうはいつても、これは金融庁がことしの一月十九日に、これは四半期ごとに対応なさっているそうなんですが、昨年十一月に実施した中小企業金融モニタリングの取りまとめ結果ということで、読ませていただきました。

この中にも、今お答えをいただいたようなことと、これからこの金融検査マニュアル別冊の周知についてということいろいろやつていくというお話であります。が、やはりそれぞれの金融機関や、中央会や、そういう関係者の方々の御意見であれば、「マニュアル別冊の内容が浸透してきているが、中小企業者へは、浸透しているとは思ひない」という意見も、たくさんかどうかは別としても、寄せられたというふうな明確に記述がされております。

あわせて、やはり中小企業育成という観点からいへば、これもよく聞く話なんですが、短期運転資金で借りがえをしたときに追加の担保を急に金融機関から言われたりということもまだまだたくさんあるというお話を聞いています。

このモニタリングの取りまとめ結果の中にも、幾つか、例えば、新規融資の申し込みに当たつては担保、保証がないと融資が受けられない、担保不足を理由にプロパー融資については拒絶される、依然として担保、保証に依存した融資姿勢が見られるとか、例えば、運転資金申し込みについては審査で減額されるなど、融資姿勢は依然消極的であるとか、こういう意見がいろいろなところ

というふうにも思ふんです。

あわせて、「融資の際の説明態勢」というところで、融資条件、これは金利、返済期間ということらしいんですが、一方的に決定されることが多いほか、融資謝絶においても理由の説明がされないなど、説明不足と見られる事案があるというふうな記述もございます。

今お答えをいただいたような部分は、もつと周知はしていただいて、これは金融機関の担当の方にもそういうふうな周知をしていただく、もつときちつと理解をしてもらう必要があると思ふんですが、このような、まだ十分でないという点については、これは新しいのが来週くらいにできるらしいですけれども、この点についてはどのような御見解をお持ちですか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘の、一月十九日に公表いたしました中小企業金融モニタリングにおきまして、さまざまな指摘がなされているのは十分承知してございます。金融庁といたしましては、中小企業に対する円滑な金融というのは、地域金融機関を初め、金融機関の最も重要な役割であるというふうに認識してございます。

いろいろな御指摘を踏まえまして、今後とも、民間金融機関がみずからの責任と判断でリスクをとって中小企業の金融ニーズに一層適切に対応していくよう、十分努力していきたいというふうに考えてございます。

○後藤(憲)委員 もう一点なんです、それにも関連して、先ほどもちよつと御指摘をさせていただいた、いわゆる旧都市銀行や財務省、金融庁のOBの方が地方銀行や信金、信組に再就職をなさる。

これが天下りと言うかどうか、定義は別として、人事院承認分、これは信用金庫、地銀ということですが、十八年に信用金庫には十一人、そして各府省承認分ということで、地方銀行には一人、信用金庫には三人。何か少ないような感じもするんですが、「信用組合は非営利企業と

して再就職審査の対象外となっている。」というコメントの資料を人事院からいただいております。

これは、先ほどもお話をしましたように、やはり審査をする際に、余りにも再就職をなさった方々が執行部にいるということで、自己防衛というよりも、中央の物差しでやはりはかつてしまう嫌いがあるのかな。これは、関連するいろいろな団体の方にお聞きをすると、そんなような意見を持っている方もいらっしゃると思います。

金融庁としたり、もちろんそういうことがないようにしながら、こういう承認をなさつたりしていると思うんですが、いわゆる、天下りと言えないんですが、再就職の実態について把握をなさっているのかどうか。そして、なさっていないのであれば、ぜひ全体像を一度きちつと把握していただきたいということ、あわせて、先ほども指摘をさせていただいたように、やはり過度に厳しい融資審査を行つてしまう嫌いが、旧都銀の皆さんや財務省や金融庁のOBの方が再就職なさつて、そういう審査傾向になつてしまっているんじゃないかなという疑念に対してはどのような御見解をお持ちなのか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○中江政府参考人 お答え申し上げます。

まず、再就職の状況についてでございますが、これは公務を離れた個人に関する情報でございますので、一般に、当局としてすべてを把握すべき立場にはございませぬけれども、保存期間内の文書で確認できる限りにおきましては、金融庁を退職し、信用金庫及び信用組合に再就職した者はございませぬ。先ほど先生がおっしゃった数字につきましては、恐らく、他省庁からの再就職の分ではないかと思ひます。

それから、都市銀行等の職員の信用金庫、信用組合への再就職につきましては、あくまで民間企業間の問題でございまして、当局として基本的に関与すべき立場にはないということを御理解いただければと思ひます。

○後藤(憲)委員 大臣、もう時間もありませんか

ら、きょうはまともにしますけれども、貸し渋り、貸しはがしがあるという実態は、その程度が、これは衆議院の調査室がおまじめになつたもので、特に一千万円以下の資本金のところ、平成十八年にはまだ八・五％ぐらいの企業の方が貸し渋り、貸しはがしを受けているという意識をお持ちで、資本金がそれ以上のところよりも高い比率になつています。

大臣、弱いところにそういうものがいつて、それを実感で経営者の方が受けているということ、やはり見逃すべきではないと思ひますし、検査の体制が、厳し過ぎると言つたら大変失礼な言い方かもしれませんが、もちろん法令に基づいて対応しているということは十分認識しながらも、やはり中小企業育成というものを視点に置いていただく必要があると思ふんです。

あわせて、貸し渋りや貸しはがしの全体の実態調査というものの、どういう要因なのかというのは、大臣、金融庁と連携をするかどうかは別として、やはり経産省として、中小企業施策の政府としての基本施策を推進するという役割を持った大臣として、やつていただく必要があると思ふんですが、あわせて最後に御答弁をお願いします。

○甘利国務大臣 金融に関するDIはかなり改善をしてきていると思ひますが、特に小規模中小企業の分野においてはまだまだ難しい点があるという御指摘であります。

私も、中小企業庁を通じて、現場の資金ニーズ、供給状況がどうなつてくるか、あるいは理不尽な対応を受けていないか、子細に調査をして、これは政府系を中心にですけれども、より適切な金融行政に導いていけるよう対処をしていく、あるいは、政府系を中心に、中小企業の実態に沿つた新しい商品開発等々を先導していきたいというふうな思つておりますが、いずれにしても、現状把握にはしつかり努めたいと思つております。

○後藤(憲)委員 以上で終わります。残余はまた来週以降対応させていただきますので、よろしく

お願いいたします。

ありがとうございます。

○上田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

平成十九年五月二日印刷

平成十九年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F